APEC地域 WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム 〈マレーシア〉

ファイナル・レポート

2003年6月

株式会社 UFJ総合研究所

序文

日本政府は、マレーシア政府の要請に基づき、同国に対し WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラムを行うことを決定し、国際協力事業団がこの協力を実施いたしました。

当事業団は、2002年5月から2003年3月までの間、6回にわたり株式会社UFJ総合研究所の田中秀和氏を団長とし、同社から構成される調査団を現地に派遣しました。

調査団は、マレーシア政府関係者と協議を行うとともに、現地調査、知識移転活動を実施し、帰国後の国内作業にて、これまでの活動結果およびそれを踏まえたさらなるキャパシティ・ビルディング活動の提案を取りまとめ、ここに本報告書の完成の運びとなりました。

この報告書が、マレーシアにおける WTO 関連キャパシティ・ビルディングの推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、ご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

2003年6月

国際協力事業団 総裁 川上 隆朗

侧上僮副

国際協力事業団 総裁 川上 隆朗 殿

伝達 状

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム(マレーシア)のファイナル・レポートを提出いたします。本レポートは、本プログラムを通じて展開された技術移転活動の内容と成果、および今後の WTO 協定実施にかかるキャパシティ・ビルディングのための提言から構成されています。

本プログラムは発展途上国が多角的貿易体制からのメリットを享受するために、WTO 協定履行のための体制整備を促すことを目標としており、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの四カ国を対象に実施しております。マレーシアへの協力は、2001年12月13日にマレーシア政府との間で合意された実施細則(S/W)に基づき、2002年5月から技術協力活動を開始し、去る2003年3月にクアラルンプールで開催されたラップアップ・ミーティングをもって完了しました。

本プログラムでは現地でのセミナーおよびワークショップによる技術移転活動が展開され人材育成に貢献したほか、日本のWTO交渉経験者および専門家を講師として現地に動員し、日本の経験の共有も図られました。マレーシア政府では、本プログラムの成果を活用し、更なるキャパシティ・ビルディングに取り組み、多角的自由貿易体制の発展に寄与することが期待されます。

本プログラムの実施にあたりまして、貴事業団、経済産業省、農林水産省各位の貴重なご指導、ご支援に深く感謝いたします。また、マレーシア側のカウンターパートである通産省(MITI)、農業省(MOA)、保険省(MOH)、法務長官執務室(AG Chambers)、国内消費者取引省(MDTCA)、マレーシア標準局(DSM)、SIRIM Berhad をはじめ関係機関のご協力に心より感謝申し上げます。

国際協力事業団

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム TA チーム・リーダー株式会社 UFJ 総合研究所 チーフ・コンサルタント 田中秀和

◇◆◇ 略語·用語集 ◇◆◇

1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AD	anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	countervailing duties	相殺関税措置
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービス貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
SG	safeguard measures	セーフガード措置
SPS	sanitary and phytosanitary measures	衛生及び植物検疫措置
TBT	technical barriers to trade	貿易の技術的障害
GRP	Good Regulatory Practice	適正実施規準
TRIPS	trade-related aspects of intellectual property rights	知的所有権の貿易関連の側面
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力会議
AFTA	ASEAN Free Trade Areas	ASEAN 自由貿易地域
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

2. マレーシア政府関係機関等

MITI	Ministry of International Trade and Industry	通産省
AG Chai	mbers Attorney General's Chambers	法務長官執務室
MDTCA	Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs	国内消費者取引省
IPP	Intellectual Property Protection SDN. BHD	知的財産保護協会
INTAN	National Institute of Public Administration	国立行政研究所
IPTC	Intellectual Property Training Center	知的財産トレーニングセンター
DSM	Department of Standards Malaysia	マレーシア標準局

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

Ι.	序	1
1.	. プログラムの背景・目的、範囲	1
	1.1 プログラムの目的	1
	1.2 プログラムの背景	1
	1.3 プログラムの範囲	3
	1.4 マレーシアとの合意による対象範囲	3
2.	マレーシアにおけるプログラム実施の概要と報告書の構成	5
	2.1 プログラムの基本方針	5
	2.2 プログラムの構成	8
	2.3 現地活動	11
	2.4 報告書の構成	12
3.	マレーシアの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題	13
	3.1 農業/SPS 協定《コンポネント 1》	13
	3.2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)《コンポネント 2 》	17
	3.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)《コンポネント 3	
	3.4 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定) 《コンポネント 4》	28
Π.	キャパシティ・ビルディング活動	34
1.	. 協力プログラムの全体像	34
	1.1 協力プログラムの全体像	34
	1.2 支援活動の背景	35
2.	. 現地における活動	39
	2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》	39
	2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》	43
	2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》	
	2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》 2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	
Ш.		60
	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	60 66
	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》 評価と提言	60 66
	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》 評価と提言	60 66 66
1.	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	60 66 66 67
1.	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	60 66 66 66 67 70
1.	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》 評価と提言 協力プログラム全体に対する評価と提言 1.1 評価 1.2 全体への提言 各分野に関する評価と提言	60 66 66 66 67 70
1.	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》 評価と提言 協力プログラム全体に対する評価と提言 1.1 評価 1.2 全体への提言 各分野に関する評価と提言 2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》	60 66 66 67 70 70 80
1.	2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》 評価と提言 協力プログラム全体に対する評価と提言 1.1 評価 1.2 全体への提言 各分野に関する評価と提言 2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》 2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》	60 66 66 67 70 70 80 84

◇◆◇ 詳細目次 ◇◆◇

I . 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲	1
1.1 プログラムの目的	1
1.2 プログラムの背景	1
1.2.1 WTO と発展途上国	1
1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始	2
1.2.3 APEC における日本のイニシアティブ	2
1.3 プログラムの範囲	3
1.4 マレーシアとの合意による対象範囲	3
2. マレーシアにおけるプログラム実施の概要と報告書の構成	5
2.1 プログラムの基本方針	5
2.1.1 対象国の現地事情への配慮	7
2.1.2 受益層の明確化とニーズへの対応	7
2.1.3 プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの扱	是言7
2.1.4 WTO 協定への対応能力の強化をターゲットにする	7
2.2 プログラムの構成	8
2.3 現地活動	11
2.4 報告書の構成	
3. マレーシアの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状	
3.1 農業/SPS 協定《コンポネント 1》	
3.1.1 国内関連法規の農業/SPS 協定との不十分な整合性	14
3.1.2 農業/SPS 協定実施のための不十分な組織及び運用体制	
3.2~紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)《コンポネン)	
3.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)《コンス	
3.3.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制.	
(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備の現状	
(a) 特許法 (Patent Act 1983 - Act 291-)	
(b) 商標法(Trade Marks Act 1976 -Act175-)	
(c) 著作権法 (Copyright Act 1987 - Act 332 -)	
(d) 工業意匠法(Industrial Design Act -Act 552-)	
(e) その他国内法の整備	
(2) TRIPS 協定履行に関わる関係機関	
(a) 国内取引消費者省	
(b) 財務省(税関)	
(c) 内務省(マレーシア警察)	23

(d) 裁判所	24
(e) 教育・指導機関	24
(f) 関連団体	26
3.3.2 マレーシアの支援ニーズ	26
3.4 貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)《コンポネント 4 》	28
3.4.1 TBT 協定に関するマレーシア政府の活動	28
(1) 国際標準の策定	29
(a) マレーシア標準の策定のための政策ガイドライン	29
(b) 強制規格におけるマレーシア標準の活用	29
(c) 政策レベルにおける国際標準化への参加	29
(2) TBT 協定の実施	30
(a) WTO/TBT 協定の実施のための運営体制	30
(b) TBT 協定国内作業委員会	31
3.4.2 過去のキャパシティ・ビルディング	33
Ⅱ.キャパシティ・ビルディング活動	34
1. 協力プログラムの全体像	34
1.1 協力プログラムの全体像	34
1.2 支援活動の背景	38
2. 現地における活動	39
2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》	39
2.1.1 ワークショップ概要	39
(1) 第1日目(8月26日(月))	39
(a) オープニング	39
(b) セッション 1	39
(c) セッション 2	40
(2) 第2日目(8月27日(火))	40
(a) セッション 3	40
(b) セッション 4	40
(3) 第3日目(8月28日(水))	40
(a) セッション 5	40
(b) セッション 6	41
(c) クロージング及びプレスリリース	41
(d) アンケート調査	41
2.1.2 ワークショップ・プログラム	42
2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》	43

2.2.1 プログラムの概観	44
2.2.2 第1回ワークショップ	44
(1) 第1日目(10月7日(月))	45
(a) セッション 1	45
(b) セッション 2	45
(2) 第2日目(10月8日(火))	45
(a) セッション 3	45
(b) セッション 4	46
(c) セッション 5	46
(d) セッション 6	46
(3) ワークショップ・プログラム	46
2.2.3 第2回ワークショップの結果	47
(1) 第1日目(10月14日(月))	47
(a) セッション 1	47
(b) セッション 2	48
(2) 第2日目(10月15日(火))	48
(a) セッション 3	48
(b) セッション 4	48
(3) 第3日目(10月16日(水))	49
(a) セッション 5	49
(b) セッション 6	49
(4) 第4日目(10月17日(木))	49
(a) セッション7	49
(5) 第5日目(10月18日(金))	49
(a) セッション8	49
(6) ワークショップ・プログラム	50
2.2.4 ワークショップの成果	51
2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》	<i>52</i>
2.3.1 セミナーの内容	52
(1) セミナーの目的	52
(2) セミナーの概要	52
(a) セッション 1 : 「TRIPS 協定履行の重要性」	52
(b) セッション 2: 「知的財産戦略と TRIPS 協定(パート1)	ー技術移転と
ライセンシングー」	53
(c) セッション 3:「知的財産戦略と TRIPS 協定(パート2)	-発明とその
経済価値-」	54
(3) セミナー・プログラム	55

2.3.2 ミニ・ワークショップの内容	56
(1) ミニ・ワークショップの目的	56
(2) ミニ・ワークショップの概要	56
(a) イントロダクション・セッション	56
(b) セッション 1:モデルトレーニング「知的財産権の水際措置」	56
(c) セッション 2:モデルトレーニング「発明とその経済価値」	57
(d) セッション 3: 「タイ、インドネシアにおける経験のマレーシ	アへの適用
可能性」	58
(3) ミニ・ワークショップ・プログラム	59
2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	60
2.4.1 プログラムの概観	60
2.4.2 TBT セミナーの内容	60
(1) 第1日目(9月3日(火))	60
(a) セッション 1 : 「日本の標準化政策と JISC の標準化戦略」	60
(b) セッション 2-1 : 「ISO における最新動向」	61
(c) セッション 2-2:「IEC における最新動向」	61
(2) 第2日目(9月4日(水))	61
(a) セッション 3-1 : 「TBT 委員会における最新動向」	61
(b) セッション 3-2:「日本における TBT 照会所の役割」	61
(3) TBT セミナーの成果	62
(4) セミナー・プログラム	62
2.4.3 TBT ワークショップの結果	63
(1) TBT ワークショップの内容	63
(a) セッション 1 TBT 協定	63
(b) セッション 2 TBT 協定の実施	64
(2) ワークショップの成果	65
(3) ワークショップ・プログラム	65
Ⅲ. 評価と提言	66
1. 協力プログラム全体に対する評価と提言	66
1.1 評価	66
1.2 全体への提言	67
(1) 人材と組織の強化	67
(2) 情報共有と活用の促進	68
(3) ASEAN 域内協力の推進	68
2. 各分野に関する評価と提言	70

2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》	70
2.1.1 評価	70
(1) 参加者アンケートの結果	70
(2) 講師からのコメント	70
(3) カウンターパートの評価	71
(4) 総合評価	71
2.1.2 提言	71
(1) 農業/SPS 協定関連部局の組織強化	71
(2) 農業/SPS 協定関連に係る個別専門分野人材の育成	72
(a) ウルグアイ・ラウンド及び新ラウンドの合意事項の履行能力	72
(b) 貿易政策検討制度への対応能力	73
(c) 「実施問題」への対応能力	73
(d) 特別セーフガードの発動等の紛争処理手続きに対する対応能力	73
(e) 食品衛生等の規格策定及び運用面でのハーモナイゼーションへの対応	芯能
カ	74
(3) 農業/SPS 協定関連情報の共有化	75
(a) 農業/SPS 協定関連部局間のナリッジ・マネージメント	75
(b) 動物検疫・植物検疫・食品検疫関係のシステム統合	76
(c) 危険性分析に基づいた衛生植物検疫措置	77
(d) マーケット・アクセスのためのプライベート・セクターへの情報提信	共.77
(4) 地域協力体制の構築	78
(5) 新しい課題に係るキャパシティ・ビルディング	78
2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》	80
2.2.1 評価	80
2.2.2 提言	82
(1) 課題と特質	82
(2) 支援から協力へ -新しい協力の枠組み構築	82
(a) 二国間協力の継続	83
(b) 地域協力枠組みの構築	83
2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》	84
2.3.1 評価	84
(1) セミナー	84
(2) ミニ・ワークショップ	85
2.3.2 提言	85
(1) ホームページを活用した基本情報の共有化促進	86
(a) 必要情報へのナビゲーションの充実 (ホームページのポータル化).	86
(b) 知的財産権部作成資料のホームページ掲載	87

(2) 既存の教育プログラムの充実	87
(a) 能力別プログラムの導入	87
(b) 教育プログラムの標準化	88
(3) 知的財産権と技術・産業との関係に着目したプログラム	88
2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》	89
2.4.1 評価	89
2.4.2 提言	90
(1) 民間リソースを活用した国際標準化活動へのより一層の参加	90
(2) TBT 協定に基づく権利と義務に関する情報の継続的な普及活動	91

◇◆◇ 図表リスト ◇◆◇

図表 I -1-1: WTO 協定と本協力の対象テーマ(番号は協定附属書番号)	3
図表 I -2-1: WTO 協定実施に向けた課題	6
図表 I -2-2:マレーシア支援活動内容	10
図表 I -2-3: 現地調査活動	. 11
図表 I-3-1:日本農林水産省によるキャパシティ・ビルディング協力	15
図表 I -3-2:経過措置期間の主な法改正・立法等の状況	19
図表 I -3-3: 国内取引消費者省における知的財産権関係部署	22
図表 I -3-4: 財務省における知的財産権関係部署	23
図表 I -3-5: 内務省における知的財産権関係部署	24
図表 I -3-6:技術委員会レベルにおける国際標準化活動への参加状況	30
図表 I-3-7:技術委員会レベルにおける国際標準化活動への参加状況―質的指標-	-30
図表 I -3-8: WTO/TBT 協定実施のための運営体制	30
図表 I -3-9: マレーシアにおける WTO/TBT 協定実施に関する活動内容	31
図表 I -3-10: マレーシアにおける TBT 国内作業委員会の体制	32
図表 I -3-11:海外から到来する通報(INCOMING NOTIFICATION)のための国内調	刮
整システム	32
図表 I -3-12: TBT 通報(OUTGOING NOTIFICATION)のための国内調整システム	33
図表 I -3-13: マレーシアがこれまでに参加した TBT 協定関連の技術支援	33
図表Ⅱ-1-1:キャパシティ・ビルディングプログラムの実施―全体像	37
図表Ⅱ-1-2:コンポネントとプログラムの実施方法	38
図表 II -2-1:DSU の改善点	43
図表Ⅲ-1-1:プロジェクト・デザイン・マトリクス	69
図表Ⅲ-2-1: MTCP を活用した農業/SPS 協定関連に係る個別専門分野人材育成:	プ
ログラム	74
図表Ⅲ-2-2:日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図	76
図表Ⅲ-2-3:日本の植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き	78

I. 序

I. 序

1. プログラムの背景・目的、範囲

1.1 プログラムの目的

WTO 協定の履行や遵守に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等さまざまな分野に おいて困難に直面している途上国に対し、協定の運用を担う行政官の育成や行政機構の整 備を含むキャパシティ・ビルディングに関する協力を実施することを目的とする。

1.2 プログラムの背景

1.2.1 WTO と発展途上国

GATT (貿易と関税に関する一般協定) の後身として 1995 年に設立された WTO (世界 貿易機関) は、GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉によって 合意された国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。従来の水際措置 (関税・数量制限等の非関税障壁) に加え、「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」や「知的所有権の貿易の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」など、国内法制のハーモナイゼーションを要求する協定の履行や、これまで批准国のみに義務が課されていた「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」の遵守は、特に国内法制度の整備が進んでいない発展途上国において、多角的貿易体制への参画に際しての非常に重い課題となっている。

WTO を中心とした多角的自由貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める発展途上国の健全な参画が不可欠である。しかしながら発展途上国は、人的・制度的・財政的要因に起因する能力不足から、国際貿易体制に参画するにあたって様々な課題に直面している。

発展途上国が多角的自由貿易体制の恩恵を享受できずにいる現実から、近年、経済のグローバル化のマイナス面が強調されることが多い。しかし、貿易自由化による貿易の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発と流入等をもたらすとされており、途上国の貧困削減並びに経済発展に対するプラスのインパクトも期待される。途上国がその発展段階に応じた自由化を行った上で国際的な自由貿易体制に適切な統合を果たし、そこから十分な果実を享受することは、途上国の発展にとって不可欠であるといえる。

1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言は、発展途上国への配慮「を強調したものとなった。とりわけ、発展途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、その重要性が示され、そのための資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT能力強化などが、宣言のなかで重要性を確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである。日本は既にAPECの「戦略的APEC計画」に沿って、本プログラムの下、協力を展開している他、様々な分野別の協力を行ってきたが、今後、対象とするテーマ及び国について拡大が検討されていく可能性も高い。

発展途上国が自由貿易体制に自国の国益に合致した形で参加し、継続的に利益を享受するためには、長期的視野に立った貿易政策の立案・施行が不可欠である。このためには、発展途上国が自国産業に関し、輸出競争力や貿易の現状と将来性を把握し、そのうえで輸出入産業政策を立案・実行し、さらに許容可能な範囲・ペースで WTO 協定を実施していくことが重要である。前述のドーハ閣僚会議は、以上のような認識と世界経済の動向に対する途上国側の懸念を踏まえたものである。

1.2.3 APEC における日本のイニシアティブ

こうしたなか、発展途上エコノミーの WTO 協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、APEC(アジア太平洋経済協力)貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC 地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000 年 11 月に開催された APEC 閣僚会合及び非公式首脳会合において、発展途上エコノミーの WTO 協定履行のための能力向上(キャパシティ・ビルディング)を実施していくことが「戦略的 APEC 計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、まずはタイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、本プログラムの下、具体的な支援が展開されることとなった。

「戦略的 APEC 計画」を受け、国際協力事業団(JICA)では、日本国内に「APEC における WTO 協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」(国内支援委員会)を設置するとともに、2000 年 12 月から 2001 年 3 月にかけ、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに対するさらなるニーズ調査を行い、各国からの要請を経て本プログラムの実施に至った。

¹ この閣僚会議により新たに立ち上げられた新ラウンドは、「ドーハ開発アジェンダ Doha Development Agenda」と呼ばれるに至っている。

1.3 プログラムの範囲

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これらの諸国に対するキャパシティ・ビルディング協力に関しては、対象とする国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置づけられ、対象テーマについてはWTO協定により既に制度的な枠組みの整ったテーマを対象としている(図表 I-1-1 参照)。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」、「貿易と環境」などのいわゆる「ニュー・イシュー²」は、今後ルールが策定されるテーマであり、本協力の対象テーマとはなっていない。

図表 I-1-1: WTO 協定と本協力の対象テーマ (番号は協定附属書番号)

- 1A 物品の貿易に関する多角的協定
 - ・農業に関する協定
 - ・衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS)
 - ・貿易の技術的障害に関する協定(TBT)
 - ・ダンピング防止協定(AD)
 - ・補助金及び相殺措置に関する協定(SCM)
 - ・セーフガードに関する協定(SG)
- 1B サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)
- 1C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)
- 2 紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解(DSU)

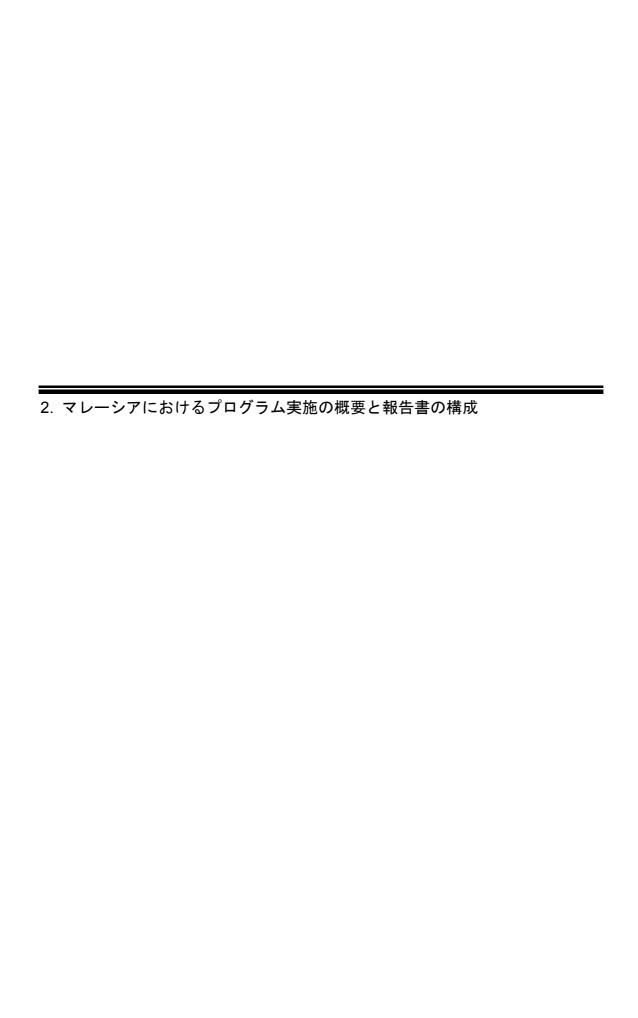
1.4 マレーシアとの合意による対象範囲

本プログラムのうち、2001 年 12 月 13 日付け、マレーシアに対する協力に関し、事前調査団とマレーシア政府との間で合意された実施細則 (S/W) により合意されプログラムの対象範囲は以下のとおりである。

² 1996 年の第1回 WTO 閣僚会議における閣僚宣言によって、これらイシューに係る認識が明確化されたことから、「シンガポール・アジェンダ」とも言われる。ドーハにおける第4回 閣僚会議においても、これらイシューに関する今後の交渉の可能性について議論がなされ、閣僚宣言においても言及されている。

- 1. 農業/SPS 協定の実施能力向上支援
- (a) 協定実施に係る障害の分析と特定
- (b) ワークショップの開催
- (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
- 2. DSU の実施能力向上支援
- (a) 協定実施に係る障害の分析と特定
- (b) ワークショップの開催
- (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
- 3. TRIPS 協定の実施能力支援
- (a) 協定実施に係る障害の分析と特定
- (b) ワークショップの開催
- (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
- 4. TBT協定の実施能力支援
- (a) 協定実施に係る障害の分析と特定
- (b) ワークショップの開催
- (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
- 5. 全般
- (a) インセプション・レポート、インテリム・レポート、ワークプランの作成
- (b) 協力成果の総括(ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートの作成)

本プログラムは途上国各国が WTO 協定を履行し、多角的貿易自由化に適切に参加しうる能力の獲得を支援する協力プログラムである。通常の開発調査が行う調査提言及びレポート作成ではなく、「途上国関係者の協定実施能力の向上」のための技術移転に力点を置いたセミナー/ワークショップの実施を主な内容とした。



2. マレーシアにおけるプログラム実施の概要と報告書の構成

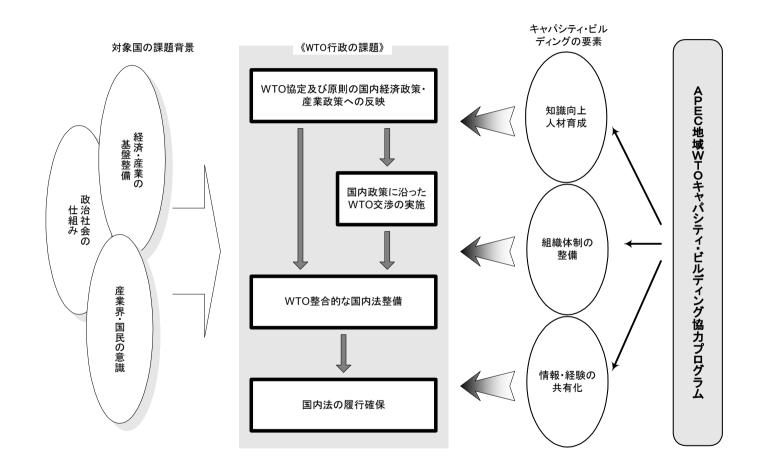
2.1 プログラムの基本方針

本プログラムの対象となった組織機能強化及び各協定実施能力向上は、途上国全般が協定実施にあたって困難を抱えている典型的な分野である。これらの分野に対する支援の実施は、WTO の目指す多角的貿易体制の発展のために不可欠であるとともに、戦後多角的貿易体制の中で発展を遂げてきた日本産業/日本企業にとっても、将来の事業環境の透明性向上に際して不可欠な要素となっている。また、日本政府にとってみても、マレーシアをはじめとするアジア諸国と経験や認識を共有していくという意味においても、技術支援の実施は、協定に係る相互理解を深める点で極めて重要となっている。

本プログラムの実施に際しては、多角的貿易体制への参画に当たり、日本がこれまで蓄積してきた経験、ならびに日本の産官学の人的リソースを活用した。また、個別国への協力にあたって、対象国の現状・課題、ニーズを十分把握したうえで内容策定を行うとともに、技術移転実施後も、十分なフォローアップを行っている。

本プログラムはマレーシアを含む支援対象国が WTO 協定を履行し、多角的な貿易自由 化に適切に参加するための実施能力の向上を支援する新しいタイプの協力プログラム調査 である。したがって、従来型の開発調査が行ってきた調査提言型のレポート作成ではなく、 援助対象国関係者が WTO 協定実施能力を向上し得るような知識移転そのものに重点が置かれており、"セミナー、ワークショップ等を通じた人材育成"が活動の中核と位置づけられている。 こうした本プログラムの活動内容と「対象国の課題背景」及び「WTO 行政の課題」との関係を整理すると、図表 I-2-1 のとおりである。また、知識移転活動の効果的実施のために 2.1.1 から 2.1.4 の点に留意した。

図表 I -2-1: WTO 協定実施に向けた課題



2.1.1 対象国の現地事情への配慮

効果的な技術移転を実施するためには、単にパッケージの研修プログラムを提供するのではなく、対象国の課題、ニーズを把握し、固有のニーズに従ったカスタマイズされたプログラムを設計することが肝要である。このため、コンポネント毎に扱うテーマの必要性に応じて、WTO 本部元スタッフ、日本の学識者、官庁および関係団体の専門家、さらに第三国の専門家などを動員して効果的な技術移転プログラムを企画し実施した。

2.1.2 受益層の明確化とニーズへの対応

今回の技術移転の対象となる受益層は、行政関係者のみならず広く民間セクターも想定されていたが、対象となる受益層により、必要とされる知識、能力、スキルのレベルは異なるため、援助の直接的な対象となるターゲット受益層を明確化し、彼らのニーズを分析し、ニーズに従った技術移転プログラムを設計した。

2.1.3 プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの提言

本プログラムにおいては、プログラム期間中に WTO 義務履行能力の向上を目指すことはもとより、プログラム終了後も、技術移転の対象者を中心に、継続的に能力向上が図られるべきことを念頭において進めた。コンポネント毎に、継続的で持続可能な能力向上の方策について支援対象国に検討を促すとともに、提言とりまとめの際にも、こうした観点から、今後の課題を明らかにした。

2.1.4 WTO 協定への対応能力の強化をターゲットにする

WTO 協定の原則・ルールについては、これまで WTO 事務局はじめ他の外国援助によって多くのセミナーが実施されており、一般的なセオリー(あるべき姿)の説明はなされている。本協力でターゲットとしたのは、マレーシア関係者の対応能力を高めるための技術移転である。この点からは、WTO 協定の国内制度への適用と、その実例としての日本の事例紹介、対応能力(キャパシティ)を高めるための技術的支援(システム、ノウハウなど)と関連情報を広く知らせるための啓蒙的活動の強化を図った。

なおマレーシア政府はこれまで、WTO、APEC、ASEAN など多国間あるいは地域間協力の枠組みに基づく、様々な WTO 関連キャパシティ・ビルディング活動に積極的に参加してきた。しかし、二国間協力の枠組みでの WTO 協定の実施支援に対象を絞ったプロジェク

トは、JICAによる今次プログラムが最初のものである³。

2.2 プログラムの構成

マレーシアについては、以下の4分野の協力内容(コンポネント)より構成されるプログラムを実施した。

- 1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援
- 2 DSU(紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)の実施能力向上支援
- 3 TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)協定の実施能力支援
- 4 TBT (貿易の技術的障害) 協定の実施能力支援

これら4分野については、より具体的に個別の協定の実施能力向上に取り組んだ。各コンポネントの支援活動の着眼点は以下のとおりである。

農業/SPS 協定 (コンポネント1):農業セクターは、マレーシアの輸出産業として重要な位置を占めており、農業/SPS 協定に留まらず幅広い農産物輸出に係る知識移転に対するマレーシアにおけるニーズは非常に高い。このような背景を踏まえ、コンポネント1においては、農業/SPS 協定の解説に加えて、日本の検疫制度、さらには農産品の流通制度がテーマとして取り上げられた。

DSU (コンポネント2):マレーシアにおいて WTO 紛争解決手続(DS) を担当している法務長官執務室は、すでに多くの経験を有している。しかし、WTO における紛争件数が増加の一途たどっている現状では、さらなる既存スタッフの能力の強化および新たな人材育成が、急務となっている。このような状況を踏まえ、コンポネント2においては、WTO および DS に係る包括的かつ最新の知識移転をとおして新たな人材育成を図ると同時に、WTO における実務経験者による事例研究や模擬裁判などのプログラムをとおしてより実践的な知識移転を行った。

³ なお、1980年よりマレーシア政府が実施している南南協力の枠組みであるマレーシア技術協力プログラム(Malaysia Technical Cooperation Program: MTCP)も、将来のキャパシティ・ビルディング・プログラムの基盤として機能しうるであろう。例えば、農業/SPS 分野においては、MTCP の枠組みの中で、(i) 動物検疫管理に係るトレイニング・コース、(ii) 検疫サービスに係る情報交換についてのトレイニング・コース、(iii) HACCP に基づいた検査体制に係るトレイニング・コースなどが、過去に実施されている。また TRIPs に関しては、知的所有権分野における日本特許庁をはじめとしたドナーによる日本とマレーシアとの二国間支援協力が、これまでにも実施されている。しかし、TRIPs という WTO の協定にフォーカスした支援は、本プロジェクトが初の試みである。

TRIPS (コンポネント3):マレーシアにおいては、知的財産権関連の法整備が精力的に進められており、その実施に関しても、著作権等を中心として積極的な知的財産権法の適用がなされ始めている。このような状況を踏まえ、コンポネント3においては、マレーシアにおける TRIPS に係る更なる理解を深める啓蒙活動として、セミナー及び政策担当者によるミニ・ワークショップを開催した。

TBT (コンポネント4):電子製品を中心とした工業製品の製造、輸出が盛んなマレーシアにおいては、TBT 協定への関心は総じて高い。コンポネント4においては、TBT 所管官庁との協議の結果、TBT 協定上の義務の周知化、関連省庁間での協力体制の改善、TBT 協定に係る継続的な啓蒙活動等を目的として、セミナーおよびワークショップを開催した。

また、コンポネント毎の支援内容及び活動内容は図表 I-2-2 のとおりである。

図表 I-2-2:マレーシア支援活動内容

支援対象協定 ・分野	マレーシア側 カウンターパート	支援内容	活動内容
プロジェクトの 統括	通商産業省(Ministry of International Trade and Industry: MITI)	(全体への調整)	・ インセプション会議(2002年5月) ・ ワーク・プラン作成(2002年6月) ・ 中間報告書作成(2002年10月) ・ ラップ・アップ会議(2003年3月) ・ 最終報告書作成(2003年6月)
農業/SPS	農業省 (Ministry of Agriculture: MOA) 保健省 (Ministry of Health: MOH)	・ 協定実施に係る障害の分析と特定 ・ ワークショップの開催 ・ マレーシア政府への提言取りまとめ	農業/SPS 協定関連現状調査農業/SPS 協定等に係る知識移転を目的としたセミナー(2002 年 8 月)
DSU	法務長官執務室(Attorney General's Chambers)	協定実施に係る障害の分析と特定ワークショップの開催マレーシア政府への提言取りまとめ	DSU 関連現状調査WTO 協定および DS 手続に係るワークショップ(2002 年 10 月)
TRIPS	国内取引消費者省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA)	・ 協定実施に係る障害の分析と特定・ ワークショップの開催・ マレーシア政府への提言取りまとめ	 TRIPS 関連現状調査 TRIPS に係るセミナー及びミニ・ワークショップ (2002 年 10 月) タイおよびインドネシアのプロジェクトにおいて作成した資料の使用
ТВТ	マレーシア標準局 (Department of Standards Malaysia : DSM) SIRIM Berhad	・ 協定実施に係る障害の分析と特定・ ワークショップの開催・ マレーシア政府への提言取りまとめ	TBT 関連現状調査TBT 及び国際標準化活動をテーマに セミナーおよびクローズド・ワーク ショップ (2002 年 9 月)

2.3 現地活動

本プログラムでは、各コンポネントの活動の進捗状況に合わせ、現地活動を計画立案した。その結果、2002 年 5 月のインセプション・ミッション(第 1 回現地調査)、2002 年 8 月の農業/SPS ワークショップ(第 2 回現地調査)、9 月の TBT ワークショップ(第 3 回現地調査)、10 月の DSU 及び TRIPS ワークショップ(第 4 回及び第 5 回現地調査)およびラップアップ会議および提言に関する協議のための第 6 回現地調査を行った。

現地活動を取りまとめると図表 I-2-3 のとおりである。

図表 I -2-3: 現地調査活動

佐 1 水田山畑木	2002.05	ハルポン・ハーション・ハ			
第1次現地調査	2002.05	・インセプション・ミッション			
第2次現地調査	2002.08	・ セミナー開催			
		コンポネント	期間	参加者数	
		農業/SPS	1 日間	120	
第3次現地調査	2002.08	・セミナー開催			
		コンポネント	期間	参加者数	
		TBT	2 日間	90	
第4次現地調査	2002.10	セミナー/ワークショップ開催			
		コンポネント	期間	参加者数	
		DSU(第1回)	2 日間	70	
		DSU(第2回)	5 日間	20	
		TRIPS	1日間	106	
			·		
第5次現地調査	2002.11	・インテリム・ミッション			
第6次現地調査	2003.03	・ラップアップ・ミーティング			

2.4 報告書の構成

最終報告書は、「要約」及び「本文」の2冊から構成し、本プログラムの支援活動全般の 結果を記載している。

「本文」は、「I. 序」、「II. キャパシティ・ビルディング活動」、「III. 評価と提言」および「附属資料」から成る。「I. 序」では、調査の概要とマレーシアにおける各コンポネントの現状分析を整理している。「II. キャパシティ・ビルディング活動」は、プログラム全般及び各コンポネントの活動報告を中心とする。「III. 評価と提言」では、活動に関する評価と今後の持続的なキャパシティ・ビルディングに向けた提言をとりまとめている。また、「附属資料」には、現地活動の過程で作成した主要資料のうち、とりわけ重要なものを選別してとりまとめた。



3. マレーシアの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

3.1 農業/SPS 協定《コンポネント 1》

マレーシアの農業セクターの GDP に占める割合は、1999 年の 10.7%から 2001 年の 9.0% と漸減しているものの、農業セクターの規模そのものは拡大しており、マレーシアにとって、農業セクターは依然重要な生産セクターであることには変わりはない。1999 年 6 月、マレーシア政府は第三次国家農業計画 (The 3rd National Agricultural Policy: NAP3)を発表し、2010 年までのマレーシアの農業の基本的枠組みを見直した。第二次国家農業計画 (The 2nd National Agricultural Policy: NAP2) が策定された 1992 年当時から比較すると、この間ウルグアイ・ラウンドの合意があり、農業分野を取り巻く国際環境は大きく変化し、マレーシアの農業政策はこれらの国際環境に対応することが求められている。NAP3 において、WTOの農業/SPS 分野に関連すると思われる記述は以下のとおりであり、マレーシア政府が農業政策を農業/SPS 協定に沿うようにシフトし、国際競争力を兼ね備えた農業セクターに改善しようとする意思が読み取れる。

- 政府と民間セクターが協力して、国際貿易のグローバリゼーション及び農産物 貿易の自由化に対応するマレーシア農業の国際競争力の強化を推進する。
- 国民へ安全な食品を供給するため、国家食品安全イニシアティブを策定し、食品安全の監視、検査、研究、危険性評価、トレーニング、関連省庁間の調整能力を強化する。

このような状況の中、マレーシアでは、農業省(Ministry of Agriculture)及び第一次産業省の企画部(Planning Division)が農業協定においてコミットされた事項の実施の責任を負っている一方、農業省の農業局(Department of Agriculture)及びを、植物保護検疫部(Plant Protection and Quarantine Division)が SPS 協定を所轄している。獣医サービス局(Department of Veterinary)が、植物及び動物の衛生に関する SPS 協定の実施に責任を負っている。

また、保健省(Ministry of Health)が SPS 協定のうち食品安全性に関する部分を所管しており、同省の公共保健局(Department of Public Health)の食品品質管理部(Food Enquiry Point on Food Safety)が、SPS 協定の食品安全性に関する照会先(SPS Enquiry Point on Food Safety)となっている。現在、WTO 協定の義務履行の確保に向けての組織再編過程にあり、食品安全委員会(Food Safety Council)が設立されれば、関係省庁間のコーディネーションは強化されるものと期待される。保健省の WTO 担当者は、WTO の SPS 委員会には 1999 年に一度出席しただけだが、食品規格委員会(The Codex Alimentarius Commission: Codex)には定期的に出席している。

農業省の調整の下に、通商産業省及び保健省が協議を行い、農業/SPS 協定関連の政策が

決定されている。主管官庁である農業省・保健省・第一次産業省、及びWTO交渉窓口である通商産業省の43者は、以下のような理由から、本農業/SPS分野の協定履行能力向上のためのキャパシティ・ビルディングの必要性を強く認識している。マレーシアとしてこの分野に支援が注力されるべきであるとの関連省庁間のコンセンサスが存在する。

3.1.1 国内関連法規の農業/SPS 協定との不十分な整合性

国内の法制度と農業/SPS 協定の整合性に関しては、マレーシア政府は、国内の法制度を 農業協定及び SPS 協定の履行に関して、国内関連法規の整備を着実に進めているものの、 これらの国内関連法規は未だ WTO 協定と整合的でない部分もあり、ハーモナイゼーション が十分なされているとは言えない。

ウルグアイ・ラウンド協定をコミットした時点で、農業省及び保健省は、現時点での農業/SPS 分野の国内関連法規を農業/SPS 協定にハーモナイズさせてきた。詳細は以下のとおりであるが、SPS 協定を例にとると、最近 1953 年に制定された Animal Ordinance を WTO 協定と整合的に修正するために、Veterinary Act を策定しようとしたが、当初案は SPS 協定と整合的とはいえなかった。そのため、現在必要な法案の修正を行っているところである。このような法案修正作業を実施するスタッフは、SPS 協定を十分理解する必要があることは明らかである。

- The Food Act 1983
- The Food Regulations 1985
- Animal Ordinance 1953
- Animal Riles 1962
- Animal Importation Order 1962
- Federal Animal Quarantine Station By-Law 1984
- Pesticide Act 1974
- Plant Quarantine Act 1976
- Plant Quarantine Regulation 1983

3.1.2 農業/SPS 協定実施のための不十分な組織及び運用体制

また、農業/SPS 協定の実施・運用体制に関しては、以下のような現状である。SPS 協定のうち食品衛生を所管している食品検疫部は、(1)Development of Food Standard、(2)Research and Monitoring、(3)Industry、(4)Information Technology、(5)Enforcement、(6)Laboratory Service、(7)Codex: General Principles、(8)Codex: Commodity Standard、(9)Codex Secretariat、(10)Administrationの10のセクションの合計4539名のスタッフで構成されているのに対して、食品衛生の国際基準策定に携わっている Codex では、全般問題規格部会(9部会)、食品規

格部会 (12 部会)、地域調整委員会 (5 部会)、特別部会 (3 部会) といった合計 29 部会がある。

農業省は、農業/SPS 協定がマレーシア社会に与えるインパクトについての理解を深める必要性を認識するとともに、農場評価、害虫リスク分析に関する技術移転を受けるなど、貿易措置能力の向上の必要性を感じている。保健省は、食品安全分野について、ラボラトリーの機能、リスク管理等の専門知識の向上などの面でキャパシティの強化が必要とみられる。前述したように、両省とも国内法と農業/SPS 協定の整合性に一部問題があることを認識しており、この分野での改善は必要である。WTO 問題に関する国内調整窓口である通商産業省もまた、農業/SPS 協定分野の解釈・運用上の困難さと国内産業へのインパクトの大きさから、農業/SPS 分野へのキャパシティ・ビルディング支援が必須であると認識している。

このようなニーズに応じて、マレーシアに対しては、WTO、UNDP、FAO、AusAID、ASEM 等の様々な国際機関・二国間ドナーが、主にセミナー・ワークショップを通じた人材育成を中心に、農業/SPS 協定履行のためのキャパシティ・ビルディングを実施してきた。

日本は、JICA を通じて、これまで直接的・間接的に WTO 義務履行に係る支援をアドホック・ベースに実施してきた。2003 年 1 月現在、進行中の保健省に対する「食品衛生強化」分野のプロジェクト方式技術協力がこの分野での代表的な技術協力であるが、日本政府は農林水産省が以下のようなキャパシティ・ビルディングに対する協力を実施されている。

図表 I-3-1: 日本農林水産省によるキャパシティ・ビルディング協力

事業名	時期・場所	内容
東アジア農業技術協力フォーラム	2002.6.24~26	「WTO と農業貿易」について、日本から講師
	北京	を派遣。
ASEAN 諸国・農業政策担当局長招聘	2002.7.7~14	各国農業政策の企画・立案に資するため、幹部
研修コース	東京	職員に対し我が国農政・農業の実態の説明・意
		見交換、研修員関心事項の個別研修を実施。
SPS に関するセミナー	2002.12.4~11	アジア生産性機構からの委託により、動植物検
	東京	疫措置に関するセミナーを開催。
WTO 農業/SPS 協定研修	2003.2.12	WTO 農業協定及び SPS 協定の仕組みについて
	東京	のセミナーを開催。
貿易自由化が与える農業生産者・農村	2003.3.11~17	貿易自由化について、アジア生産性機構が行っ
貧困者に与える影響シンポジウム	東京	た調査結果をもとに、農業生産者や農村貧困者
		に対する貿易自由化の影響を議論し、農業セク

	ターへの望ましくない結果を軽減する方策を
	確認。

出所:農林水産省ホームページ

前述したような日本及びその他のドナーによるセミナーあるいはワークショップの成果を統合し、農業/SPS協定の実践的な理解を向上するために、本プログラムで開催されたセミナーは、これらのドナーによるキャパシティ・ビルディングに関する支援をさらに有効なものとするために、農業/SPS協定に関する理解の向上・底上げを主目的とし、農業省、保健省、及び通商産業省の各担当者を主な対象としたセミナー型の技術移転を実施するものである。また、行政官だけではなく、生産者や流通者等、プライベート・セクターの関係者もセミナーの対象者とした。

3.2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU) 《コンポネント2》

ドーハ開発アジェンダに則り、マレーシアはWTO協定上の権利・義務の実施に係る能力強化に取り組んでいる。WTO協定に係る知識強化の方法のひとつとして、WTOに係る専門能力と経験を有する国からの知識と経験の移転を挙げることができる。

マレーシア法務長官執務室は、マレーシア政府が扱うあらゆる法律問題に関して助言を 行っている。貿易と投資の重要性が高まっている昨今、法務長官執務室としても、WTOに関 連する問題について理解を深めるとともに、マレーシア政府に対して助言を行う能力を強 化する必要に直面している。

マレーシア法務長官執務室の法務官は、DSU に係る理解を深め、WTO 紛争解決機関において紛争解決に携わるために必要な包括的専門知識と経験を取得することが求められている。

マレーシア法務長官室では、現在、国際ユニットの再編を行っている。グローバルな貿易および投資分野におけるマレーシア政府による参画に対する必要が増加しているのに対応して、国際貿易/金融ユニットが設置される予定である。この再編活動と並行して、現在四名の職員によって構成されている国際貿易ユニットも、10名へ増員されることが予定されている。この10名はWTO協定とその諸原則に精通することが求められる。キャパシティ・ビルディング・プログラムのようなプロジェクトは、法務長官執務室の法務官の能力向上に貢献するものと思われる。また、法務長官執務室は、法務官を政府機関全てへと派遣しており、そのなかにはWTO関連事項を扱う政府機関も含まれている。それゆえ、これらの他の政府機関へと派遣されている法務官もまた、WTOに係る十分な知識を有することが必要となっている。

日本を含む WTO 加盟国のうちいくつかは、WTO 関連紛争を扱うにあたり外国弁護士事務所と契約を行っている。一方、マレーシアではこのような形で法律事務所と契約を結んだことはなく、WTO 関連紛争はマレーシア政府内部のみで対応している。また将来的にも、マレーシア政府内部のみで対応することが予定されている。それゆえ、DSU 及びその他WTO 関連問題の領域におけるキャパシティ・ビルディングは、WTO 紛争および多国的貿易システムから生じる問題すべてを扱うためにも、法務長官執務室の法務官のキャパシティ向上にとって不可欠である。

3.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定) 《コンポネント3》

3.3.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制

「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS)」は、「サービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services: GATS)」等と同様に、1995年のWTO発足とともに発効した最も新しい協定の一つである。各国が独自に採用する知的財産権制度の相違に起因する国際貿易・投資への障害を改善し、通商の側面から知的財産権の保護を強化することを目指したものである。

TRIPS協定発効に基づき、特許、商標、著作権及び関連する権利、意匠、開示されていない情報、集積回路の回路配置、地理的表示が、同協定による保護の適用範囲となり、従来の国際条約でカバーされていた知的財産権の保護範囲が実質的に拡大した。また、各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準が明確化され、本分野でも、加盟国において内国民待遇、最恵国待遇等のWTOにおける諸原則が適用されることとなった。

TRIPS 協定は、加盟国に対し知的財産権に係る国内法制度を協定と整合的に整備することを要請しており、当該制度整備に時間を要する途上国に対しては、準備期間として WTO 協定発効後 5 年、後発開発途上国に対しては 11 年の経過期間が認められた。マレーシアにおいては本プログラムの対象となっている他の三ヶ国と共に、既に経過措置の終了する 2000年1月1日から履行義務が発生している。

(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備の現状

マレーシア国では、国内消費者取引省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA)の知的財産部(Intellectual Property Division: IPD)(以下本章においては DTCA として記載)が、TRIPS 協定履行及び知的財産権保護に係る国内調整、法整備、審査、通報等の業務を主に担当している。同国は、経過措置最終年の 2000 年までに、集積回路の回路配置法、地理的表示法、光ディスク法の導入・発効、特許法、著作権法、工業意匠権法の改正等、数回の立法措置・法改正を経て、既に TRIPS 協定における合意事項を基本的に充足した協定整合的な状況となっている。以下では、TRIPS 協定と国内法との関係及び TRIPS 協定整合化のための国内法令の主要な改正点を整理する。

図表 I-3-2: 経過措置期間の主な法改正・立法等の状況

特許法(1983)	2000 年 保護期間改正、強制許諾要件明確化	
商標法(1976)	2000年 パッシング・オフ規定改正	
著作権法(1987)	1997年 インターネット等における著作物に係る規定等	
	2000年 演奏家等の保護規定	
工業意匠法(1996)	1999年9月1日発効	
IC 回路配置保護法(2000)	2000年8月15日発効	
地理的表示法(2000)	2001年8月15日発効	
光ディス保護法(2000)	2000年10月15日発効	
コンピュータ刑法(1997)	2000年6月1日発効	

(a) 特許法 (Patent Act 1983 -Act 291-) 4

マレーシアの特許法は、近年では、1993 年(1995 年 8 月 1 日施行)と 2000 年(2001 年 8 月 1 日施行)の 2 回の改正が行われ、TRIPS 協定整合性が確保された。93 年改正では、簡 易審査制度の導入、世界公知の考え方の導入、保護期間を特許権付与から 15 年とすること等、パリ条約と整合的な審査・権利付与制度を確保するとともに、権利保護内容の明確化が行われた。この段階で、ほぼ TRIPS 協定整合性は確保されていたが、引き続き出願日から計算して 20 年の保護期間を設けるとする TIRPS 規定(TRIPS 第 33 条)等と一部不整合があった。しかし、2000 年の改正では、同規定を含めその他強制許諾、平行輸入等の規定に関しても TRIPS 協定と整合的に改正された。

<2000 年法改正のポイント>

- 特許権の保護期間を出願日から20年改正
- 強制許諾規定を TRIPS 協定第31条と整合的に改正
- 海外市場において既に流通している製品の並行輸入を認める
- 国による特定特許活用を緊急及び国家利益のためだけに限定

(b) 商標法(Trade Marks Act 1976 -Act175-)

マレーシア商標法の近年の改正は、1994年(1997年12月1日施行)と2000年(2001年8月1日施行)の2回である。1994年の改正では、サービスマークの登録制度導入、パリ条約による優先権主張を認めること、存続期間を10年にする等の、権利範囲や手続き面での明確化がはかられた。この段階では、TRIPS協定との関係では、周知商標保護について若干の不明な点が残されたが、2000年の改正では、水際措置の規定を含めこれらの点が明確に規定され、TRIPS協定の整合性が確保された。

⁴ マレーシアにおいては、実用新案は特許法第IVA 部において規定さてれている。

<2000 年法改正のポイント>

- 周知商標に係る規定の明確化
- 水際措置規定の明確化
- 商標登録の基準の標準化

(c) 著作権法(Copyright Act 1987 - Act 332 -)

マレーシア国の著作権法は、1989年のベルヌ条約加盟を受けて、これに整合するため 1990年に改正法が施行された。また、工業意匠権法との関係を整理するため、デジタル上での著作権処理や著作権利用者と権利者団体との調整を容易するため、それぞれ 1996年 (Act A952)、1997年(Act 994)改正法が施行された。この段階で、ほぼ TRIPS 協定との整合性は確保されていたが、残る実演家等の保護に関しては、2000年改正法("CAA2000": 2000年8月15日発効)によって、この点についても整合性を確保するに至った。

<2000 年法改正のポイント>

- 実演家の実演・固定・頒布等に係る権利保護
- 実演家の人格権の保護

(d) 工業意匠法 (Industrial Design Act -Act 552-)

マレーシア国の工業意匠法は、英国の登録意匠法(1949年)をモデルに、1996年に成立 し1999年9月1日に発効している。本法は、成立の段階で既にTRIPS協定との整合性を勘 案したものとなっている。

(e) その他国内法の整備

その他、マレーシアにおいては、TRIPS 協定との整合化のために、2000 年 IC 回路配置保護法(2000 年 8 月 15 日発効)、2000 年地理的表示法(2001 年 8 月 15 日発効)、2000 年光ディスク保護法(2000 年 10 月 15 日発効)を整備している。トレード・シークレットに関しては、コモンローによる保護としている。また、特にデジタルネットワーク上での知的財産権の保護に関しては、1997 年コンピュータ刑法(Computer Crime Act: 2000 年 6 月 1 日発効)による保護を準備している。

法令エンフォースメントに関しては、民事・行政上の救済措置については、現行の知的 財産権法、1980年高等裁判所規則 (Rules of High Court)、特別救済法 (Special Relief Act, 1950) 等による規定、水際措置に関しては税関法、刑事上の手続きに関しては、取引表示法、関 税法等による規定により、それぞれ TRIPS 協定と整合的な環境が整備されている。なお、 水際措置に関しては、商標法及び著作権法においても、税関に対して登録機関に代わって 取り締まることのできる権限を与えている。但し、TRIPS協定第53条の担保又は同等の保証については、関税法において明確な規定がなく、運用によって整合性を担保している。

(2) TRIPS 協定履行に関わる関係機関

(a) 国内取引消費者省

マレーシアにおける知的財産権主管の官庁は、国内消費者取引省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA)であり、実際の審査登録等の手続きを担当するのが、国内取引部門の下部機関にあたる知的財産部(Intellectual Property Division: IPD)である。知的財産部は、大別して商標、特許、工業意匠・著作権等その他の知的財産権を扱う3部門からなり、特許については、それぞれ更に工業技術、応用科学、形式審査の3部門に分かれている。また、サラワク、サバ地方支部を有し、別途取締り部門を有している。

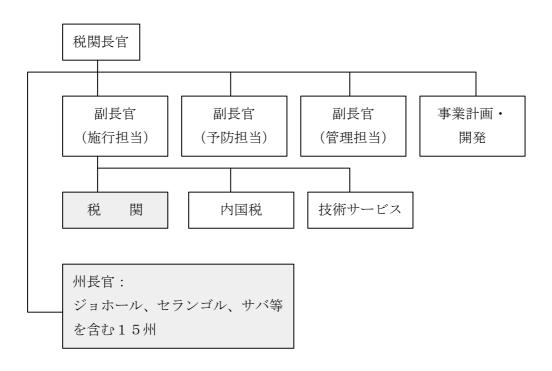
大 臣 事務局長 副大臣 議会秘書 事務局次長 (政策担当) 国内取引部門 企画部門 知的財産部 事業開発部 国内取引部 企画開発部 工業デザイン サラワク支部 商 標 特 許 (工業技術) 著作権 管理·財務 サバ支部 特 許 (応用科学) 特 許 (形式審査) 取締り部門

図表 I-3-3: 国内取引消費者省における知的財産権関係部署

取締り部門では、1999 年 4 月に特別著作権タスクフォース(Special Copyright Task Force)が設置され、特に不正商品の取締りを実施している。1999 年末までに、同タスクフォースでは、10,000 箇所以上に及ぶ地点の査察を行い、2,000 件以上のコンピュータソフトウエア、CD、ビデオ等の侵害品を検挙している。検挙総額は 7,600 万リンギットを上回ると試算されている。また、それ以外でも、同取締り部門では、1987 年著作権法に基づく強制捜査を5,000 箇所以上に実施し、約 4,500 万リンギットの不正商品を摘発している。

(b) 財務省(税関)

知的財産権の水際措置に係る取締り当局は財務省の税関である。税関は、1967 年関税法 に及び1972 年売上税法に基づき、知的財産権侵害物品に係る検査、捜査、押収、または逮 捕をする権限を有している。また、これら法律に基づいて押収の対象となる商品を所有し ていると合理的に疑われる者について、令状なしに逮捕することもできる。



図表 I-3-4: 財務省における知的財産権関係部署

(c) 内務省(マレーシア警察)

内務省の下部機関として設置されているマレーシア警察では、知的財産権関係の取締りは商事犯罪部門の機関として、1943年価格統制法、2000年光ディスク法、1987年著作権法、1952年映画(検閲)法、1967年関税法、1984年印刷機・出版物法、それぞれに基づく権限を有している。

大 臣 事務局長 副 大 臣 副 大 臣 警察委員会 L 部 M 部 マレーシア警察 麻薬取締り部門 移民部門

図表 I-3-5: 内務省における知的財産権関係部署

(d) 裁判所

マレーシアにおける裁判制度では、知的財産権の侵害事件及び知的財産局長の決定に対する不服申し立て事件は、連邦裁判所(最高裁判所)、控訴裁判所の下に設置された高等裁判所が第一審裁判所としての管轄権を有する。高等裁判所には、マラヤ高等裁判所とボルネオ裁判所の2種があり、マラヤ高等裁判所は西マレーシア、ボルネオ高等裁判所は東マレーシアについて、それぞれ裁判管轄権を有している。なお、マレーシアでは知的財産権を専門に扱う裁判所は設置されていない。

(e) 教育·指導機関

知的財産権関係の教育・指導機関としては、主要な大学における知的財産権研究センター等の他に、国立行政研究所(National Institute of Public Administration: INTAN)及び知的財産研修センター(Intellectual Property Training Center of Malaysia: IPTC)が主要機関として教育活動を提供している。この内、INTANでは、これまで、一般的なセミナーや弁理士(Patent Agent)の資格試験のための特別コース等を提供してきたが、IPTCの設置に伴い、教育プログラムの中心は、今後 IPTC に移るものと考えられる。

<IPTC の概要>

IPTC は 1997 年、MDTCA と INTAN の共同プロジェクトによって設置された政府のファンディングによる機関である。現在の施設は、INTAN の中にある。

(目的):

- 知的財産権分野における効率的・高品質のトレーニングを提供すること
- 知的財産権の各分野における専門性を高めそれぞれの分野での経験を共有化すること
- 外部機関からの支援協力に対する協調・連携を推進すること
- 知的財産権分野の調査研究を推進すること

(関係者・支援機関):

- 特許、商標、工業デザイン関係の法律家
- 知的財産権関連の手続き・取締りに係る行政官僚
- 司法関係機関
- 学識経験者、研究者
- 産業・産業団体
- 大学・研究機関

(トレーニング方針):

- 知的財産権関係行政官僚の人材育成
- 知的財産権保護に係る一般的普及啓発
- 知的財産権分野に係る新たな動向に係る情報のアップデート
- 関係機関とのネットワーキング・連携・協調の推進
- 調査研究・コンサルティング

(トレーニング・コース):

- 経済問題関係行政官僚に対するトレーニング・コース
- 審査官・知的財産行政官に対するトレーニング・コース
- 司法関係者に対するトレーニング・コース
- 研究機関における研究者に対するトレーニング・コース
- 弁理士試験受験者に対するトレーニング・コース
- 知的財産権専門家に対するトレーニング・コース
- セミナー・コンフェレンス企画運営

(f) 関連団体

政府機関以外の知的財産権に係る主要な民間団体としては以下等がある。

- マレーシア知的財産協会(Malaysia Intellectual Property Association: MIPA): 知的財産権関係各種活動の推進母体。
- マレーシア映画・ビデオ保護サービス(FVPS): 著作権保護・施行に関する政策に対するロビー団体。国際映画協会(Motion Picture Association: MPA)加盟団体。
- マレーシアレコード産業協会 (Recording Industry Association of Malaysia: RIM): マレーシアの全レコード会社が加盟する業界団体。
- 音楽著作権保護協会(Music Authors' Copyright Protection: MACP)
- マレーシア・ビジネス・ソフトウェア同盟 (Business Software Alliance: BSA)

3.3.2 マレーシアの支援ニーズ

上記のとおり、マレーシアにおいては、TRIPS 協定と整合的な法令は整備された状況にあるが、法令の実施面(エンフォースメント)においては、未だ徹底した知的財産権の保護体制整備は、必ずしも十分とはいえず、海賊版・模造品等の不正商品流通といった知的財産権侵害が多発していることも事実である。こうした侵害の実態を正確に把握することは難しいが、マレーシア映画製作者協会(Film Producers Association of Malaysia)、マレーシアレコード工業会(Recording Industry Association of Malaysia)等の情報に基づく統計によれば、2000年のマレーシアにおける海賊製品の使用及び製造数は、ベトナム、中国、インドネシアに次いで4番目に高いとする報道もある 5 。

この背景には、大規模な海賊版製造工場を有する犯罪組織の存在があげられるが、他方で、知的財産権関係法とその運用の歴史と経験の浅さから、一般消費者をはじめ国内産業の知的財産権保護に対する意識が未だ十分に醸成されていないという点も指摘できる。また、警察・税関といった取締り当局における陣容・人材の不足といった物理的な体制の未整備、水際における職権による取締りができないという未だ内在する制度的な未整備といった様々な課題がある。今後とも、関係当局、警察、税関、裁判所等の強化をはじめ、国民の知的財産権保護に対する意識改革を促進すること等をとおして、制度運用上の基盤整備と底上げが必要である。

^{5 「}平成10年度アジア諸国・地域における工業所有権侵害現地実態調査報告書」(社団法人発明協会編、平成11年3月)によれば、取引表示法による取締実績が1998年で400件約36億リンギット、著作権法による取締実績が1994年で660件約19億リンギット。BSAによる資料によれば、コンピュータソフトウェアの著作権侵害行為における損害額及び違法コピー率を1995年/96年で、それぞれ約8万ドル/約12万ドル、77%/80%と、1996年の日本、シンガポールの違法コピー率それぞれ41%、59%と比べて極めて高い水準にある。

国際的な通商・ビジネス、経済発展の観点からは、マレーシアにとってストックベースで GDP の約 50%を占める対内直接投資の拡大は極めて重要であり、その意味でも TRIPS と整合的にほぼ整備された法制度の円滑な運用確保が重要となっている。第 8 次マレーシア計画では、全ての経済セクターの付加価値向上に資する戦略的手段として、情報・知識集約型経済(knowledge-based economy)の発展を掲げ、特に、研究開発、科学技術分野における人材育成、情報通信技術(ICT)の導入活用促進、対内直接投資奨励によるこれら分野の発展を目指している。また、TFP 改善を通した成長のために、これら分野の発展推進に加え、知的財産権の保護・開発能力の強化をあげており、産業界の幅広いレベルにおける本分野の意識向上と人材育成が期待されている。

上記のとおり、本分野で期待される支援の範囲は、制度運用上の基盤整備、本分野における人材育成と、非常に広範にわたるものである。他方、同分野に関しては、本取組み以外でも、既に、JICAにおける他の枠組み、日本特許庁、WIPO、世界銀行等、多くの支援プログラムが提供されており、効率的国際的支援協力の観点からは、重複を避ける必要があるとの要請があった。こうした状況を踏まえ、本分野のカウンターパートとも協議の上、本取組みでは、TRIPS協定理解という観点から、人材育成面での基礎的な環境整備に資するセミナーの開催と、今後の教育プログラムに資する情報の提供との観点から、本プロジェクトで取り組まれたタイ及びインドネシアにおける教材開発の成果を均点するためのミニ・ワークショップの提供との、両ニーズに集中して対応することとした。

3.4 貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)《コンポネント4》

3.4.1 TBT 協定に関するマレーシア政府の活動

貿易の技術的障害に関する協定(TBT: Technical Barriers to Trade 協定)は、WTO の前身である GATT 時代から存在し、各国が主として製品の標準化や輸入にあたって講じる各種適合性評価手続きが必要以上に貿易の障壁とならないよう規律するものであったが、GATT 時代は、同協定を批准した国のみに義務が課される複数国間の枠組みであった。

ウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、1995年にWTO協定が発効すると、TBT協定は他の諸協定と合わせた一括受諾(シングル・アンダーテイキング)の対象となった。TBT協定はその第15条4項において、WTO協定発効後3年おきに協定の実施及び運用に関して見直しを行うこととしている。既に2000年に2回目の3年見直しが実施されたが、そこでは途上国に対する技術支援が明示されており、途上国の技術支援のニーズを調査すべきことが謳われている。しかし、多くの途上国においては標準を策定する技術力を有する国内企業が極めて少ない。そのため、途上国においては国内標準の策定・改訂にあたって、公的機関の果たす役割が大きいが、途上国政府は、標準策定にあたっての技術的能力を有する人材が不足している。また、国際標準策定にあたっての各種国際会議に参加するインセンティブにも乏しく、財政的基盤も不十分であるのが実態である。

標準の策定及び基準・認証制度の制定にあたっては、政策立案者、標準化や適合性評価を行う技術者・検査官など、多岐に渡る人材が必要であるが、途上国においては、これらの人材が人数的に不足していること、実際に職務に携わる担当者の技術的水準が十分でないことが課題となっている。特に、基準・認証制度に関しては、非常に多くの関係省庁が存在することから、TBT 協定担当部局が国内に存在している規格、技術基準、認証制度を網羅的に把握していないという実態がある。

本節は、TBT 協定に関するマレーシア政府の活動、特にマレーシア標準局(DSM)及び TBT 照会所である SIRIM Berhad の役割、また TBT 協定に関連する分野においてマレーシア が直面する問題について整理する 6 。

⁶ 本節は、2002 年9月5日にクアラルンプールにおいて開催された TBT ワークショップにおける、SIRIM Berhad・Standards Management Department の General Manager である Mr. Rajinder Raj の報告資料に基づいている。

(1) 国際標準の策定

(a) マレーシア標準の策定のための政策ガイドライン

マレーシアにおける全ての標準策定委員会は、国際標準の採用及び適用に関して、その必要性を評価することが求められている。ISO のガイド 21 レコメンデーションは、国際標準の採用問題に関して方向付けを行っている。そのためマレーシアにおいては、国際標準化活動への参加を通じて、国際標準の採用が円滑化されている。

(b) 強制規格におけるマレーシア標準の活用

産業界及び政府関係省庁は、様々な手段を通じて多くの印刷物を利用することが可能となっている。規制担当省庁の中には、こうした標準を直接的に参照したり、あるいは行政指導などを通じて、マレーシア標準に強制的に準拠することを法制化しているところもある。DSM 及び SIRIM は、マレーシア標準を、より好ましい代替物として採用し、広範囲に用いることを奨励している。

(c) 政策レベルにおける国際標準化への参加

マレーシア政府は、以下の国際フォーラムに参加している。

- ISO: 評議委員、技術管理評議会 (TMB) メンバー、適合性評価委員会 (CASCO)、 途上国問題委員会 (DEVCO)、及び消費者政策委員会 (COPOLCO) への参加、 TC45 (ゴム及びゴム製品) /SC4 の事務局
- IEC: 政策レベルでの参加なし
- ITU、CAC: 関連省庁による参加

図表 I-3-6:技術委員会レベルにおける国際標準化活動への参加状況

	1999	2000	2001	2002
ISO				
Pメンバー	49	52	58	66
0 メンバー	43	68	120	120
IEC				
Pメンバー	0	0	3	4
0メンバー	78	78	78	79
会合の主催	1	2	2	1
議長及びコンビナー	3	3	4	6

図表 I -3-7: 技術委員会レベルにおける国際標準化活動への参加状況—質的指標—

	1999	2000	2001	2002 (6 月現在)
会合参加数	11	13	14	6
新作業アイテム提出数	0	0	0	2
投票提出数	318	382	403	256

(2) TBT 協定の実施

(a) WTO/TBT 協定の実施のための運営体制

マレーシアにおいては、通商産業省(MITI)が国間貿易交渉問題について責任を有している。DSM 及び SIRIM Berhad は、ともに国際標準化問題に責任を有しており、なかでも SIRIM Berhad は、TBT 協定の通報所としての役割を果たしている。

図表 I -3-8: WTO/TBT 協定実施のための運営体制

組織	役割	
通商産業省(MITI)	-Multi Trade Negotiations Committee(MTN)の運営を通じた	
(全般的な責任)	政策アドバイス	
SIRIM Bhd	-WTO/TBT 照会所としての機能	
SIKIM BIIQ	-MTN における TBT 作業委員会の事務局 (実施問題)	
DSM/SIRIM	-標準化機関	
DSWI/ SIKIWI	ーCode of Good Practice の実施	
あらゆる政府機関	一強制規格及び適合性評価手続に関する義務の実施	
(連邦及び州)		

SIRIM Berhad は、1993 年よりマレーシアの TBT 照会所の機能を担っており、2002 年 1 月からは、SIRIM Berhad 内の標準管理部が TBT 照会所となっている。TBT 照会所として、SIRIM Berhad は以下の役割を果たしている。

- 既存あるいは提案されたマレーシア標準、強制規格及び適合性評価システムに 関し、海外からの照会に回答するための支援を行うこと。
- 他の WTO 加盟国による、貿易に影響を与える既存あるいは提案された標準、 強制規格、あるいは適合性評価システムに対する国内からの照会に対する回答 を行うための支援を行うこと。
- マレーシアの新規強制規格を TBT 協定の義務に従って WTO に通報する準備及 び提出に関して支援を行うこと。
- 「WTO/TBT 通報ニュースレター」を通じて、政府関係機関や民間産業団体等マレーシアにおける利害関係者に対して、海外において策定されようとしている規制に関する情報を普及すること。
- TBT 国内作業委員会 (NSC) を運営すること。

SIRIM Berhad はまた、「WTO/TBT 通報ニュースレター」と題する資料を作成し、印刷物及びインターネットのウェブサイトにおいて公表している。同ニュースレターは月刊であり、直近1ヶ月における他のWTO加盟国の通報内容(協定規格及び適合性評価手続)ついての要約が掲載されている。通報内容に関して全文を入手したい場合は、SIRIM Berhadに対してEメールを利用することを通じて請求可能となっている。

図表 I -3-9: マレーシアにおける WTO/TBT 協定実施に関する活動内容

活動内容	2000 年	2001年
WTO 事務局への通報件数	3	2
通報本文の請求		
マレーシアの通報	64	10
海外の通報	10	150
意見調整		
マレーシアの通報	3	1
海外の通報	2	0
海外からの TBT 通報受取・国内回付	559	402

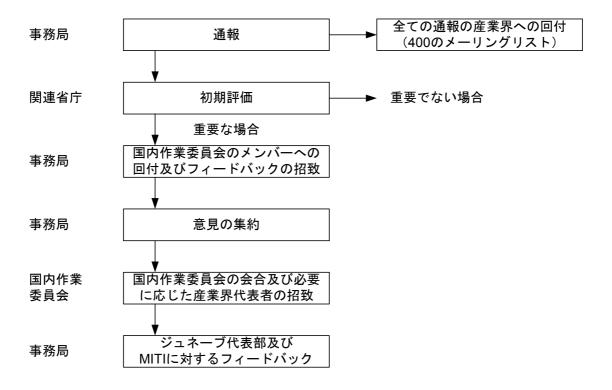
(b) TBT 協定国内作業委員会

TBT 協定に基づく通報義務に関する問題に対処するため、TBT 協定に関する国内作業委員会が以下の役割を果たしている。

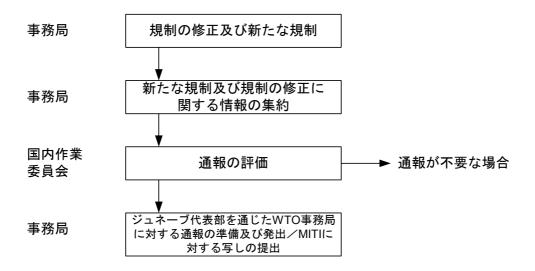
図表 I-3-10: マレーシアにおける TBT 国内作業委員会の体制

分 野	内容
目的	- TBT 協定に基づくマレーシアの権利と義務を効果的に実施すること
	を検証すること。
	- TBT 協定に責任を有する関連省庁と協定に関連する問題を実施する
	ことを調整すること。
義務と責任	- TBT 照会所の義務に関し、協定の運営及び行政手続きをモニターする
	こと。
	- 貿易に対する障害となりうる輸出及び国内市場の問題・標準をモニタ
	ーし、法制化すること。
	- WTO 通報への対応に関して関連省庁間の調整を行うこと。
	- WTO/TBT 委員会に対するマレーシアの通報を調整すること
	- 多国間貿易交渉委員会(MTN)に対して TBT 問題に関する提言を策
	定すること。
メンバー	- 貿易、産業、消費者問題、健康、農業、科学に関連する省庁
	- 規制官庁
	- 貿易・産業分野の民間産業団体
	- SIRIM Berhad(事務局)

図表 I -3-11: 海外から到来する通報 (Incoming Notification) のための国内調整システム



図表 I -3-12: TBT 通報(Outgoing Notification)のための国内調整システム



3.4.2 過去のキャパシティ・ビルディング

マレーシア政府は、基準認証問題に関して、これまで様々なキャパシティ・ビルディング活動に積極的に参加してきた。これらはWTO、APEC、ASEAN など多国間あるいは地域間協力の枠組に基づくものであり、マレーシア政府はTBT 協定に関する二国間協力としては、JICA により今次プログラムが最初のものである。

図表 I-3-13:マレーシアがこれまでに参加した TBT 協定関連の技術支援

タイトル 日程		場所	主催者
途上国及び移行経済国における国際	2002 年 2 月	バンコク	ISO/WTO/JISC
標準化作業への参加強化に関するワ 14-15 日		(タイ)	
ークショップ			
WTO・TBT 協定及び SPS 協定の通報	2002 年 5 月	バンコク	APEC/NZ
手続きに関する APEC シンポジウム	29-31 日	(タイ)	

出所: WTO 文書(G/TBT/W/186/Add.1, March 13 2003)

Ⅱ. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協力プログラムの全体像

Ⅱ. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協力プログラムの全体像

1.1 協力プログラムの全体像

本プロジェクトでは、一過的な研修プログラムや機材供与とは異なり、プログラム実施に加え、その組成段階、実施後の体制整備段階それぞれで、WTO協定履行能力の向上に資する技術移転を実行した。

本章では、目に見える形で実施されたプログラム(実施段階)の報告が中心となっているが、プログラムの目的やアジェンダ・構成の合意形成等として報告されている部分は、組成段階における技術移転活動の実績である。プログラム実施に至るまでの、数多くの協議・カウンターパート内での調整といった組織的な対応プロセスにおいて、多くの技術移転と組織強化の基礎の整備に資する取組みがあって合意形成につながった。

各支援プログラムの基本的な枠組み・方向性等に関しては、既に S/W 調査段階にて合意されたものであるが、組成段階におけるカウンターパート側のニーズの把握により、実施段階では、当初の設計を、よりカスタマイズすることができたと考える。ワークショップ等の講師に関しても、ニーズに即した最適な人材資源を、WTO 国内支援委員会をはじめ、日本の産学官専門家、WTO 事務局関係者、第三国専門家等、幅広い範囲から選定した点は、カスタマイズのプロセスを、より実効性のあるものに高める上で有効であったと考える。

実施後の体制整備段階のキャパシティ・ビルディング活動については、提言の形で次章にまとめるが、本提言も、プログラム実施までの実績を自助努力により発展的に継続するという観点から、組成段階と同様のプロセスを経て提示したものであり、この段階においてもWTO協定履行能力の向上に資する技術移転が実行されている。

本プロジェクトでは、冒頭「2.1 プログラムの基本方針」の部分でも概説したとおり、こうした各段階の充実と一貫性が確保されることで、プログラム終了後においても継続的に持続可能な能力向上の機会を、"キャパシティ・ビルディング活動のためのシステム"という形で提供することに重点を置いた。なお、プログラムの実施にはワークショップ講師等に外部から計 21 名の専門家を現地に派遣し、プログラムに投入した。

日本官庁	12
日本学識者	3
日本民間専門家	4
第3国専門家	2
計	21

1.2 支援活動の背景

本プロジェクトにおいては、広範囲にわたる WTO 協定実務のうち、農業/SPS 協定《コンポネント 1》、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解《コンポネント 2》、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定《コンポネント 3》、貿易の技術的障害に関する協定《コンポネント 4》に焦点を絞った支援活動が行われた。4 コンポネント選択は、2001 年のマレーシア首相官邸経済計画ユニットからの支援要請書 7 、及び 2000 年から 2001 年にかけて行われた「APEC 域内途上エコノミーにおける WTO キャパシティ・ビルディング・ベースライン調査」 8 においてマレーシア政府側との協議のうえ提出された要望に基づく。

マレーシア政府による 4 コンポネント選定に関しては、APEC 戦略計画によっても報告されているとおり、以下のような背景が考えられる。まずコンポネント1に関しては、マレーシアの農業産品の輸出や国内における保険・衛生の問題から、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS)への関心が、特に農業省(Ministry of Agriculture)および保健省(Ministry of Health)に高かったことが理由として挙げられる。

またコンポネント2に関しては、前述のとおり、マレーシアが有名なエビ・カメ事件の当事国となったことが大きな影響を及ぼしていよう。すなわち、同事件においては、マレーシアをはじめ原告側が勝訴したにも関わらず、問題となった米国の輸入禁止措置には大幅な変更は加えられなかった。このような帰結に至った背景には、マレーシア側のDSUに係る未成熟も影響したとの指摘もあることから、DSUに係るマレーシア側の関心が高まった。

コンポネント3の TRIPS に関しては、マレーシアにおいては、1978 年商法、1983 年特許法、1987 年著作権法、1996 年工業意匠法などを修正したほか、2000 年集積回路に係るレイアウト・デザイン法および 2000 年地理的表示法を新たに採択している。これら一連の法改正および新法制定によって、TRIPS 協定との整合性が高まると同時に、著作権法を中心として知的所有権法がより効果的に実施されてはじめている。また、1997 年には、官民セクターに対するトレーニング機関である「知的財産権研修センター」が設立されている。このように、知的財産権政策はマレーシアにおいて高いプライオリティを与えられており、その結果としての支援対象分野への選定が行われた。

⁷ Economic Planning Unit in Prime Minister's Department, Request for Technical Assistance – Capacity Building Programme on the Implementation of WTO Agreements in Malaysia, 18 September 2001.

⁸ JICA, APEC 域内途上エコノミーにおける WTO キャパシティ・ビルディング・ベースライン調査

⁹ 前掲 TPRM 報告書, at 18-

最後にコンポネント4の TBT 協定であるが、マレーシアの国家基準認証機関は、科学技術環境省標準局(Ministry of Science, Technology and Environment, Department of Standards)であり、SIRIM Berhad がその実施機関となっている。周知のとおり、マレーシアは製造業立国となりつつある。このような経済構造から、当然、マレーシアの主要産業分野である工業製品の輸出入と直接関係する貿易の技術的障害に関する協定(Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT)への高い関心が見られる 10 ことが、コンポネント4に係る支援要請が提出された背景にはある。

¹⁰ 前掲 APEC Strategic Plan, at 16 参照

図表 Ⅱ-1-1: キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体像

支援対象協定 ・分野	マレーシア側 カウンターパート	実施したプログラム	評価分析と提言
全体の調整	通商産業省(Ministry of International Trade and Industry : MITI)	2002 年 5 月:インセプション・ミッション 2003 年 3 月: ラップアップ・ミーティングを開催、プログラム全体を総括。 6 月:ファイナル・レポート提出	
農業/SPS	農業省(Ministry of Agriculture:MOA) 保健省(Ministry of Health:MOH)	2002 年 8 月:農業/SPS 協定全般に関する 3 日間のワークショップを開催(講師:MAFF、民間専門家)。 マレーシア側:農業省・保健省を窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果 をマレーシア側カウンターパートと 共有し、ラップアップ・ミーティン グにおける議論を経て提言を策定。
DSU	法務長官執務室 (Attorney General's Chambers)	2002 年 10 月: DSU 全般に関する2日間のワークショップを開催(講師:経済産業研究所、学識経験者)。 マレーシア側:法務長官執務室を窓口として関係先へ案内。 2002 年 10 月: DSU 全般に関する5日間のワークショップを開催(講師:学識経験者、Wilmer, Cutler & Pickering)	左記ワークショップの評価分析結果 をマレーシア側カウンターパートと 共有し、ラップアップ・ミーティン グにおける議論を経て提言を策定。
TRIPS	国内取引消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA)	2002 年 10 月: TRIPS 協定全般に関する 1 日間のセミナーおよびミニ・ワークショップを開催(講師:特許庁、民間専門家)。マレーシア側: MDTCA を窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果 をマレーシア側カウンターパートと 共有し、ラップアップ・ミーティン グにおける議論を経て提言の策定。
ТВТ	マレーシア標準局 (Department of Standards Malaysia : DSM) SIRIM Berhad	2002 年 9 月:TBT 協定全般に関する 3 日間のワークショップを開催(講師: METI、民間専門家)。 マレーシア側: DSM を窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果 をマレーシア側カウンターパートと 共有し、ラップアップ・ミーティン グにおける議論を経て提言を策定。

図表Ⅱ-1-2:コンポネントとプログラムの実施方法

コンポネント	プログラム実施の方法	プログラムの狙い
農業/SPS 協定 実施能力向 (コンポネント1) DSU 実施能力向上(コン ポネント2)	ワークショップの開催	一過的研修機会としてのみのワークショップの開催ではなく、 企画・組成段階から、プロセスノウハウの移転、協定実施能力向上自体に係る人材育成を図るとともに、今後、本実績が、自
TRIPS 実施能力向上 (コンポネント3)		助努力によるキャパシティ・ビルディング活動継続のための端緒となる支援に重点を置いた。
TBT 協定実施能力向上 (コンポネント4)		州になる人扱に里爪を良いた。

2. 現地における活動

2. 現地における活動

2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》

2.1.1 ワークショップ概要

これらのニーズを踏まえて、2002 年 8 月 26 日~28 日の 3 日間にわたって、クアラルンプール市内のホテルにおいて、農業/SPS 協定の実施能力向上支援を目的としたセミナーを開催した。3 日間のセミナーは、(1)農業協定の一般的理解の向上、(2)日本の農産物流通システム、(3)SPS 協定の一般的理解、(4)食品衛生とリスク・アナリシス、(5)日本の動物検疫システム、(6)日本の植物検疫システムの 6 セッションにわたって実施された。このうち、(2)については、農林水産省が ASEAN プラス 3 のフォローアップとして提案した「日本の農産物流通システムの理解促進プログラム」の実施約束に基づいているものである。

(1) 第1日目(8月26日(月))

(a) オープニング

マレーシア国の Y.B. Dato' Haji Abu bakar Taib 農業省政務次官、小西正樹駐マレーシア大使、樋田俊雄 JICA マレーシア事務所長にご出席いただき、オープニング・セレモニーを開催した。農業省政務次官と小西大使のオープニング・アドレスに引き続き、田中 TA コンサルタントチーム団長よりワークショップの日程と講師陣を紹介した。参加者は、農業省、保健省、農業関係政府機関、民間企業等を中心に、約120名であった。6セッションのそれぞれの結果概要は以下のとおりである。

(b) セッション1

第1セッションとして、農林水産省・牛草哲朗氏による「農業協定に関する一般的理解」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、市場アクセス、国内助成、輸出規律を含む農業協定の解説であった。市場アクセスについては、主に(1)アクセス数量、(2)関税割当制度、(3)関税水準、(4)特別セーフガード、(5)輸入国家貿易等について、国内助成については、(1)AMS(助成合計量)、(2)「青」の政策、(3)「緑」の政策、(4)「黄」の政策等について、輸出規律については、(1)輸出補助金、(2)輸出信用、(3)輸出規制・輸出税、(4)食糧援助等について概説された。これに加えて、農業委員会の概要、及び現在交渉中の新ラウンド、特に新ラウンドのモダリティーについて解説があった。質疑応答に関しては、途上国が農業協定からベネフィットを得るためにはどのような対応が必要かに関して質問が集中した。

(c) セッション 2

第 2 セッションとして、財団法人農協流通研究所・木村彰利氏による「日本の農産物流通システム」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、日本の農業及び農産物流通システムの現状と課題であったが、多様な機能を持つ農協の活動、果物・野菜の流通の実例を挙げながらの、日本に特有な流通システムの現状が概説された。質疑応答においては、(1)日本における残留農薬に対する規制、(2)WTOの農業合意による日本の農産物流通への影響、(3)日本の中国からの野菜輸入の増加、(4)日本の遺伝子組み替え作物への規制、(5)マレーシアから日本への農産物輸出拡大の可能性等、日本へのマーケット・アクセスに関連した具体的な質問が寄せられた。

(2) 第2日目(8月27日(火))

(a) セッション3

第3セッションとして、農林水産省・犬飼史郎氏における「SPS 協定に関する一般的理解」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、SPS 協定における権利と義務、ハーモナイゼーション、透明性、紛争処理等の SPS 協定のフレームワーク、及び同一性、通告手続き等の SPS 協定の一般的解説であった。質疑応答は、遺伝子組み替え作物への対応等、具体的な質問が 14項目も寄せられ、この分野における関心の高さがうかがわれた。

(b) セッション 4

第 4 セッションとして、農林水産省・山本和貴氏による「食品安全とリスク・アナリシス」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、(1)食品安全の概念、(2)国際貿易とリスク・アナリシス、(3)Codex の概要、(4)リスク・アナリシスの構造及び内容の解説であった。質疑応答に関しては、参加者の専門的関心が高く、リスク・アナリシスの概念及び手法について、多くの質問が寄せられ、この分野に対する関心の高さをうかがわせた。

(3) 第3日目(8月28日(水))

(a) セッション 5

第 5 セッションとして、農林水産省・吉村史朗氏による「日本の動物検疫システム」の セッションを実施した。日本の動物検疫システムの解説は、マレーシアにとって、今後動 物検疫システムを WTO 協定と整合的に改善していくために参考になる分野である。動物検 疫システムの解説に入る前に、「日本の畜産業及び獣医サービス」についての簡単な説明及 び日本の動物検疫に係る法的枠組みの概説がなされた。その後、動物検疫の手続き、動物 検疫の対象疾病、日本の動物検疫システムの概要について詳説された。質疑応答において は、(1)日本在住のムスリム向けの「ハラル食品」に対する検疫、(2)日本の ASEAN 諸国か らの畜産物輸入の見通し、(3)日本における畜産物に対する品質保証プログラム、(4)マレー シアから日本への牛肉製品の輸出の可能性、(5)日本の口蹄疫(FMD)に対する対策等、非 常に実務的な質問が活発に発せられた。

(b) セッション6

第6セッションとして、農林水産省・江口寛明氏による「日本の植物検疫システム」のセッションを実施した。日本の植物検疫システムの解説は、動物検疫システム同様、マレーシアにとって、今後植物検疫システムをWTO協定と整合的に改善していくために参考となる分野である。植物検疫システム野解説に入る前に、「日本の植物検疫対象品目の輸入状況」についての簡単な説明があった。その後、植物検疫の手続き、植物検疫の対象疾病、日本の植物検疫システムの概要について詳説された。質疑応答においては、(1)日本の遺伝子組み替え作物に対する輸入規制、(2)マレーシアから日本への木材輸出、(3)日本の植物検疫官の資格制度、(4)マレーシアから日本への熱帯果実の輸出拡大等、日本へのマーケット・アクセスに関連する質問が中心に寄せられた。

(c) クロージング及びプレスリリース

農業省の Deputy Secretary-General の Y.B. Encik Mohd. Zulkifli bin Abdul Rauf 氏のご出席を頂き、クロージング・セレモニーを開催した。田中団長のワークショップの要約に続き、Deputy Secretary-General より、クロージング・アドレスがなされた。引き続き、田中 TA チーム団長よりプレスに対するセミナーの概要報告がなされた。プレスに関しては、2 社が来場した。

(d) アンケート調査

セミナー終了後参加者全員を対象に配布していたセミナーの評価に対するアンケート調査表を回収するとともに、6人の講師の方々からのセミナーに対するコメントも合わせて回収し、後述するセミナーの評価の参考とした。

2.1.2 ワークショップ・プログラム

【第1日:8月26日(月)】 08:40-17:00

セッション1 農業協定に関する一般的理解(質疑応答含む)

牛草 哲朗 氏(農林水産省企画評価課課長補佐)

セッション2 日本の農産物流通システム (質疑応答含む)

木村 彰利 氏(財団法人農協流通研究所主任研究員)

【第2日:8月27日(火)】 9:00-17:00

セッション3 SPS 協定に関する一般的理解(質疑応答含む)

犬飼 史郎 氏(農林水産省総合食料局国際経済課国際貿易機関室国際専門官)

セッション4 食品安全とリスク・アナリシス (質疑応答含む)

山本 和貴 氏(農林水産省農林水産技術会議事務局研究調査官)

【第3日:8月28日(水)】 09:00-16:00

セッション5 日本の動物検疫システム (質疑応答含む)

吉村 史朗 氏(農林水産省動物検疫所検疫部長)

セッション6 日本の植物検疫システム (質疑応答含む)

江口 寛明 氏(農林水産省横浜植物防疫所調査研究部統括調査官)

2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》

WTO の前身である関税及び貿易に関する一般協定(The General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)は、紛争に関して当事国間の話し合いによる解決を目指した。このため、GATT それ自体においては、第 22 条および第 23 条のみが紛争解決に関して規定していた。このように、GATT には紛争解決が加盟国によって付託された場合の具体的な処理制度は規定されておらず、その後の慣行の積み重ねによって、紛争解決制度を発展させてきた¹¹。とりわけ東京ラウンドにおいて締結されたアンチ・ダンピング協定や補助金協定等には、個別の紛争手続きが存在していた。

1994 年に合意された WTO 協定のもとでは、細分化されていたこれらの紛争解決手続の多くが整理・統合され、紛争解決手続きに係る規律として「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes: DSU)が設けられた。DSU に基づく紛争解決手続は、GATT 時代の手続から、以下の点で向上している。

図表 II-2-1: DSU の改善点

- ・ パネル手続の自動化・迅速化
- ・ 手続の各段階における時間的枠組みの規定
- ・ 二審制の導入
- ・ クロス・リタリエーションの導入
- 一方的措置の禁止の明文化

出所: World Trading System 等をもとに UFJ 総合研究所作成

この結果、1947年から 1993年にかけての旧 GATT 体制下での紛争件数が約 300件であったのに対して、1995年から 2002年のわずか 8年間でWTOが扱った紛争件数は 240件を越えるに至っている。このうち、途上国が関連している事例もほぼ半数近くを占めるに至っており、途上国にとって、WTO 紛争解決手続に係るキャパシティ・ビルディングは、自国のWTO体制下での正当な利益を確保するために不可欠となっている。一方で、GATT時代から構築されてきた GATT解釈法はWTO 法全体に関する包括的な理解を必要としており、その習熟は困難を極める。また手続法であるDSUの習得にも、WTOにおける経験を多く必要としている。このような状況のもと、途上国へのDSUに係るキャパシティ・ビルディングはその重要性を今後一層高めるものと思われる。

¹¹ John H. Jackson, *The World Trading System,* Second Ed., The MIT Press, 1998, at 112-. [以下、World Trading System]

なお、1994年のマラケシュ合意において DSU の再検討が合意されており、現在も継続して審議がなされている。

2.2.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 5 月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、WTO における紛争解決を担当している法務長官執務室と協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な技術移転プログラムの策定を行った。具体的な支援内容については、(1) 実際に WTO の DS 手続に参加した際に必要な実務レベルでの知識移転を中心とすることで合意された。また、想定される参加者を WTO の DS 担当者に限らず、より対象を広げることで法務長官執務室における諮問・国際課全体の底上げを図りたいとの要望が、法務長官執務室側から出された。同要請に基づき、DS 関連の知識移転のみではなしに、(2) WTO 全体の概要の説明、さらに(3)ドーハ閣僚会議以降の新交渉候補議題についても本プロジェクトにおいて取り扱う旨、TA コンサルタント・チームとの間で合意された。

このような合意事項に基づき、DSU に係るキャパシティ・ビルディング活動として、DS エキスパートを中心とした講師陣によるワークショップ形式での知識移転を行うことで合意した。ワークショップの内容は、上述の法務長官執務室からの要望に従い、四つの段階を踏むものとした。まず、(2) WTO 全体の概要説明については、(a) WTO 協定および DSU の構造及び手続の概観に係る講義、(3) ドーハ閣僚会議以降の新交渉候補議題については、(b) シンガポール新課題と DSU 再検討に係る講義を行った。さらに本プロジェクトの主要目的でもある、(1) DS に係る実務レベルでの知識移転に関しては、(c) 過去の DS 関連判例分析と(d) ワークショップ参加者による模擬裁判の実施を、それぞれワークショップの内容とすることで合意した。

上記のような事前協議を受け、2002年10月7日~8日にかけてプトラジャヤにおいて第1回ワークショップを、同10月14日~18日にかけては、プトラジャヤ法務長官執務室内において第2回ワークショップを実施した。第1回ワークショップは、(a) WTO協定およびDSUの構造及び手続の概観、及び(b)シンガポール新課題とDSU再検討を扱った。第2回ワークショップは、(c)過去のDS関連判例分析と(d)ワークショップ参加者による模擬裁判実施を目的として開催された。なお、第1回・第2回ワークショップの結果概要は以下のとおりである。

2.2.2 第1回ワークショップ

第1回ワークショップには、法務長官執務室の法務官を中心に約70名が参加した。参加者数が、当初予定より増員されたのは、法務長官自身による強いイニシアティブに基づく。

スピーカーは、経済産業研究所荒木一郎氏および慶應大学田村次朗教授が担当した。

ワークショップは、Datuk Seri Panglima Abdul Gani Patail マレーシア法務長官、及び佐々木十一郎 JICA マレーシア事務所次長の開会挨拶により開始された。ワークショップは二日間にわたって開催され、WTO 協定の基本構造、紛争解決(DS)実務、DS に係る最新動向、環境及びその他重要事項に係る問題、ドーハ・ラウンドにおけるニュー・イシューをテーマとした6つのセッションが開催された。

(1) 第1日目(10月7日(月))

(a) セッション 1

第1セッションとして、慶應大学田村次朗教授によって「WTO 協定の基本構造」に関する講義がなされた。GATT 設立から WTO 設立に至る歴史、および WTO 協定の全体像(内国民待遇、最恵国待遇、数量規制、貿易制限措置等)などに関して、詳細かつ分かりやすく説明がなされた。主な資料は、「Basic Principle and structural outline of WTO agreements」に関するパワーポイントによるプレゼンテーション資料及び J.H. Jackson 著「World Trade System」であった。

(b) セッション 2

第 2 セッションとして、経済産業研究所研究調整ディレクター荒木一郎氏による「紛争解決(DS)実務」をテーマにしたセッションを実施した。プレゼンテーションにおいては、紛争解決小委員会の設置から、上級委員会による判断確定に至るまでの一連の手続きが、荒木氏の WTO 事務局における勤務経験等を交えながら、説明がなされた。主な資料は、D. Palmerter 著「Dispute Settlement in the World Trade Organization」であった。

(2) 第2日目(10月8日(火))

(a) セッション3

第3セッションとして、荒木氏による「DS に係る最新動向」をテーマとした講義を実施した。主なプレゼンテーションの内容は、DS 判断が確定した後の実施の問題、紛争解決手続きの再検討作業の経緯、DS に係る途上国支援等であった。とりわけ、DS に係る途上国支援を目的とした現在の国際的な枠組みに関して、参加者から関心が寄せられた。主な資料は、「DS に係る最新動向」に関するパワーポイントによるプレゼンテーション資料及びD. Palmerter 著「Dispute Settlement in the World Trade Organization」であった。

(b) セッション4

第 4 セッションとして、田村教授による「環境及びその他重要事項に係る問題」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、WTO 協定と MEA (多国間環境条約)の関係、20 条解釈を中心とした環境関連ケースの解説、エコ・ラベリングや予防原則を巡る議論状況などであった。エビ・カメ事件報告もあり、特に環境問題を中心として、幅広い質問が参加者から寄せられた。主な資料は、「環境及びその他重要事項に係る問題」に関するパワーポイントによるプレゼンテーション資料及び J.H. Jackson 著「World Trade System」であった。

(c) セッション5

第5セッションとして、田村教授による「ドーハ・ラウンドにおけるニュー・イシュー」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、ドーハ・ラウンドの経緯、農業交渉、貿易制限措置交渉、貿易と環境に関する諸議論、DS 手続きの改正などであった。主な資料は、「ドーハ・ラウンドにおけるニュー・イシュー」に関するパワーポイントによるプレゼンテーション資料及び J.H. Jackson 著「World Trade System」であった。

(d) セッション6

第1回ワークショップの締めくくりとして、Ms. Azailiza Mohd Ahad 諮問・国際課第二課長補佐をコーディネーターとして、質疑応答のセッションを実施した。参加者から、荒木氏および田村教授に対して活発な質問が寄せられた。主な質疑応答は、WTOとGATTとの質的な違い、世界貿易裁判所設立の是非、E-commerceを巡る議論状況、アミカス・キュリエなどについてなされた。

(3) ワークショップ・プログラム

【第1日:10月7日(月)】 08:40-17:00

セッション1 WTO協定の基本構造(質疑応答含む)

田村次朗氏 (慶應大学法学部教授)

セッション2 紛争解決(DS)実務

荒木一郎氏 (経済産業研究所研究調整ディレクター)

【第2日:10月8日(火)】 9:00-16:30

セッション3 DSに係る最新動向

荒木一郎氏 (経済産業研究所研究調整ディレクター)

セッション4 環境及びその他重要事項に係る問題

田村次朗氏 (慶應大学法学部教授)

セッション5 ドーハ・ラウンドにおけるニュー・イシュー

田村次朗氏 (慶應大学法学部教授)

セッション6 質疑応答

コーディネーター: Ms. Rohana Abd Malek (法務長官執務室国際統括ユニット II) 荒木一郎氏 (経済産業研究所究調整ディレクター)

田村次朗氏 (慶應大学法学部教授)

2.2.3 第2回ワークショップの結果

第1回ワークショップの翌週にあたる10月14日(月)から18日(金)にかけてプトラジャヤの法務長官執務室において、第2回ワークショップを開催した。上述のとおり、第2回ワークショップは、実際のDS実務に係るより実践的な知識移転を目的としてプログラムが策定された。このため、第2回ワークショップの参加者は、当初予定通り、法務長官執務室の諮問・国際課の法務官を中心とした20名前後に対象が絞られ、小規模でのインターラクションを重視したワークショップが開催された。

スピーカーは、清水章雄早稲田大学教授、松下満雄成蹊大学教授、および WILMER, CUTLER & PICKERING 弁護士事務所に所属する Marco Bronckers 弁護士と Natalie McNelis 弁護士が担当した。具体的なプログラムの内容としては、事例研究 1 (環境関連事例)、事例研究 2 (貿易制限措置関連事例)、事例研究 3 (途上国の利益の促進・保護)、事例研究 4 (挙証責任、証拠など)、そして最後に模擬裁判を実施した。

(1) 第 1 日目 (10 月 14 日 (月))

(a) セッション 1

第1セッションとして、清水章雄教授による「事例研究1(環境関連事例)」を実施した。 具体的には、米国ーキハダマグロ事件、米国ーエビ・カメ事件、ECーアスベスト事件、日本ー農産物事件など、WTO の紛争解決において特に貿易と環境が問題とされた事例に係るケース・スタディが行われた。特に、米国ーエビ・カメ事件には、マレーシアが当事国であったこともあり、参加者から高い関心が示された。主な資料は、上記判断の各パネル・上級委員会報告書、および当日配布された"Workshop Program for Capacity Building on DS in Malaysia"であった。

(b) セッション 2

第2セッションとして、同じく清水教授による「事例研究2(貿易制限措置関連事例)」を実施した。主なプレゼン内容は、EUー寝具リネン事件、カナダー航空機事件など、貿易制限措置に関連する事例研究であった。清水教授からは、実際に小委員会パネリストとしての経験を踏まえた実践的な事例解説がなされた。主な資料は、上記判断の各パネル・上級委員会報告書、および当日配布された"Workshop Program for Capacity Building on DS in Malaysia"であった。

(2) 第2日目(10月15日(火))

(a) セッション3

第3セッションとして、松下満雄教授による「事例研究3(途上国の利益の促進・保護)」を実施した。主なプレゼン内容は、WTOの紛争解決手続きに規定された途上国に対する特別規定(S&D Treatment)に関する解説・有効な活用法であった。とりわけ、WTO上級委員としての幅広い経験から具体的・実践的な DS 関連技術に係る事例解説がなされると同時に、途上国の立場にたったアドバイス等も併せて行われた。主な資料は、当日配布された資料、"Outline of Presentation and Table of Cases"であった。

(b) セッション4

第4セッションとして、松下教授による「事例研究4(挙証責任、証拠など)」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争処理の手続き部分(挙証責任、証拠採用基準、審査基準、アミカス・キュリエなど)に関する解説であった。本セッションにおいて扱ったテーマは、実際に DS 手続に携わる場合にはどれも不可欠な知識であると同時に、実際に WTO の DS 実務に携わった者でないと習得することが難しいという問題がある。このような観点からも、前 WTO 上級委員である松下教授による事例解説および前 WTO 小委員会パネリストの経験を有する清水教授からのコメントに対しては、参加者からも非常に高い関心が寄せられた。主な資料は、当日配布された資料、"Outline of Presentation and Table of Cases"であった。

(3) 第3日目(10月16日(水))

(a) セッション5

第 5 セッションとして、Bronckers 弁護士と McNelis 弁護士による「紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 I」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争解決の第一審を行う小委員会における諸手続および実際に審理に参加する際のアドバイス、またその問題点の指摘などであった。両弁護士は、DS 当事国に対するアドバイザーをはじめとしたWTO の紛争解決に関する豊富な実務経験に基づき、実際にWTO の DS 手続において発生する諸問題を、わかりやすく解説した。主な資料は、「紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 I」に関するプレゼンテーション資料であった。

(b) セッション 6

第6セッションとして、松下教授による「紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 II」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争解決の第二審を行う上級委員会における諸手続及び実際に審理に参加する際のアドバイス、またその問題点の指摘などであった。主な資料は、WTO 事務局"Working Procedures for Appellate Review"であった。

(4) 第 4 日目(10 月 17 日(木))

(a) セッション7

第7セッションとして、松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士の指導のもと、「模擬裁判(1) 一意見書作成一」を実施した。主な内容は、参加者を申立国・非申立国の二つのグループに分け、模擬ケースに対する意見書をそれぞれ作成させた。三講師は、それぞれのグループ毎に適宜、助言を行った。実際に使用した模擬ケース、および申立国・被申立国グループが作成した意見書は、巻末の附属資料を参照のこと。

(5) 第5日目(10月18日(金))

(a) セッション8

第8セッションとして、松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士の指導のもと、「模擬裁判(2) -模擬裁判実施と講評-」を実施した。主な内容は、申立国、非申立国、それぞれが意見書に基づいた答弁を行い、さらには質疑応答等の一連のWTO紛争解決手続に則った模擬裁判を実施した。最後に、松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士から講評がなされた。講評の内容に関しては、巻末の附属資料を参照のこと。

(6) ワークショップ・プログラム

【第1日:10月14日(月)】09:00-15:30

セッション1 事例研究1 (環境関連事例) (質疑応答含む)

清水章雄氏(早稲田大学法学部教授)

セッション2 事例研究2(貿易制限措置関連事例)

清水章雄氏(早稲田大学法学部教授)

【第2日:10月15日(火)】9:00-16:10

セッション3 事例研究3 (途上国の利益の促進・保護)

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

セッション4 事例研究4 (挙証責任、証拠など)

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

【第3日:10月16日(水)】 9:00-16:30

セッション5 紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 I

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

セッション6 紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 II

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

【第4日:10月17日(木)】9:00-16:00

セッション7 模擬裁判(1) -意見書作成-

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

【第5日:10月18日(金)】9:00-17:00

セッション8 模擬裁判(2) -模擬裁判実施と講評-

松下満雄氏(成蹊大学教授)

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

2.2.4 ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームは、ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者はおおむねワークショップの内容に満足(一例として、ワークショップの有益性に関する 5 段階の評価項目に対して、有益であったとする上位二つの段階を選択した参加者が 90%を越えた)と評価している。さらにワークショップにおいて習得した情報を同僚に知識移転するインセンティブを持った(個人レベルでの知識移転を行ってゆくとの回答が 70%を数えたのに加えて、講義・トレーニング・コースの実施などに関する意欲を示した回答も 40%を超えた)との回答も多く見られた(アンケート結果の詳細については、巻末の附属資料を参照のこと)。

今後のキャパシティ・ビルディング活動への期待に関しては、参加者からは以下のような コメントが寄せられた。

- ・ DS 手続に係るより実務的な知識移転と法技術支援
- ・模擬裁判の更なる充実
- ・ WTO 全般に係るより詳細かつ広範な知識移転
- ・ アンチ・ダンピング、セーフガードなどの貿易制限措置に係る知識移転
- ・ WTO における環境問題におけるより詳細な知識移転

2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》

ワークプランに基づき、TA コンサルタントチームでは、国内取引消費者省(Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA)の知的財産部(Intellectual Property Division: IPD)との協議を行った結果、以下の通り、"WTO/TRIPS 協定と知的財産戦略の展望"に係るセミナーと、"知的財産権に関する教育/指導プログラムの方向性"に係るミニ・ワークショップを開催実施した。その概要は、以下のとおりである。

2.3.1 セミナーの内容

(1) セミナーの目的

セミナーの目的は、TRIPS 協定の枠組みを踏まえた国際的な知的財産権制度を、より効率的に運用・活用することに資する知識・情報を共有化することを一義的なテーマとし、キャパシティ・ビルディングの観点から、TRIPS 協定履行の必要性・重要性は理解しているが、協定の構成や原則、あるいは議論のポイントといった点には必ずしも十分な知識充実ができていない行政官僚を中心に、基本的な情報を提供することとした。

なお、本プログラムの趣旨から、参加対象を本分野に関わる行政官僚を中心としたため、 知的財産戦略のテーマについては、必ずしも民間を対象とした実務的内容ではなく、行政 官僚が TRIPS 協定の原則等を理解する上で、現実の経済活動においてどのように知的財産 権が位置づけられるか、制度的に担保される知的財産権がどのような経済価値を持ち得る かという点を踏まえることができる内容として取り上げることとした。

(2) セミナーの概要

セミナーは、2002 年 10 月 28 日終日、クアラルンプール市内にて実施された。参加者数は、MDTCA 及び関係各省庁を中心に、教育機関、民間団体等から 106 名を数えた。内訳概要は、行政等公的機関から 72 名、民間団体・企業から 32 名、大学から 2 名で、行政関係では、MDTCA からの参加者が 41 名と中心で、MITI・MOSTE、農業省及び関係研究機関から各 6~7 名、その他 AG Chamber、厚生省、税関、検事局等からの参加があった。民間関係では、個別企業に加え商工会議所等の団体から 8 名の参加を得た。セッションの概要は以下のとおりである。

(a) セッション 1:「TRIPS 協定履行の重要性」

セッションは、日本側講師、特許庁総務部国際課多角的貿易交渉対策室/国際協力室の 渡辺仁室長より、最近の議論の動向等に触れつつ、TRIPS 協定の基本的原則とその意義を中 心に講義が行われた。また、マレーシア側からは、MDTCA 商標上級審査官の Ms. Siti Eiasah Mahamad から、マレーシアの知的財産権制度に係る最近の動向、関係国内法令の TRIPS 協定との整合状況等が概説された。これを受け、講師間及び参加者との間で質疑応答が行われた。

日本側からの講義では、TRIPS 協定合意に至るまでの経緯、協定の原則・特徴、協定の構成、紛争処理手続き、ドーハ閣僚宣言において取り上げられたバイオテクノロジー、伝統的知識・民間伝承、地理的表示等と TRIPS の関係や公衆の健康に関する問題等を取り上げ、同協定が、知的財産権保護の観点から、発明等の知的財産権に対する相応の報酬を確保すること、及び、技術移転・技術協力のための基盤を提供することに資する点に言及した。協定の原則に関しては、同協定が準備する特徴として、権利保護に関する国際的な最低限の標準 (Minimum Standard)、最恵国待遇原則、幅広い対象範囲(パリ条約等の既存国際条約との関係)、法令エンフォースメント条項、紛争処理手続き等が準備されていることを説明した。

マレーシア側からの講義では、上記を補足的にレビューするとともに、TRIPS 協定整合性確保のためにマレーシアが導入した法令、既存法令の改正点等を中心に解説された。新法については、知的表示保護法、集積回路回路配置保護法、植物品種保護法の導入と、それそれの法律の特徴、改正法に関しては、商標法、著作権法、工業意匠法、特許法それぞれの改正点が解説された。

質疑応答部分では、内国民待遇・最恵国待遇等の原則に関する基本的質問に加え、伝統的知識・公衆の健康に関する最近の動向、二国間取り決めの進展と TRIPS との関係等に関する質問が提起された。これに対し、伝統的知識に関して具体的進展はないものの、遺伝資源に関しては、ラテンアメリカグループからの提案がなされ、一義的には TRIPS 協定に含まれるものすべきとのスタンスが提起されている点、WIPO においても検討されている点が紹介された。公衆の健康については、特に医薬品の強制許諾との関係で、TRIPS 協定第31条f項の解釈、第30条の例外として捉える議論等に言及しつつ、継続的な議論がされている点が紹介された。二国間取り決めの進展に関しては、日本のスタンスに対しての質問も提起されたが、TRIPS 協定は二国間協定を排除していない点に触れつつ、日本としては、双方のオプションを考えるも、多国間枠組みに期待がより大きいというスタンスが紹介された。

(b) セッション 2:「知的財産戦略と TRIPS 協定(パート 1) - 技術移転とライセンシングー」

第2セッションからは、第1セッションを踏まえパネル・ディスカッション構成で議論が行われた。本セッションでは、マレーシア側から、Tay & Partners 法律事務所の弁護士 Mr.

Timothy Siaw がモデレーターとなり、日本側からは、UFJ 総合研究所の御船昭顧問から掲題に関して基調講義が行われた。

日本側からの基調講義では、技術移転と知的財産権の関係、技術移転上のライセンシング契約の意義等に関して、技術移転の形態の変化を踏まえて概説された。また、トレード・シークレットの位置づけ、技術との関係等についても触れ、国際化する知的財産権取引においてTRIPS協定等、国際的なルール・標準化が重要となっている点等に言及された。

質疑応答部分では、パネリスト間、フロア・パネリスト間それそれで活発な意見交換がされた。主要な議論は、全般的なものとして、技術移転の限界や同分野での WTO/TRIPS 協定によるメリット、個別の論点としては、ライセンシング契約における特許とトレード・シークレットの保護期間の考え方や競合する企業間でのライセンシングの可能性等について取り上げられた。前者に関しては、ライセンシング契約のあり方で技術移転の水準が異なる点、知的財産権管理の手法が確立しない環境では協定によるメリットも低減するため民間においても知的財産権管理を充実させる必要がある点等が指摘された。また、後者に関しては、権利保護期間については特許法だけでなくトレード・シークレット保護法や不正競争防止法の規定による保護を留意する必要がある点(マレーシアの場合は国内取引法DTAによる規定等と契約による)、競合関係にあってもビデオ/DVDの技術移転等に見られるようにライセンシング契約を締結することは可能である点等が指摘された。

(c) セッション3:「知的財産戦略と TRIPS 協定(パート2) - 発明とその経済価値-」

第2セッションから引き続き行われたパネル・ディスカッションでは、マレーシア側から、MARA 工業大学教授 Prof. Dr. Lim Heng Gee がモデレーターとなり、日本側からは、葵特許事務所の西森浩司弁理士から掲題に関して基調講義が行われた。基調講義は、特許制度の重要性及び発明の経済的意義を中心に、日本における歴史的背景と経験、経済人としても発明家としても著名な代表的経営者の成功事例等を取り上げて講義が行われた。ここでは、これまでのセッションとは、若干視点を変えて、TRIPS 協定をはじめとする知的財産権制度は、権利に対して経済的価値が認められることでその重要性をもつという、制度の背景にある根本的メッセージを日本の経験を通して概観することを主眼にした。

質疑応答の部分では、職務発明をどの様に取り扱うべきか、先進諸国の状況に追いつくための近道はあるか、技術環境が益々高度化し特許出願も手続的に複雑になる状況にどのように対応できるか、といった点が議論となった。職務発明に関しては、それぞれの状況によって異なるものの、総じてイギリス・フランスでは基本的に雇用者に権利が帰属する点、ドイツでは特別労働法によって発明者が対価を得る権利を有する点、日本では通常実施権は雇用者に帰属するが相応の対価を得る権利がある点、マレーシアでは日本と類似しているが職務発明が権利化され通常期待される以上の経済価値を生んだ場合はその差分に

ついて被雇用者が相応の対価を主張する権利を有する点等々、主要国の事例が紹介された。 また、特定の技術水準に追いつくためには R&D を維持推進する以外になく近道はないとい う点、高度化・複雑化する知的財産権環境ではあるがこれに応じて経済価値も高まってい る点等が指摘された。

(3) セミナー・プログラム

【セミナー: 10月28日(月)】09:00-17:05

セッション1:「TRIPS協定履行の重要性」

・基調講義1:「TRIPS 協定履行の重要性」

特許庁総務部国際課多角的交渉対策室長/国際協力室長 渡辺 仁

・基調講義2:「マレーシアにおけるTRIPS協定履行問題とその背景」

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

・質疑応答 / ディスカッション

セッション2:「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート1)」

・基調講義:「技術移転とライセンシング」

UFJ 総合研究所顧問 御船 昭

<モデレーター>

Mr. Timothy Siaw, Lawyer, Tay & Partners

<パネリスト>

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

Mr. Yeoh Suat Gaik, Lawyer, Bustamam & Co.

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之 葵特許事務所弁理士 西森浩司

・質疑応答 / ディスカッション

セッション3:「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート2)」

・基調講義:「マレーシアと同じ経験を持つ日本からのアドバイス」-発明とその経済価値-葵特許事務所弁理士 西森浩司

<モデレーター>

Assoc. Prof. Dr. Lim Heng Gee, Faculty of Administration and Law, University Technology of MARA (UiTM)

<パネリスト>

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

Mr. Ong Chui Koon, Head of IP Department, Standards and Industrial Research Institute of Malaysia (SIRIM) Berhad

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之 UFJ 総合研究所顧問 御船 昭 (TA コンサルタントチームメンバー)

質疑応答 / ディスカッション

2.3.2 ミニ・ワークショップの内容

(1) ミニ・ワークショップの目的

ミニ・ワークショップの目的は、TRIPS と整合的な国内法制施行後の知的財産権普及啓発 及び TRIPS 協定履行促進のための国内教育充実に資するモデルトレーニング・教材を提供 することを一義的なテーマとし、本キャパシティ・ビルディングの取組み全体の枠組みに おいてタイ及びインドネシアで開発された知的財産権関係の教育教材・カリキュラムの成 果を謹呈することをプログラムの内容の中心とした。なお、モデルトレーニングは、タイ、 インドネシアで実際に教材開発を担当した日本側講師が、日本における講師経験に加えそ れぞれの国での指導経験を踏まえ提供された。

(2) ミニ・ワークショップの概要

ミニ・ワークショップは、セミナーに続く 2002 年 10 月 29 日終日、クアラルンプール市内にて実施された。本セッションは、当初から少人数のインタラクティブ性を重視しており、参加者数は、MDTCA職員に加え、SIRIM、主要産業省 (MPI: Ministry of Primary Industries)、教育機関からの参加を得て 22 名となった。セッションの概要は以下のとおりである。

(a) イントロダクション・セッション

モデルトレーニングに先立ち、石田 TA チーム副団長から、JICA キャパシティ・ビルディングプログラムのタイ及びインドネシアにおける取組みの概要、キーポイント等について、タイ・インドネシアそれぞれのアプローチの違いなどを交えて、教育プログラム維持・継続の観点から紹介された。これら取組み経験から特に注目される点として指摘したのは、以下のとおりである。特に最後の点に関しては、教材開発に関わった専門家がその後の講師になり得る点、開発過程で培われる人的なネットワークが教育プログラム実施段階でも有益に機能する点について指摘された。

- 開発された教材及びカリキュラムに対するオーナーシップ感覚の重要性
- 開発過程における知的財産権主管当局の積極的関与の重要性
- 国内外を問わず開発のために専門家が協力することの重要性

(b) セッション 1:モデルトレーニング「知的財産権の水際措置」

セッション1では、タイで開発された教材を用いてモデルトレーニングを実施した。モデルトレーニングで取り上げたテーマは、タイの教材の内、TRIPSにおける税関における知的財産権のエンフォースメント規定等を中心とし、日本における取締り状況・経験等とも

比較する形で進められた。また、教材の開発過程にあったインドネシアにおける実績・効果 (知的財産権当局に加え、税関、警察、検事局、裁判所が協力して知的財産権取締りに係る教材開発を進めている点)を紹介しつつ、これら関係省庁における共通認識の醸成が法令のエンフォースメントの上だけでなく、教育プログラムにおいて知的財産権法令の理解促進にも寄与することが強調された。取締り分野では、これら省庁がみな関係して連携し合うことが効率性を高める上で欠くことができないという点は、教材開発をする上で是非とも留意する必要がある点について指摘され質疑応答の対象となった。

質疑応答の部分では、日本をはじめとする他国の事例・状況等との比較をすることで、教育プログラムを充実できる点、タイで開発された教材の有用性やマレーシアにおいても利用可能性がある点などが指摘された。また、マレーシアにおける教育プログラムの現状やニーズに関しても意見交換がなされ、知的財産権の重要性に係る基礎的な教育プログラムは既に充実している点、今後も引き続き審査官教育が必要である点等が指摘された。APIC(Asia-Pacific Industrial Property Center)の活動内容に対する関心も寄せられ、日本側講師陣から解説が行われ(詳細はホームページ参照 http://www.apic.jiii.or.jp/)、特許庁国際課渡辺室長からも特許庁の国際支援協力についての説明があった。その他、セッション3にかかる話題が若干議論されたが、これらは以下にまとめて紹介する。

(c) セッション 2: モデルトレーニング「発明とその経済価値」

本セッションでは、葵特許事務所の西森浩司弁理士から、タイにおける教材をもとにモデルトレーニングが行われた。本トレーニングでは、発明とその経済価値が中心的テーマとなったが、タイにおける経験からのキーポイントに加え、具体的なサンプル等を利用しながらインタラクティブにプログラムを進める指導技術についても紹介された。こうしたアプローチは、講義形式、ワークショップ形式双方の教育プログラムで取り入れ可能なものとして強調された。特にワークショップ形式のアプローチでは、知的財産権保護の重要性が、実際のワークショップの課題作業から直ちに実感として認識できることのメリットがある点が指摘された。また、継続的な教育プログラムを実施するためには、講師の充実が必要であるが、講師の教育は一般市民に普及啓発活動をするより難しいので、講師教育プログラムは重要であり、その設計にあたっては指導技術をどのように伝えるかという点を十分考慮する必要がある点が指摘された。

本モデルトレーニングでは、ほぼ時間いっぱいのセッションとなり、質疑応答という形式での意見交換はなかったが、セッションの中で、それぞれ関心のある指導技術についての質疑応答があり、それ自体がセッションの一部を形成した。例えば、教育プログラムにおけるグループ作業の有効性、カリキュラムや教材項目の順序にこだわらず参加者の関心に合わせ臨機応変にテーマを変えること、同じ教材を利用する場合でも参加者の反応に合わせて初歩的な説明方法や高度な説明方法を使い分けるといった点について意見交換が行

われた。なお、参加者からのコメントとして、ワークショップ形式の教育プログラムが少ない中、今後、こうした手法の導入が検討されることが必要である点が提起された。

(d) セッション3:「タイ、インドネシアにおける経験のマレーシアへの適用可能性」

本セッションでは、それまでのセッションを受けて、基本的には標記をテーマにした参加者によるラウンドテーブル形式の議論を行った。その主要な論点は以下の通りである。

- ・マレーシアの教育プログラムに関する状況は、IPTC (Intellectual Property Training Center) の取組みを中心に、既に基本的な一般向け普及啓発分野では、うまく機能し始めている。しかし、今後は、対象者の能力レベル毎の過程を設ける等の更なる改善が重要と考えられる。(例えば、一つのテーマに関しても、入門コース、中級コース、上級コースの設置等)
- ・タイ、インドネシアでの実績紹介を踏まえると、マレーシアにおいても講師の充実 や教材・指導方法の標準化に対して、更に留意する必要がある。タイ、インドネシ アで開発された教材にはマレーシアにおけるトレーナーズ・トレーニングに資する 部分があるので参照することが有用だ。なお、それぞれの教材については完成した 時点でマレーシアに対しても配布することが確認された(2003 年 3 月時点では未配 布)。その上で、マレーシアでも利用可能な部分は抜き出して、補足情報等を入れて マレーシア版の教材にすることも考えられるという点が提起された。
- ・ 今後、マレーシアとして重要と考えられるタスクは、ハイエンドで最新のテーマを 取り上げる教育プログラムを企画していくことだ。以下等が当面の取組み分野とし て提起された。
- i) 以下の分野での情報・知識のブリッジングを進めるプログラム開発
 - バイオテクノロジーと知的財産権分野の法的側面
 - コンピュータ・WEB 技術と知的財産権分野の法的側面
 - 高度集積回路技術と知的財産権分野の法的側面
- ii) 新分野における研究の動向
 - 地理的表示問題
 - 伝統的知識問題
 - 民間伝承問題

(3) ミニ・ワークショップ・プログラム

【ミニ・ワークショップ: 10月29日(火)】09:00-17:05

イントロダクション・セッション:「TRIPS 協定履行の重要性」

・基調講義:「教材開発に係るタイ、インドネシアの取組みとその成果」

JICA TA コンサルタントチーム副団長 石田雅之

質疑応答 / ディスカッション

セッション1:モデルトレーニング「知的財産権の水際措置」

<講師>

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之

質疑応答 / ディスカッション

_____ セッション 2:モデルトレーニング「発明とその経済価値」

<講師>

葵特許事務所弁理士 西森浩司

質疑応答 / ディスカッション

セッション3:ラウンドテーブル

「タイ、インドネシアにおける経験のマレーシアへの適用可能性」

<モデレーター>

JICA TA コンサルタントチーム副団長 石田雅之

<パネリスト>

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之

葵特許事務所弁理士 西森浩司

UFJ 総合研究所顧問 御船 昭 (TA コンサルタントチームメンバー)

質疑応答 / ディスカッション

2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》

2.4.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 5 月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、標準担当部局である DSM、WTO 照会所である SIRIM Berhad との協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な知識移転プログラムの策定を行った。マレーシア側は、TBT 協定に関連する省庁及び民間セクターにおけるワーキング・レベル担当者の能力向上のために一連のセミナー/ワークショップを開催することを要望し、国際規格の開発、TBT 協定の内容に関する知識及び TBT 協定の照会所の役割について、能力向上を行うことに優先順位が付けられた。

こうしたニーズに基づき、TA コンサルタントチームは一連のセミナー/ワークショップの準備を開始した。2日間のセミナーの目的は、国際標準の開発活動に参加することに関心を有する政府担当者及び民間セクターの担当者に対し、TBT 協定に関する情報提供を行うことである。知識移転の方法としては、講義形式が採用されたが、セミナーそのものは政府と民間セクターが意見交換を行う重要な機会であることに鑑み、TA コンサルタントチームは、様々な関連省庁及び民間セクターがセミナーに参加することを重視した。一方、ワークショップの目的は、マレーシア政府と日本の専門家の間でより活発な討議を行うこととされた。日本の専門家及びマレーシア側の代表者によるショート・プレゼンテーションに引き続き、活発な質疑応答及びコメントの提示が行われた。

2.4.2 TBT セミナーの内容

TBT セミナーは、2002 年 3 日~4 日に、クアラルンプール市内にて開催された。マレーシア政府関係者及び民間セクターの代表者合計 90 名が、セミナーに参加した。スピーカーは、日本側からは経済産業省(METI)及び日本工業標準調査会(JISC)及び TA コンサルタントチームが担当した。

セミナーは、DSM 局長の Ms. Mariani Mohammad、佐々木十一郎 JICA マレーシア事務所 次長の開会挨拶により開催された。

(1) 第 1 日目 (9 月 3 日 (火))

(a) セッション 1: 「日本の標準化政策と JISC の標準化戦略」

藤代尚武・経済産業省基準認証ユニット国際チーム長補佐は、WTO/TBT 協定の批准に対応した過去の日本の国際及び国内標準化政策を紹介した。日本の国家標準機関である日本工業標準調査会が、国際標準の重要性の高まりを考慮して標準化に関するマー

ケットニーズ及び社会的ニーズを踏まえて組織変革を行ってきたことを説明するとともに、国家標準化機関にとって共通の問題と考えられる、産業界・消費者・規制当局等の国際標準化作業への参加の重要性を指摘した。同氏はまた、アジア諸国が、その独自の市場ニーズ及び社会的ニーズを反映させるために、ISO や IEC などの標準化活動に積極的に参加し、強固な協調体制を確立することの重要性を強調した。

(b) セッション 2-1: 「ISO における最新動向」

前 ISO 副会長の青木朗氏は、国際化時代における環境変化に対応した ISO 及び国際標準化作業の役割とその主要な検討課題について説明を行った。特に同氏は、発展途上国を巻き込んだ形での国際標準化作業の重要性を強調した「ISO の戦略」が紹介され、市場ニーズや社会的ニーズに基づく ISO のこれまでの努力の成果を強調した。

(c) セッション 2-2: 「IEC における最新動向」

IEC 評議委員である住友電工顧問の油本暢勇氏は、IEC の役割に関して、IEC がいかに機能してきたか、そしてその最新動向に関して講義を行った。同氏は、規格を市場ニーズに適合させるとする IEC の基本計画、IEC のメンバー拡大とアジア太平洋地域センター(APRC)の設立、IEEE など規格開発組織(SDO)との関係を紹介した。

(2) 第2日目(9月4日(水))

(a) セッション 3-1: 「TBT 委員会における最新動向」

経済産業省基準認証ユニット標準協力調整官の田口左信氏は、TBT協定の義務、TBT協定実施にあたっての日本の経験、第二回三年見直しの結果をふくむ TBT協定に関する最新の議論を紹介した。同氏は、TBT協定が総体として、強制規格と密接な関係を有する国内の基準認証システムを、効率的で体系だった方向に進むことを促しているとともに、産業界、規制当局及び消費者などの利害関係者を広く巻き込むものとなっていることを強調した。

(b) セッション 3-2: 「日本における TBT 照会所の役割」

TA コンサルタントチームの小田正規は、TBT 協定第 2 条及び第 10 条に基づく TBT 照会所の役割について講義を行った。TBT 協定の対象範囲に関する措置の見分け方に関する事例を用いつつ、TBT 照会所の重要性が指摘された。また同氏は、TBT 照会所の運営に関する日本の経験を紹介するとともに、他の WTO 加盟国と不必要な衝突を避け、

海外市場を拡大して体内直接投資を呼び込むためにも、照会所の活動を通じて強制規格の透明性や将来予見可能性が高まることが重要であることを強調した。

以上 2 日間のセッションを受け、全講師に対する活発な質疑応答が行われた後、SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj 及び TA コンサルタントチームの小田正規より閉会の挨拶が行われ、セミナーを閉会した。

(3) TBT セミナーの成果

セミナーを通じ、マレーシア側参加者は、専門家のプレゼンテーションに対し、国際標準の開発、TAT 協定の権利及び義務等に関連する多くの質問及びコメントを提示した。セミナーの目的を考慮すると、セミナー自身は政府関係者と民間セクターに対して TBT 協定に関連した情報を普及する非常に良い機会になったものと考えられる。TA コンサルタントチームは、引き続きマレーシア側参加者が TBT 協定から発生する様々な問題に対処するための知識を強化するための諸活動を継続していくことを奨励した。

また TA コンサルタントチームは、セミナーの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者の多くにとって、本セミナーは TBT 協定及び国際標準化団体に関する知識を得るはじめての機会であったことが判明した。そのため、TBT 協定の義務に関する知識を強化する情報普及型の活動を継続的に実施する必要性があると考えられる。

(4) セミナー・プログラム

【第1日:9月3日(火)】 09:00-16:30

セッション 1 日本の標準化政策と JISC の標準化戦略

藤代尚武氏(経済産業省基準認証ユニット国際チーム長補佐)

セッション2 国際標準化団体における議論

ISO における最新動向

青木朗氏(日本工業標準調査会委員、前 ISO 副会長)

・IEC における最新動向

油本暢男氏(住友電気工業株式会社顧問、IEC評議委員会委員)

【第2日:9月4日(水)】 9:00-12:30

セッション3 TBT協定の実施問題

- ・TBT 委員会における最新動向
 - 田口左信氏(経済産業省産業技術環境局基準認証国際チーム標準協力調整官)
- ・日本における TBT 照会所の役割
 - 小田正規(TA コンサルタントチーム)

2.4.3 TBT ワークショップの結果

セミナーに引き続き、日本側専門家とマレーシア政府関係者によるクローズド・ワークショップが、2002 年 9 月 5 日に、セミナーと同会場である、クアラルンプール市内のホテルにて開催された。

(1) TBT ワークショップの内容

TBT ワークショップは、マレーシア政府の代表者及び SIRIM Berhad の代表者合計 25 名が参加して開催された。スピーカーは、日本側は経済産業省及び TA コンサルタントチームが担当し、マレーシア側は SIRIM Berhad が担当した。

TBT ワークショップは、5 つのトピックに関して、ショート・プレゼンテーションの後に、追加的なコメント、質疑応答、フリーディスカッションという流れを繰り返すことにより実施された。対象となるトピックスは2 つの分野に分類され、第一の分野はTBT 協定そのものであり、(1) TBT 協定の内容、(2) 貿易に対するインプリケーション・標準化及び適合性評価の重要性、及び(3) TBT 照会所の役割である。もうひとつの分野は、TBT 協定の実施問題であり、(4) マレーシアにおける国際標準化活動とTBT 協定の実施に係る現状と(5) 貿易担当官/規制当局の役割が取り上げられた。

ワークショップは SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj の開会挨拶から開始された。

(a) セッション 1 TBT 協定

トピック 1 TBT 協定の内容

TA コンサルタントチームの小田正規は、TBT 協定の重要条文を説明するとともに、GATT 第 3 条や TBT 協定前文に示されている内国民待遇義務、GATT 第 20 条に基づく一般例外原則など TBT 協定に関連する条文の重要性を指摘した。同氏はまた、強制規格、任意標及び適合性評価手続の定義を説明するとともに、TBT 協定に基づく通報義務に関しても詳細な説明を行った。

ワークショップ参加者は、日本政府が基準認証体系の規制改革を通じ、TBT 協定の義

務をどのように実施してきたのかということを中心に議論を行った。

トピック2 貿易に対するインプリケーション・標準化及び適合性評価の重要性

続いて、TA コンサルタントチームの久野新から、国際標準化の費用と便益に関するプレゼンテーションが行われた。同氏は、国際標準の利益として、(1) 輸出事業者にとっての追加的費用の回避、(2) 貿易の拡大、(3) 輸入国における健全な競争、(4) 規格を利用する企業の生産性の改善、(5) 消費者の実質所得の上昇、を指摘した。

参加者の関心は、主として国際標準化の費用と便益をどのように算出するかということ に集中した。

トピック 3 TBT 照会所の役割

再びTAコンサルタントチームの小田正規は、TBT協定第10条に基づくTBT照会所の役割に関してプレゼンテーションを行った。TBT照会所を適切に運営するために、同氏は強制規格を所管する省庁間の協調が重要であり、そのためには各関連省庁における窓口担当者を明確に指定するとともに、TBT通報手続に関する情報の継続的な普及、そしてTBT照会所の担当者の高い意識が重要であることを指摘した。

(b) セッション 2 TBT 協定の実施

トピック 4 マレーシアにおける国際標準化活動と TBT 協定の実施に係る現状

SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj は、マレーシアにおける国際標準化活動と WTO/TBT 協定の実施に関する現状について、包括的なプレゼンテーションを行った。同氏は国際標準の採用に関するマレーシアの政策を紹介するとともに、統計を用いて国際標準の策定に関するマレーシアの参加の度合いを示しつつ、国際標準化活動における SIRIM Berhad の役割を説明した。さらに、マレーシアにおける TBT 照会所との活動及び役割、及び TBT 通報に関する国内調整システムについても説明を行った。

トピック 5 貿易担当官/規制当局の役割

経済産業省基準認証ユニットの田口左信標準協力調整官は、貿易担当官と規制担当官の関係について報告を行った。田口氏は、貿易担当官と規制担当官の状況を比較しながら、両者の協調体制の欠如から発生する問題点を指摘した。その結果、同氏は、可能な解決策として、国内問題国際問題両方に対して、貿易担当官と規制担当官が情報を交換し意見交換を行うための調整メカニズムを設定することの重要性を強調した。

最後に、DSM 標準課長の Ms. Khalidah Musutafa 及び TA コンサルタントチームの小田正規の閉会挨拶により、ワークショップを終了した。

(2) ワークショップの成果

TBT ワークショップの目的は、TBT 協定に関して責任を有する限定した数の政府担当者により、TBT 協定の権利と義務に関する活発な議論を行うということであった。ワークショップを通じ、参加者は日本側専門家と活発な意見議論を行うとともに、マレーシア側政府担当者間とも意見交換を行うことができた。

また、ワークショップ参加者に対するアンケート調査に基づき、TA コンサルタントチームは、TBT 協定に関する知識強化として、TBT 通報、国内規格の国際標準整合化、及び国際標準化活動への参加に関して、依然として課題が存在することを認識した。第3章の提言部分でも言及しているとおり、これらの分野に関し、マレーシア国内における継続的な知識移転活動が重要になっている。

アンケート結果の詳細については、付属資料を参照されたい。

(3) ワークショップ・プログラム

【9月5日(木)】9:00-16:00

セッション1 WTO TBT 協定

- ・トピック 1 TBT 協定の内容 小田正規(TA コンサルタントチーム)
- ・トピック 2 貿易に対するインプリケーション、標準化及び適合性評価の重要性 久野新 (TA コンサルタントチーム)
- ・トピック 3 TBT 照会所の役割 小田正規(TA コンサルタントチーム)

セッション2 TBT 協定の実施

- ・トピック 4 マレーシアにおける国際標準化活動と TBT 協定の実施にかかる現状 Mr. Rajinder Raj (General Manager, Standards Management Department, SIRIM Berhad)
- ・トピック 5 貿易担当官/規制当局の役割 田口左信氏(経済産業省基準認証ユニット標準協力調整官)

Ⅲ. 評価と提言

1. 協力プログラム全体に対する評価と提言

Ⅲ. 評価と提言

1. 協力プログラム全体に対する評価と提言

1.1 評価

プログラムの完了時点での評価は、参加者、講師、カウンターパートの三者からの意見、 コメント等をベースに評価を行う。参考までに活動開始時点で準備したプロジェクト・デ ザイン・マトリックス (PDM) を添付する。

参加者アンケートからは、約70%から80%の範囲で「有意義」との回答を得ているが、 内容については、「より具体的な」内容を希望する意見もあり、これは概説的な内容に留ま らざるを得なかった農業/SPSのケースに見られた。一方、より踏み込んだ内容を盛り込ん だDSUの場合は、専門性の高いセッション、模擬裁判に対し高い評価がなされた。日本の 経験の紹介に関しても高い関心が示された。(農業/SPS、TBT)

講師陣からは、講義のテーマ設定、参加者の知識レベル、カウンターパート側の姿勢、会場の設備等に関して概ね満足の行く結果であったとの評価を得た。また、さらに専門的な内容のキャパシティ・ビルディングの必要性があるとのコメントも講師側から示された。 (農業/SPS)

カウンターパート側からの評価としては、特に DSU において、法務長官自身も参加し、マレーシア側の極めて熱心な準備と実施面でのオーナーシップが発揮された。それぞれのカウンターパート機関は必ずしも JICA ベースの技術協力の経験はないものの、提供されるプログラム・インプットを充分に吸収・活用しようとの意欲がそれぞれに感じられた。知的財産権の関係では、タイで開発したテキストを紹介し、マレーシア版を作成することに対して、カウンターパート側のコミットメントが示された。

マレーシアにおける協力プログラムは先行したタイ、インドネシアで扱っていない分野 (農業/SPS) および取組み (DSU) がなされ、これらは、受け入れ側にとっても初めてのものであった。その効果の発現を客観的に評価するには、時間の経過を待つ必要があるものの、現時点での評価としては、今後の更なるキャパシティ・ビルディング支援への要望としても各カウンターパートから示されたことに現れているとみることが出来よう。

1.2 全体への提言

キャパシティ・ビルディングに関しては、「APEC 戦略計画」において、各国のニーズに応じて実施されるべきとの主張が盛り込まれ、1) 協定実施のための知識やノウハウの充実、2) 国内法制の整備、3) 機材等関連インフラの整備、4) 交渉技術の取得、5) WTO における紛争処理能力の取得、6) WTO 加盟支援の 6 項目のプログラムが提案された。更に、2001 年3 月の日本政府・WTO・UNDP・OECD/DAC の主催による「貿易関連キャパシティ・ビルディングに関する沖縄ワークショップ」において、1) WTO 協定実施のための国内法制度整備に直接裨益するような協力、2) WTO 協定実施によって享受されるメリットが明確に示されるような配慮が必要との方向性が打ち出され、「WTO 協定別アプローチ」が重要であるとの見解が共有された。

マレーシアからの本プログラム要請の内容はWTO協定の一部であり、同国がとっている産業政策とWTO協定の整合性、経済のグローバル化に対する考え方などの背景もあり、かなり「選択的」なコンポネントにおける協力となった。これら対象となった分野に限ってみても、各カウンターパート機関は、行政組織の規模がタイ、インドネシアに比べ小さいこともあり、今後のキャパシティ・ビルディングへの必要性は極めて高いと言える。この観点から下記の点を、全体を通じての提言として示す。

(1) 人材と組織の強化

上述したとおり、マレーシアの行政組織の規模は比較的小さく、WTO 協定の分野ごとの対応窓口担当は極めて限定された陣容で対応している。WTO 協定の内容が細分化され、それぞれに膨大な書類のやりとりが発生しつつある現状において、どこまでまともに対応すべきか、という問題は発展途上国共通の悩みである。このような組織のキャパシティについて言えば、ASEAN 諸国の現状はアフリカ等のより小さな国に比べれば整備されているとも見られている。

コンポネント毎の問題は各論で触れるが、このような状況で単に、「人員を増強し、強化 すべき」ということだけでは、実行可能な提言とは言えない。ここには、戦略が必要であ る。即ち、重点分野の絞込み、国益に沿った対応戦略と、そのために必要な人材と組織、 ということとなろう。これらの政策にかかわるマターは各行政府にて検討すべきことであ り、その実施を支えるために技術的なインプットが必要であれば、さらに外国等の支援を 求めることが適切であろう。

今回のキャパシティ・ビルディング協力は、そのような取組みのためのきっかけと、一部にはモデルを示したとも言える。今回の成果をベースに更なるキャパシティ・ビルディングの検討が望まれる。

(2) 情報共有と活用の促進

マレーシアでは、行政機関等における情報インフラの整備は進んでおり、パソコンの普及、インターネットへのアクセス等についての大きな障害はないと見られる。一方、WTO 関連の情報は膨大であり、DSU においても一つ一つのケースを集めることだけでも相当なデータ量になる。よって、情報の共有と活用の推進は上述の戦略との関係で、メリハリをもって取り組むことが適切である。

農業/SPS は生産者、輸出業者である民間セクターの関心も高く、民間への情報提供と共有を進める上でも、情報の整理が必要である。これは諸外国へのマーケット・アクセスのためにも、各国の検疫制度などを紹介するなど、行政側からの情報提供が望まれる。

(3) ASEAN 域内協力の推進

本プログラム実施中の 2002 年 10 月、クアラルンプールでは世界経済フォーラムのアジア会合が開催され、同じころ、「ASEAN+3」の事務局をクアラルンプールに誘致したいとのマレーシア政府高官の発言が現地新聞に報道されていた。本プログラムでは ASEAN の 4ヶ国を対象に協力を実施しているが、コンポネントによっては共通の関心事項も多く、今後のキャパシティ・ビルディングを展開するにあたっては、各国個別というよりは、共通テーマは共同でセミナー、ワークショップ、パネル・ディスカッションというかたちをとることにより、情報を提供するリソース側の制約も緩和され、域内各国の主体性も発揮できる。

このような観点から、マレーシアにおいて関心が高いテーマについて、周辺国と共同で技術移転会合をクアラルンプールで開催する、というかたちの技術協力が今後、外国が支援するとしても取り組みやすいと考えられる。例えば、DSU、あるいは知的財産権(TRIPS)などが分野としては考えられ、他の ASEAN 各国がホストを努めるのにふさわしいテーマもそれぞれにあると思われる。仮に日本の経験が求められた場合でも、日本へ参加者を呼ぶよりは、ASEAN へ講師を派遣するということであれば、負担も大きくはないであろう。

図表Ⅲ-1-1:プロジェクト・デザイン・マトリクス

期間: 2002年5月~2003年3月

案件名:APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム(マレーシア)

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
上位目標 WTO 加盟国として多角的貿易体制からのメリットを 享受するために、WTO 協定の内容を理解し、実施、交渉できる能力を獲得する。	マレーシアの行政官の WTO 制度の活用と交渉での 人材リソースが数および能力の面で、プログラム開 始時に比べ増加する。	・マレーシア政府の WTO 関係スタッフの活動記 録	・中長期的なアジア地域経済の安定
プロジェクト目標 本プログラムの技術移転(農業/SPS、DSU、 TRIPS、TBT)により、行政官の協定理解・実施・交 渉能力が向上する。	2004 年までに WTO 協定の内容を熟知した関係者 数がプロジェクト開始時に比べ増加する。	・アンケート調査 ・ヒアリング調査	・マレーシアの対 WTO 政策及び多角的貿 易政策に変更がない。
成果 (1)農業協定/SPS 協定担当の農業省、保健省を中心とする関連機関の理解と知識が向上する。 (2)法務長官執務室を中心とする DS 担当の行政官の理解が促進される。 (3)国内消費者取引省および関係機関の行政官の、TRIPS 協定の理解と知的財産権行政の実施能力が向上する (4)標準局、SIRIM 等、TBT 協定に関する行政官の理解が促進する。	(1)WTO 協定関係省庁で情報が共有され、調整能力が向上する。 (2)DSU にかかる行政手続き能力が向上する。 (3)TRIPS 協定、知的財産権行政のエンフォースメントが強化される。 (4)TBT 協定に関する行政官の、国際標準化活動への適切な参加が増大する。	・アンケート調査 ・ヒアリング調査	・行政官及び業界関係者に対して、継続的な技術移転が実施される。 ・各機関のWTO担当者数が激減しない。
活動 (1)セミナー開催による知識移転 (2)ワークショップ開催による知識移転 (3)セミナー開催およびカリキュラム/教材を用いた 講習会開催による知識移転 (4)セミナー/ワークショップ開催による知識移転	投入海外:日本:上材人材人材コンサルタント(コア)WTO 事務局スタッフコンサルタント(追加)外部専門家行政官外部専門家業務調整員	現地: 人材 カウンターパート	・技術移転を受けた行政官等が継続的に WTO 関連業務にかかわる。 前提条件 WTO 協定実施に係る各省庁担当者がプロジェクトに反対しない。
	プロジェクト運営費用 必要経費		

2. 各分野に関する評	価と提言		

2. 各分野に関する評価と提言

2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》

農業/SPS 協定分野の実施能力向上支援を目的とした今回のセミナーの結果を評価するに当たっては、(1)参加者からのアンケート調査の結果、(2)講師からのコメント、(3)インテリム・レポートに対するコメントを通したカウンターパートからの評価の 3 つのリソースから得られる考察を基に評価することとする。

2.1.1 評価

(1) 参加者アンケートの結果

セミナー終了後、全参加者を対象に参加者アンケートを実施した。118名の参加者のうち、72名が有効回答を寄せ、有効回答率は61%であった。アンケート調査から明確に読み取れるポイントは以下の3点である。

- (a) 5 段階評価、すなわち最高ポイントを 5.0 とした場合の「セミナーは有意義であったか」との質問に対して、有効回答数は 71、平均ポイントは 4.08 であり、概ね有意義であったとの評価であった。
- (b) しかしながら、5 段階評価、すなわち最高ポイントを 5.0 とした場合の「セミナーから得られた知識を自分の仕事に活用できるか」との質問に対しては、有効回答数は 70、平均ポイントは 3.39 であり、比較的低い評価であった。
- (c) 個別コメントでも、「具体的なケース・スタディ」、「植物検疫あるいは動物検疫 に係る日本におけるハーモナイゼーションの経験の解説」等の、より具体的な個 別のイシューを取り上げて解説して欲しかったとのコメントが寄せられた。

(2) 講師からのコメント

セミナー終了後、6名の講師陣方から、セミナーの内容、技術移転効果、ロジスティックス等についてコメントを頂いた。コメントは以下の3点に要約される。

- (a) 農業/SPS 協定等の各分野で、参加者の基本的知識の向上に資することができ、 意義のあるセミナーであった。
- (b) 質疑応答において、より詳細な内容を求める参加者が多く、テーマを限定した小 グループのセミナーが更に必要であると感じた。
- (c) セミナーの効果が今後マレーシア政府全体の施策として展開されるように、フォローアップが必要と考える。

(3) カウンターパートの評価

インテリム・レポートに対するコメントを通したセミナーの評価は、以下の 3 点に要約 される。

- (a) 農業協定、SPS 協定、リスク・アナリシス、日本の農産物流通、動物検疫、植物 検疫の各分野で、参加者の基本的知識の向上に資することができた。その意味か らも、各分野の基本的理解の底上げにつながったことは有意義なことである。
- (b) 「日本の農産物の流通」の紹介は大変興味深かった。
- (c) 質疑応答において、それぞれの分野の専門的質問が集中した。これは、農業/SPS 協定の一般的理解向上のニーズを超えて、より実務的な知識、経験、ケース・スタディ等の解説に対するニーズの高さを示しているものと思われる。

(4) 総合評価

これらの参加者アンケート、講師コメント、カウンターパートからのコメントを総合すると、全体を通して以下の評価を与えることができよう。

- (a) 農業協定、SPS 協定の主要コンポネント及び「日本の農産物流通」の各分野で、 参加者の基本的知識の向上という当初の目的を達成することができた。その意味 からも、各分野のキャパシティの底上げにつながった。
- (b) 今後、この結果を農業/SPS 協定の履行能力向上につなげるためには、より実践的な知識、経験、ケース・スタディ等に関する何らかのキャパシティ・ビルディングプログラムの追加的実施が求められる。

2.1.2 提言

本キャパシティ・ビルディング支援の背景を踏まえ、今後さらにマレーシア政府の農業/SPS 分野のキャパシティ・ビルディングを加速化するために、以下の5項目の提案をする。

(1) 農業/SPS 協定関連部局の組織強化

マレーシアの農業/SPS 協定関係者の同協定に関する一般的理解向上を、今後組織としての力にするためには、マレーシア政府の農業/SPS 関連部局の組織整備・強化が欠かせない。前述したように、農業省及び第一次産業省が農業協定に関するコミットメントの履行を基本的に所管している一方、同省の農業局及び獣医サービス局が、動物・植物検疫に関するSPS 協定の実施に責任を負う部署を構成している。また、保健省の公共保健局・食品品質管理部が、食品検疫に関する SPS の窓口となっている。農業/SPS 協定とも、非常に複雑な

手続き、WTO・関連機関との頻繁なコミュニケーション・会議への参加、膨大なドキュメント作成等が必要とされており、農業省・保健省の農業/SPS 関連部局の組織強化は必須である。

農業協定に関しては、いわゆるビルトイン・アジェンダとして、2000 年初めから、第一フェーズから第三フェーズまでの、後述するような多様な農業協定の交渉・履行を要する。また、SPS 協定に関しては、法制度整備及び国内法規のハーモナイゼーション、オペレーションにおける履行能力、SPS 及び Codex のコンタクト・ポイントとしての渉外活動といった複雑なミッションに対応する必要がある。このように、農業/SPS 協定関連部局を必要とされるファンクションに整合的に再編成する必要がある。

JICA のプロジェクト方式技術協力の支援が入っている食品検疫部を見てみると、1) Development of Food Standard、2) Research and Monitoring、3) Industry、4) Information Technology、5) Enforcement、6) Laboratory Service、7) Codex: General Principles、8) Codex: Commodity Standard、9) Codex Secretariat、10)各 Administration 担当の合計 45 名のスタッフで構成されているが、その体制は十分ではなく、農業省・保健省の農業/SPS 関連部局の体制をWTO 協定と整合的にする余地は残っている。しかしながら、食品検疫分野の関しては、JICA の食品衛生分野のプロジェクト方式技術協力により、包括的な協力が実施されており、食品検疫部の体制は整備されつつある。

また、植物検疫分野に関しては、植物検疫サービスを必要とするエントリー・ポイントは全国で 48 ヵ所(12 の空港、23 の海港、及び 13 の国境チェック・ポイント)あるが、本省の作物保護植物検疫部の植物検疫行政の施行の担当官が 6 人、法律及び輸入管理の担当が 8 人配属されているだけである。

このような状況を鑑みて、TA コンサルタント・チームは、農業協定、動物検疫、植物検 疫関連分野の部局について、効率的なマンパワー及び組織に再編成するための調査を開始 することを提案する。

(2) 農業/SPS 協定関連に係る個別専門分野人材の育成

農業/SPS協定関連部局の組織強化に加えて、セミナーの評価からも導き出されたように、 農業/SPS協定関連の人材育成の個別専門分野は多岐にわたり、以下の5分野の専門性・能力を持つ人材を育成するためのキャパシティ・ビルディング協力を継続する必要がある。

(a) ウルグアイ・ラウンド及び新ラウンドの合意事項の履行能力

農業交渉は新ラウンドの一部として、農業委員会特別会合で行われており、2000年3月

から 2001 年 3 月までに第一フェーズとして 7 回、2002 年 2 月までに第二フェーズとして 5 回の会合が開催された。第一フェーズにいては、121 ヶ国から合計 45 の交渉提案が提出され、これらについての説明・議論が行われた。第二フェーズにおいては、各国提案に基づき、1) 市場アクセス、2) 国内助成、3) 輸出規律といった交渉のメイン・ポイントについて議論が行われた。また、第三フェーズとして、2003 年 3 月末が期限であったモダリティーの合意には至っていないものの、現在当該モダリティーの交渉中である。

ウルグアイ・ラウンドの合意内容の理解に加えて、今後、この新ラウンド合意後の履行に必要とされる農業協定に関する知識も必要とされる。具体的には、市場アクセスについては、1) アクセス数量、2) 関税割当制度、3) 関税水準、4) 特別セーフガード、5) 輸入国家貿易の5つのサブ・イシュー、国内助成については、1) AMS(助成合計量)、2) 「青」の政策、3) 「緑」の政策の3つのサブ・イシュー、輸出規律については、1) 輸出補助金、2) 輸出信用、3) 輸出規制・輸出税、4) 食糧援助、5) 国家備蓄構想、6) 輸出国家貿易の6つのサブ・イシューに関する体系的な知識が必要とされる。

(b) 貿易政策検討制度への対応能力

貿易政策検討制度(TPRM: Trade Policy Review Mechanism)は、WTO 協定附属書 3 に規定されており、WTO 協定遵守の促進や透明性確保を目的とし、全ての加盟国の貿易政策及び貿易慣行が定期的な検討の対象となっている。最大の影響力を有する 4 つの加盟国は 2 年ごと、マレーシアを含む主要 16 加盟国は 4 年ごと、その他の途上国は 6 年ごとに、WTO の指定する報告書形式で報告する義務がある。この TPRM において、農業/SPS 協定部分が WTO 協定と整合的であるとの報告書を作成するための対応能力が必要とされる。

(c) 「実施問題」への対応能力

WTO 設立以降、多くの途上国は農業/SPS 協定を含む一部協定の「実施」を困難として、リバランス(経過措置延長等の義務の緩和・免除)を求めてきたが、この「実施問題」は、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において途上国が義務緩和を要求していた約 100 項目のうち、約半分の 50 項目について途上国に対する優遇措置が決まった。下表は、農業/SPS 分野における実施事項に関する決定事項の概要であるが、今後未決定の事項及び決定事項のフォローアップを実施する対応能力が必要とされる。

(d) 特別セーフガードの発動等の紛争処理手続きに対する対応能力

特別セーフガードの発動は、手続きに関するキャパシティの代表的なものであるが、その発動には、かなりの知識・経験が必要とされる。特別セーフガードを規定している農業協定第5条には、i)対象品目、ii)発動用件、iii)措置内容、及びiv)発動期間の条項があ

り、特別セーフガードのメリットを享受するためには、発動に携わる担当者は条文の正確 な理解が必要となる。

(e) 食品衛生等の規格策定及び運用面でのハーモナイゼーションへの対応能力

SPS 協定の今後の焦点は、Codex、OIE (国際獣疫事務局)、IPPC (国際植物防疫条約)の規格策定への対応及びこれらの規格への国内法規のハーモナイゼーションも重要なキャパシティである。例えば、Codex では、全般問題規格部会(残留農薬部会、食品表示部会等9部会)、食品規格部会(食肉衛生部会、加工果実・野菜衛生部会等12部会)、地域調整委員会(アジア地域調整委員会等5部会)、特別部会(バイオテクノロジー応用食品特別部会等3部会)といった多くの部会が食品衛生関連の規格作成に携わっている。また、コーデックス規格を作るには、通常、1) CAC総会・作成開始、2) 規格案作成、3) 各国コメント提出、4) 部会会議採択・必要に応じ修正、5) CAC総会の承認、6) 各国コメント提出、7) 部会会議採択・必要に応じ修正、8) CAC総会で正式採択・Codex 規格完成といった8つのステップを要し、これらのステップへのコメント対応等多くの対応能力が必要とされる。

上述した 5 分野の専門能力におけるキャパシティ・ビルディングの需要に対応するために、TA コンサルタント・チームは、マレーシア政府が、現存するマレーシア技術協力プログラム (MTCP) を活用して、上述した 5 分野のいくつかの短期セミナーを実施することを提案する。MTCP は、1980 年にマレーシア政府が打ち上げた、マレーシア及び他の途上国との間の南南技術協力スキームであるが、現在までのところ、農業/SPS 関連では、以下のトレーニング・プログラムが実施されてきた。

- (i) 動物検疫管理
- (ii) 獣医サービスにおける情報通信技術の活用
- (iii) HACCP ベースの検査システム

TA コンサルタント・チームは、マレーシア政府がドナーの支援も受けながら、MTCP を 拡充して、以下のような 5 分野のプログラムを実施することを提案する。これらのプロ グラムの内容・講師・参加者・優先度は以下のとおりである。

図表Ⅲ-2-1: MTCP を活用した農業/SPS 協定関連に係る個別専門分野人材育成プログラム

プログラム	内容	講師	参加者	優先度
プログラム 1	新ラウンドの現状及び交	WTO 事務局	MITI, MOA, MOH, MPI,	高
	渉内容の理解	2 国間援助機関	民間セクター	

プログラム2	貿易政策レビュー・メカ ニズムの理解	WTO 事務局 2国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	比較的低
プログラム3	実施問題の理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	中
プログラム 4	紛争処理の手続きの理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	高
プログラム 5	標準化及びハーモナイゼ ーションの理解	FAO, Codex, OIE, IPPC 2 国間援助機関	моа, мон	高

(3) 農業/SPS 協定関連情報の共有化

今回のセミナーにおいて、農業/SPS 協定に関する基本的な知識・情報が農業/SPS 関連部局の職員に技術移転することができたが、今後さらにこれらの知識を深化させ、マレーシアの農業/SPS 協定の履行能力に繋げるためには、これらの知識を組織として共有化することが必須である。「戦略的 APEC 計画」においては、パソコン等の情報関連機器に対するニーズを中心とするハードへの協力が必要とのニーズ分析がなされているが、コンピュータの整備だけでなく、農業/SPS 協定関連情報のデータ・ベース化等、ハードとソフトをパッケージで協力することが有効と思われる。具体的には、次の 3 つの協力に関してニーズが高いと思われる。

(a) 農業/SPS 協定関連部局間のナリッジ・マネージメント

農業/SPS 協定に関する情報は多岐にわたる。情報の管理、ナリッジ・マネージメントは、多くの職員が農業/SPS 協定に関する知識をリアル・タイムで共有することを可能にするため、農業/SPS 協定のスムーズな履行に欠かせないファクターである。農業協定に関しては、ウルグアイ・ラウンドの合意内容、新ラウンドの交渉状況等の農業協定関連情報、SPS 協定に関しては、SPS 協定の概要、動物・植物・食品検疫の国内法制度情報、Codex、OIE、IPPCの基準情報これらの情報、紛争処理・セーフガードなどにかかわる通報文書、更には関連セミナー・ワークショップのデジタル化された資料等をネットワーク上で関係者は誰でも閲覧でき、コメントをつけられるようなシステムが理想的である。

農業省及び保健省の IT の活用状況に関しては、農業省はウェッブサイト (http://agrolink.moa.my/)、保健省はウェッブサイト (http://www.moh.gov.my/) を設置しており、それぞれ各部のウェッブサイトも設置している。特に、保健省の公共保健局・食品 品質管理部は、特に充実した独自のホームページを設置している (http://fsis.moh.gov.my/fqc/)が、いずれも一般的な情報の公開に留まっている。これらのホームページ上に、農業省・

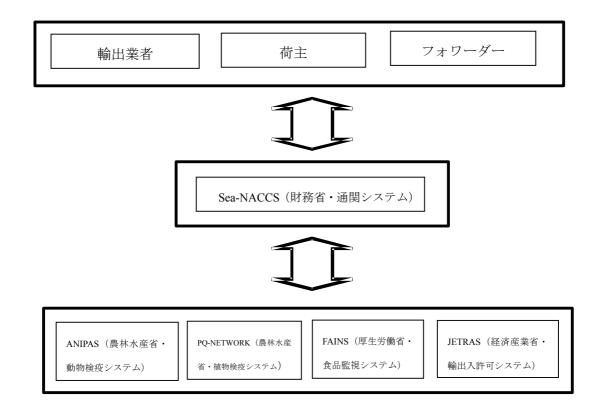
保健省は Intra Net を運用しているようであるが、この Intra Net を活用し、通商産業省、農業省、保健省などの WTO 関連省庁間の農業/SPS 協定関連のナリッジ・マネージメント・システムを構築することを提言する。

(b) 動物検疫・植物検疫・食品検疫関係のシステム統合

SPS 関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫の WTO 協定と整合的な履行をスムーズに実施するためには、これらのシステムの情報ネットワーク構築が必須であり、マレーシア政府も、食品衛生分野の Food Import Information System (FIIS) や Food Safety Information of Malaysia、(FoSIM)、動物検疫分野の Integrated Veterinary Information System (VEINS) 等の個別システムを有しているが、これらのシステムの統合はこれからの課題である。

例えば日本では、農林水産省所管の動物検疫システム(ANIPAS)及び植物防疫システム(PQ-NETWORK)、厚生労働省食品検査システム(FAINS)、輸出入許可システム(JETRAS)の 4 システムと財務省の税関システムとのインターフェース化が図られ、物流関連シングル・ウィンドウ化が今年度にも完了する予定である。下図は、日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図である。

図表Ⅲ-2-2:日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図



一方、保健省の公共保健局・食品品質管理部は、JICA のプロジェクト方式技術協力の支援を受けて、食品輸入情報システム (FIIS) と全てのラボラトリー及び関税情報システムとの接続に着手している。

TA コンサルタント・チームは、通商産業省、農業省、第一次産業省、及び保健省が、マレーシアの「シングル・ウィンドウ・システム」構築のための本格的なフィージビリティー・スタディーに着手することを提案する。

(c) 危険性分析に基づいた衛生植物検疫措置

WTO 加盟国は自国の人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物 検疫措置(SPS 措置)をとる権利を有する。他方、SPS 措置は国際貿易に対する不当な差別 的又は偽装した制限として機能しうることも指摘されている。それゆえ、SPS 協定は WTO 加盟国に対して、自国の SPS 措置を国際基準と合致させること、もしくは危険性の分析に 基づいた SPS 措置を策定することを求めている。SPS 協定によって国際基準の一つとして 言及されている国際植物防疫条約(IPPC)の『危険性分析に係るガイドライン』によれば、 有害動植物の危険性分析(PRA)は、危険性の評価と危険性の管理とによって構成される。 危険性の評価は、有害動植物が検疫有害動植物かどうか、さらには同有害動植物が国内へ 侵入する可能性の有無を決定する。危険性の管理は、検疫有害動植物の国内侵入の危険性 を引き下げるための措置を決定する過程であるとされている。このような危険性分析に立 脚した国内 SPS 措置を確立し、かつ最新情報に基づいて更新してゆくことは、マレーシア に限らず、日本を含む WTO 加盟国すべてにとっての課題である。このため、危険性分析に 係る情報共有や技術支援のための国際的な枠組み(二国間・多国間枠組みをともに含む) は、透明かつ安全な SPS 措置の確立にとって、不可欠であろう。それゆえ、長期的な目標 の一つとして、有害動植物の記録やプラント・ヘルス・インフォメーションといった危険 性分析に関連するデータ・ベースを確立することは、マレーシアにとって有益であると考 えられる。

(d) マーケット・アクセスのためのプライベート・セクターへの情報提供

農業/SPS 協定、特に SPS 協定関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫に係るマレーシアの輸出先の法制度・規制の情報は、農産物の生産・輸出業者にとって重要な情報である。例えば、マンゴウは、マレーシアにとって輸出ポテンシャルのある熱帯果実であるが、現在日本では、マレーシア産マンゴウ生果実は病害虫付着の可能性のある植物として、植物防疫法の下の植物防疫法施行規則第 9 条により輸入禁止検疫有害植物に指定されている。ただし、1999 年に農林水産省によって定められた「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き」により、以下の 5 つのステップをクリアすれば、輸入を解禁している。

図表Ⅲ-2-3:日本の植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き

番号	マレーシアに対する 進捗状況	ステップ
1	● (クリア)	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの
2	● (クリア)	試験又は調査の計画が確定したもの
3	● (クリア)	試験データ又は調査データの確認が終了したもの
4	未進捗	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの
5	未進捗	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの

出所:農林水産省「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き」

TA コンサルタント・チームは、このような WTO 加盟国の農業/SPS 協定、特に SPS 協定関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫に係るマレーシアの輸出先の法制度・規制の情報をデータ・ベース化して、農産物の生産・輸出業者にネットワークによって情報提供を提供することを提言する。

(4) 地域協力体制の構築

マレーシアは、その所属する地域経済協力機構である ASEAN の中でも最も発展した国であり、アセアン域内の他の比較的発展の遅れた国にキャパシティ・ビルディングの成果を行き渡らせるためにも、アセアン内の地域協力体制のセンターあるいはハブとして役割を果たすことが期待される。考えられる地域協力体制としては、アセアン域内のいわゆる南南協力の形態であるが、TA コンサルタント・チームが、カンボジア・ラオス・ミヤンマー等の将来 WTO に加盟する後発アセアン諸国へ、キャパシティー・ビルディング・プログラムの成果をアセアンのウェッブサイトに組み込むシステムを設置することを提案する。

(5) 新しい課題に係るキャパシティ・ビルディング

WTO の農業委員会および SPS 委員会においては、SPS 措置に関連して新しく発生している諸問題が、たびたび議論の対象となっている。例えば、牛海綿状脳症 (BSE) などは SPS 協定に関連する新しく発生している問題の典型であろう。これらの新しい問題、特に食品衛生分野における最新の知識と経験に対する必要性を踏まえ、TA コンサルタント・チームは、食品安全に関連する以下の諸問題に焦点を当てたキャパシティ・ビルディング活動の実施を勧告する。

- (a) 有機生產食品
- (b) 食品内の残留農薬
- (c) 食品内の残留動物用医薬品

- (d) 食品添加物
- (e) 食品ラベリング

さらに、遺伝子組み換え食品 (GMO) などのその他の農業協定分野における新しい問題 も、上記のキャパシティ・ビルディング活動に加えられることが考えられる。

2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》

2.2.1 評価

本プログラムでは 2 度のワークショップが開催されたが、とりわけマレーシア側カウンターパートである法務長官執務室による本プログラムへの積極的な協力が注目された。法務長官自身による本プロジェクトへの強力な関与・協力もあり、第1回ワークショップに関しては、当初予定されていた 30 名前後から 70 名前後へ参加者が大幅に拡大し、会場も法務長官執務室会議室から、急遽、プトラジャヤ地域(新都心)のホテルへと変更された。本プロジェクトの目標は、現 WTO 担当官のキャパシティ・ビルディングとともに、顧問・国際課所属の法務官全体の底上げであった。精力的な関与・協力に基づく、プログラム変更・拡大は、当初の目的遂行に沿ったものであった。法務長官執務室による協力姿勢は、第2回ワークショップにおいても継続した。顧問・国際課のメンバーを中心に本プロジェクトの運営委員会が作られ、本プロジェクトの遂行に必要な事務運営を担当した。マレーシア側の強力なオーナーシップは、プログラム参加者による本プロジェクトへの関心を高め、そのインセンティブを高めることに大きく影響した。実際、個々の参加者へのアンケート調査から、以下のとおり、本プログラムへの非常に高い評価が認められた。

- ・本プログラムの有益性:90%以上の参加者が、本プログラムの有益性について高い 評価を回答しているなど、アンケート全体をとおして、本プログラムが法務長官執 務室側のニーズに添った形であったとの評価がなされている。
- ・ワークショップ1とワークショップ2の一貫性:ワークショップの構成を参加者の知識レベルに応じて大きく2段階に分け、「ワークショップ1」(概説セッション)は法務長官執務室法務官以外の参加者も得て実施した。このため、アンケート回答を「ワークショップ1のみ参加」と、「全ワークショップ参加」に分けて分析したところ、後者においてより高い満足度と評価を示した。これは、「概説」からより詳しい「ケース・スタディ」、さらに「模擬裁判」へと至るワークショップの構成上、当然のこととは言え、段階的なワークショップを短期間で集中的に行ったことのメリットが現れていると思われる。
- ・知識移転の継続性:本プログラムにおける最重要課題のひとつは、単なるワークショップの開催によって一過性で終わらず、プロジェクト終了後も支援対象国側自身によってキャパシティ・ビルディング活動が継続されることであった。アンケート結果では、ほぼ100%の参加者が、なんらかの形で、今回のプログラムで得た知識を、普及させていくことが可能だとの回答を行っている。知識移転の継続性という観点からも、順調なスタートを切れたと考えられる。
- ・ 将来の支援の必要性:今後、一層の能力向上のために必要と思われる研修・ワークショップの内容についてはきわめて多様な意見が寄せられた。これは、DS という WTO 協定全般に関わる領域に特徴的な点であり、他分野と比較しても、とりわけ持

続的・体系的なキャパシティ・ビルディングを要する分野である。

このように法務長官執務室側の強力なサポートもあり、本プロジェクトは参加者から概ね高い評価を受けた。また、ワークショップ講師からは以下のような評価を得ることができた。

- ・ ワークショップの運営に対する法務長官執務室の取組みはきわめて意欲的であった。 また、参加者の知識レベルにはばらつきがあったが、問題意識はおしなべて高く、 講師陣にも知的刺激を与えるものであった。
- ・ とりわけ、「模擬裁判」における参加者の取組みは積極的であり、短い時間にも関わらず、高いレベルの意見書が作成された。また、プレゼンテーションや口頭での答 弁にも多くの工夫が見られた。

以上のような評価に、法務長官執務室の本プロジェクト担当者からのコメントも加えて 総合的に判断すると、以下のように本プログラムを評価することが可能である。

- ・ 実践的なプログラム: WTO 実務に関わる法務長官執務室法務官の知識レベルを全体的に向上させるという当初の目的は概ね達成されたと思われる。とりわけ、法務長官執務室によれば、ワークショップ最後に実施した「模擬裁判」は本プログラムのハイライトであり、WTO 協定に関する知識の向上のみならず、担当官に不足しがちな法廷スキルを向上させる上で効果的であったと評価されている。模擬裁判において参加者に作成された意見書(巻末附属資料参照)は、本プログラムの集大成とも言える。これらの意見書は担当講師陣から高い評価を受けるなど、レベルの高いものに仕上がっており、本プログラムによる知識移転が成功したことを裏付けている。
- ・ニュー・イシューと事例研究:また、より広いレベルの参加者を対象とした導入的 講義と「ニュー・イシュー」に関する議論は、必要かつ参加者をして刮目せしめる ものであった。さらに「事例研究」についても、講師と参加者の間で意見を交換す るよい機会となった。総じて、本プログラムにおけるワークショップの構成は、上 記のような点で効果的であったと言うことができる
- ・ 法務長官自身の高い関与:キャパシティ・ビルディング活動の成功には、カウンターパートの積極的な関与・協力が不可欠である。ワークショップ講師の多くが指摘していたとおり、参加者全体の高い関心がワークショップ全体を通じてみられた。強い参加意識は、法務長官自身および諮問・国際課の高いコミットメントに負うところが大きいと考えられる。
- ・ 組織的・制度的なキャパシティ・ビルディング: 他方、組織・制度的な観点からのキャパシティ向上という点では、顕著な成果を見出すことが難しい。しかし、WTO業務に直接・間接的に携わる法務官が一同に会して集中的に研修を行うという形態は、持続的なキャパシティ向上のための制度整備に向けて一つのインパクトを与えたも

のと思われる。

2.2.2 提言

最後に、DS に係るキャパシティ・ビルディング活動報告を締めくくるにあたり、更なる効果的な支援活動の実施へ向けて、いくつかの提言を行う。

(1) 課題と特質

DS に係るキャパシティ・ビルディング活動に関しては、以下のとおり、課題と特質を挙げることができる。

- ・ 必要な知識量の膨大さ: DS の速やかな実施に必要とされる知識は、DS 手続に係る ものから、WTO の個別協定に至るまで広範にわたる。しかも、毎年、数十件もの新 しい決定が積み重ねられている。この結果、途上国 DS 担当者が必要な知識のキャ ッチ・アップをすることが、非常に困難になりつつある。
- ・ 人事ローテーション: 困難なキャッチ・アップを乗り越えた後に訪れる人事ローテーション問題は、先進国と比較し政府組織自体に知識が蓄積されにくい途上国政府にとって、より重大である。実際、法務長官執務室 WTO 担当者からも、人事ローテーションによる弊害は、度々指摘されていた。
- ・コモン・ロー体系:マレーシアは、歴史的経緯もあり、大陸法ではなく英米法の法体系を有する。一方、WTOのDS はコモン・ローから強い影響を受けている。例えば、DS 改革において大問題となっているアミカス・キュリエなど、日本の法曹界にはあまり馴染みがないシステムも、マレーシアにおいては通常の法教育のもとで扱われている。大陸法体系を採用している国々に比べて、マレーシアはDSに関して、比較優位を保っているといえる。

(2) 支援から協力へ -新しい協力の枠組み構築-

以上のような課題と特質を踏まえて、マレーシア政府の DS 実施能力の効果的な向上に関して、提言を行う。提言にあたっては、「支援から協力へ」をキイ・ワードとした。マレーシアおよび周辺諸国のキャパシティ・ビルディングを図ると同時に、一方的な支援ではなしに、むしろマレーシア等の支援対象国が比較優位を有する点からは日本も大いに学びつつ、相互の協力体制を構築することが重要である。

(a) 二国間協力の継続

DS 実施に関連する必要な知識量は膨大である。実際、今回のキャパシティ・ビルディング活動において取り扱った範囲も、そのごく一部分に過ぎない。継続的な支援活動が、更なる法務長官執務室のビルト・アップには、必要である。一方、マレーシアは英米法体系に慣れ親しんでいるという強みを有していることもあり、継続的協力関係を築くことは、長期的には支援を行う日本側のメリットにも繋がると考えられる。一例として、以下のようなプログラムが考えられる。

(「模擬裁判」セッションの定例化)

法務長官執務室は本ワークショップにおける模擬裁判セッションの成果を上述のように高く評価し、最新のケースを取り上げて、今回と同様の講師・方法論により、これを継続的に実施することを希望している。法務長官執務室はまた、将来的にこの「模擬裁判」セッションに他省庁からの参加者も加えることを提言している。

定期的な研修プログラムとして、特定のケースを取り上げて、「模擬裁判」という 形態によって異なる角度から議論を尽くすことは極めて有効であると思われる。ま た扱うテーマとしては、従来の DS 勧告に加えて、投資や競争政策といったニュー・ イシューも含めることが考えられる。講師としては、その都度外部の有識者(学者、 法律家等)を迎えることが考えられるが、経験ある欧米法律事務所と一定の契約を 結んでこのセッションへの参加を得るといったことも、コストとの兼ね合いもある が、検討する価値はあるものと思われる。また、セッションへの参加者は、法務長 官執務室の提案のように、取り扱うケースに応じて他省庁の専門家を加えることも 有効であろう。

模擬裁判等の教材や講義録等に関しては、CD-ROM のような電子媒体の形で記録 し、必要に応じて参照が可能なようにしておくことも、組織への DS 関連知識の蓄積 という意味で重要であろう。

(b) 地域協力枠組みの構築

多様性に富む ASEAN 諸国ではあるが、輸出指向型経済体制など、共通点も多い。このような共通の問題・課題を共有する ASEAN 加盟国を対象として、地域協力の枠組でキャパシティ・ビルディング・プログラムを実施することも有効であろう。協力枠組構築の第一歩として、支援対象を ASEAN 地域へと拡大し、DS に係る模擬裁判など実践的なキャパシティ・ビルディング・プログラムを実施することなども検討されるべきであろう。その際に、講師としては、プログラム立ち上げ時には WTO 事務局スタッフなどの WTO 専門家を中心とするとしても、将来的には ASEAN 諸国政府内の人材リソースを中心として、プログラムの恒久性を図ることも重要であろう。

2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》

2.3.1 評価

本プログラムでは、セミナー、ミニ・ワークショップの後、参加者に対してアンケート 調査を実施し、それぞれの評価を分析した。

(1) セミナー

アンケート調査は、参加者 106 名に対して 38 の回答を得た。回答者の約 80%が、本セミナー参加の目的を知的財産権に係る一般的知識を得るため、約 60%が特定分野の知識を得るためとし(複数回答)、本セミナーがこの目的に合致したかについては約 60%の水準となった。この設問では、どちらともいえないと回答した水準も約 30%と比較的高く、若干、特定の知識を得るために参加した参加者には基本的な情報提供に留まる結果となったことが想定される。これは、回答者の約 3 分の 1 が民間企業もしくは教育機関からの参加者であったため、これら参加者では、TRIPS の基本的な原則への関心に比して、ライセンシング等のより戦略的なテーマ内容に関心が高かったためと想定される(以下記述回答参照)。しかしながら、本セミナーがマレーシアの現状に有益であったかという設問に対しては、約65%が有益と回答しており、セミナーの趣旨は概ね理解されたといえよう。また、約 90%が、このセミナーでの情報を今後同僚と共有していくと回答しており、セミナーの効果を期待できる結果となっている。

特筆すべき記述回答としては、以下のとおりで、TRIPS 協定の原則についての理解が深まったという点と、技術移転(ライセンシング)、日本の知的財産権発展の経験が参考になったという点などが主要なコメントとして指摘された。

- TRIPS の原則と他の知的財産権関係の国際条約との関係が明確になった。
- TRIPS の役割・重要性が非常に明確になった。
- WTO のキャパシティ・ビルディングという取組みに関心を抱いた。今後も参加して行きたい。
- 技術移転、ライセンシング戦略についての理解が深まった。
- ライセンシング戦略や、知的財産権の発展の歴史・経済的な価値等について、 日本の経験情報が役に立った。

日本の講師陣からは、TRIPS 協定の原則等について、日本とマレーシア側で若干、重複があった点、テーマ内容が、TRIPS、ライセンシング、発明と特許と広い範囲にわたったため、十分な時間がとれなかった点等が指摘されたが、フロアからの質問もあり、当初の目的を達成できたと評価を得た。

(2) ミニ・ワークショップ

ミニ・ワークショップにおけるアンケート調査では、参加者 22 名の内 12 から回答を得た。同調査では、参加目的に見合った内容、情報の充実面、マレーシアの現状への有益性ともに 90%以上の満足度となった。これは、参加者もほぼ MDTCA を中心とした関係官僚であった点、参加人数を小規模に留めインタラクティブ性を重視してニーズを確認しつつセッションを進めることができたことを反映していると考えられる。

記述回答では、セッションで取り上げた内容に関して、日本の経験が共有できたこと、 及び、タイ、インドネシアでの教育プログラム開発の状況が参考になったことが有益であったとのコメントが多かった。また、モデルトレーニングにおいて、指導ノウハウ、トレーニングモジュールの考え方を検討できたことが高く評価された。

参加者からは、セッションにおいて、一日のセッションでは短すぎ、少なくとも 1 週間 (5 日間) 程度のワークショップであれば良かったという指摘があげられた。また、日本講師陣からは、ほぼ職務内容を共有できる参加者で構成されたことで、よりアクティブなセッションができたとの評価を得ている。

2.3.2 提言

今回のセミナーの狙いは、TRIPS協定履行の必要性・重要性は理解しているが、協定の構成や原則、あるいは議論のポイントといった点には必ずしも十分な知識充実ができていない行政官僚を中心に、基本的な情報を提供することにあり、ミニ・ワークショップについては、TRIPS協定と整合的な国内法制施行後の知的財産権普及啓発のための国内教育充実に資するモデルトレーニング・教材を提供することが目的であった。

前者に関しては、今回のセミナー評価にもあるように、基本的な原則に関しては、一定の情報の共有化と理解が浸透したといえる。最新の動向、研究・分析といったテーマについては、引き続きセミナー/シンポジウム等といった手段が有効であろうが、基本情報に関しては、今後、日常的な情報の共有化の取組みを更に効率化して対応することが重要であろう。これは、知的財産権所管当局である MDTCA のイニシアティブが期待されるところであるが、関係省庁において、既にインターネット環境が充実しているマレーシアにあっては、今後とも、一義的にはホームページによる情報提供が有効な手段であり、既に運営している MDTCA のホームページを更に充実させることが現実的なアプローチだろう。

後者に関しては、特に、組織・制度基盤整備の側面と人材育成の側面に着目して、ミニ・ワークショップにおける議論でも取り上げられたとおり、既存の教育プログラムの充実とこれに対応した教材の開発、知的財産権と技術・産業との関係に着目したプログラムの開

発・提供が重要であると考えられる。

(1) ホームページを活用した基本情報の共有化促進

(a) 必要情報へのナビゲーションの充実(ホームページのポータル化)

当然のことながら、既に WTO のホームページでは充実した TRIPS 協定関連の情報が提供されているが、日頃、WTO 関係の業務に関係していない行政官僚にとっては、利用頻度の少ないホームページにおいて、知りたい情報にアクセスするのは時間がかかる場合が少なくない。今回のセミナーを含め、基本的な情報の共有化機会を得られなかった官僚に対して、MDTCA としては、これを簡潔にナビゲートする様な入り口的なホームページを企画・運営することが有効だろう。つまり、知的財産権関係情報の既存ホームページのポータル化である。

WTO に関しては、以下の各ページ URL を参照しつつ、リンクで対応することができるが、それぞれのリンク見出しに簡単なアブストラクトやリンク先の環境説明を加えることが重要である。WTO における知的財産権関係の理事会等の主要な活動と WTO の文書番号との関係を概説する等の工夫も、WTO ホームページ内で情報収集する際の支援となろう。現在、既に MITI のホームページでは、簡単なインデックス形式で WTO ホームページの関係ページとのリンクが張られているが、WTO ホームページを利用することが少ない職員にとっては、TRIPS 関係の情報は、以下の最初 URL が TRIPS 関係活動のゲートウェイになっているという情報や、そこからどういう情報が得られるか、WTO の文書番号リストは、ドキュメント・オンラインのサーチ開始ページ(http://docsonline.wto.org/gen_search.asp)の文書番号記入欄の横にある?マークをクリックすると参照できるといった情報を掲載するだけでもかなりの利用支援となるはずである。知的財産権当局としては、同分野について、より利用しやすいページづくりを検討することが重要であろう。

こうしたナビゲーション機能の充実に関しては、WIPO をはじめとする他の知的財産権関係の国際機関ホームページについても同様のことがいえるので、順次、拡充を図っていけばより充実したポータルサイトとなろう。

<WTO ホームページの知的財産権関係情報入り口 URL の例>

・知的財産権ゲートウェイページ

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/trips_e.htm

・TRIPS 協定の基本的紹介

http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/agrm6_e.htm

・TRIPS 協定の解説

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/intel2_e.htm

・TRIPS 関係活動の最近の動向(TRIPS News)

http://www.wto.org/english/tratop e/trips e/t news e.htm

(b) 知的財産権部作成資料のホームページ掲載

TRIPS協定をめぐる交渉・検討については、交渉・検討の論点、マレーシアをはじめとする各国のポジション等を整理した資料が、知的財産権部を中心に MDTCA 内部で定期的にとりまとめられている。これらをホームページ上に掲載し、関係官庁間で共有するとともに、広く関係企業、学界、一般へと公開することが TRIPS の理解と履行推進をはかる基礎となろう。交渉・検討の過程で一般に公開できない情報については、アクセス管理をはかり、部内、関係官庁内で共有するというシステムを導入する必要があろう。

(2) 既存の教育プログラムの充実

(a) 能力別プログラムの導入

現在、知的財産研修センター(IPTC)が提供する教育プログラムは、経済問題に係る行政官僚、審査官、法律家、専門家等、官民双方を対象として幅広い分野をカバーしている。また、一般を対象とした基本的な普及啓発のためのプログラム(public awareness)も用意されており、現状、大きな課題はない。当然、これら対象を、例えば、政策立案者や、企業内の知的財産権管理者、経営者等、より個別に拡大していくことも重要であるが、今後は、入門編、中級編、上級編というように、分野毎に能力別に提供できるプログラム開発が重要と考えられる。

そのためには、現在利用されている教材をレビューして、それぞれの能力に対応した教材へと再編集し、また、この過程で、各段階で不足している情報があれば、これを補完していく仕組みを準備する必要がある。現在、IPTCの教材開発に関しては、講師となる専門家の個別の取組みに多くを依存している状況にあるが、今後は、IPTCで、情報の集中システムと開発担当の専門家の配備を、組織的に推進していくことが重要である。

なお、教材の再編集に関しては、IPTCにおいて開発された教材のみを取り扱うのではなく、利用可能な資源については、広く関係機関、国際的なネットワークから情報を得ることが重要であろう。その意味では、本プロジェクトの枠組みで開発されたタイ及びインドネシアの教材についても、マレーシアの実情に適用可能な部分は、活用することが検討できる。

(b) 教育プログラムの標準化

これまでのIPTC プログラムでは、講師の指導方法に依存する部分が多く、同じテーマでも異なったプログラム内容となる場合がある。今後は、教材開発や上記教材の再編集の場面に加え、プログラムの提供方法に関しても、可能な範囲で、標準化を促進し、同一プログラム内での効果のバラツキを最小化することが重要であろう。

今回の取組みでは、ミニ・ワークショップをとおして、将来的な講師に対する共通指導 方法指導(トレーナーズ・トレーニング)のモデルを提供するに留まったが、本取組みを 一つのヒントとして、今後は、IPTC 内部で、講師(あるいは将来的な講師)を対象とした 指導プログラムを開発・提供し、対外的に提供する教育プログラムの標準化を進めていく ことが重要であろう。

(3) 知的財産権と技術・産業との関係に着目したプログラム

これまでの取組みは、あくまで既存の知的財産権の分野を基礎とした教育プログラムが中心であった。しかしながら、科学技術の発展、経済活動の多様化に伴い、新しい技術分野と知的財産権分野のブリッジングを考慮した教育プログラムの開発が重要となっている。卑近なテーマでは、マレーシアでも関心が高く、既にWTOでも議論されている伝統的知識や地理的表示と知的財産権の関係等であるが、より高度な最先端技術と知的財産権あるいは関連法令との関係を検討するプログラム開発が期待される。ミニ・ワークショップでは、バイオテクノロジー、コンピュータ・WEB技術、高度集積回路技術それぞれと知的財産権・関連法令とのブリッジングに係る教育プログラムの必要性が提起された。

今後、シンポジウム/セミナーといったプログラムを企画する場合は、知的財産権分野の関係テーマ・関係者のみで構成するのではなく、特定技術分野のテーマ・専門家を交えたプログラムを視野に入れ、より幅広い観点から知的財産権の重要性を理解していくことが重要である。

本分野に関しては、先進諸国の支援機関としても、こうした幅広い分野からの専門家の 招請、特定分野に限定することのないセミナー企画等の支援枠組み、人材育成プログラム を準備することが今後の支援面での重要な視点であると考えられる。

2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》

2.4.1 評価

2002 年 9 月に開催した TBT セミナー及びワークショップを通じて、マレーシア政府関係者の TBT 協定、国際標準化作業に関する理解はさらに前進した。マレーシアの TBT 協定に関する理解は既に高いレベルにあり、今後は政府関係者が有する知識を国内の他の政府関係機関や民間セクターに対して普及・浸透させていく段階にある。

一方、現時点において、マレーシアの民間セクターの標準化活動に関する関与は必ずしも十分なものではないことが確認された。ISO 分野においては、ゴム分野など国際標準化活動への参加が進んでいる分野が見受けられるが、IEC の範疇に属する電機製品分野においては、標準化活動にあたって政府と民間の交流が必ずしも十分には進んでいないことが確認された。標準は企業が生産活動に用いるものであり、標準化作業には民間セクターの積極的な関与が重要である。

セミナー/ワークショップに併せて実施したアンケート調査の結果、及びプログラム実施後のカウンターパート機関(DSM、SIRIM Berhad)との意見交換から、本プログラムの評価については以下の各点が指摘されている。

- ・ 参加者の多くは、TBT 協定に関連したワークショップやセミナーへの参加の経験が 少なく、特に「経験の共有」に主眼をおいた本プログラムの内容については、高い 評価がなされている。
- ・ 3日目に実施したクローズド・ワークショップにおいては、TBT 協定に関与する政 府関係機関が率直な意見交換を行う機会を持つことができたことが評価されている。 これまでマレーシア政府部内においては、省庁横断的な議論が十分に行われてこな かったことから、本プログラムは潤滑油の役割を果たしたということができる。
- ・ TBT 協定がもつ経済的なインパクト、TBT 照会所の役割など、これまでマレーシア 国内においても十分に議論されてこなかった重要なテーマを扱うことができ、今後 の標準化政策に大きな貢献となった。

さらに、セミナー/ワークショップの講師からは、以下のような評価がなされている。

- ・ マレーシアの TBT 協定関係者は、協定の内容や国際標準化活動の重要性に関して、 既に高度な知識を有している。
- 一方、民間セクターの標準化活動に対するより一層の関与が不可欠である。

以上の各点を総合的に判断すると、本コンポネントに関しては、以下のように評価を行

うことが可能である。

- ・ マレーシア政府関係者の TBT 協定に関する理解は、一般的知識の習得段階を超えており、今後はこうした知識を国内産業政策に生かすべく、他国政府との戦略的な 提携も視野に入れながら、より実践的な活動を行う段階に来ている。
- ・ 今後は、マレーシアがこれまで獲得してきた知識を、国内の民間セクターや周辺の 途上国に対して提供していくためのリーダーシップの発揮が期待される。

2.4.2 提言

本プログラムにおける活動を通じ、マレーシア政府は引き続きセミナーやワークショップの形式による情報普及活動を要望している。しかし上述の評価の部分において整理したように、マレーシアは発展途上国のリーダーとして、国際標準化活動やWTO/TBT協定の適切な履行においては、より指導的な役割を果たすことが期待される。

TA コンサルタントチームは、以下の 2 点が、今後マレーシアが TBT 協定分野におけるキャパシティ・ビルディングのために特に重要な論点であると認識している。

(1) 民間リソースを活用した国際標準化活動へのより一層の参加

TBT 協定の義務と権利を利害関係者に周知・徹底させるためには、民間セクターの幅広い関心を集めていく必要がある。特に、強制規格や任意標準、適合性評価手続きについては、民間事業者の日常の生産・販売・輸出活動と密接な関係を有しているため、標準化活動に民間セクターをより積極的に関与させていくことが不可欠となっている。実際、セミナー・ワークショップに参加した日本の専門家も、国内における標準化活動に加え、国際標準化活動への参加についても、政府と民間セクターの協力が重要であるとの指摘を行っている。

現在、マレーシアは ISO/TC45 (ゴム及びゴム製品) 及びその下部組織である TC45/SC4 (ホースを除く製品) の事務局を担っているが、国際標準化活動により民間セクターを関与させることを通じて、マレーシアはより多くの TC あるいは SC における事務局業務を引き受けることが望まれる。

その際、マレーシアと日本が国際標準化に関して広範な意見交換を継続的に実施することを通じて、両国が関心を有している TC/SC において、共同で幹事国業務を引き受けるといった戦略的な提携を行っていくことも有用であろう。こうした関心分野を特定するために、マレーシア国内における民間セクター(外資系企業を含む)の技術・研究開発動向を調査し、今後の協力につなげうるセクターの発掘のための日・マレーシア共同研究を行うことも、重要なステップであると考えられる。

<民間セクターの国際標準化活動参加向上のためのプログラム例>

(準備段階)

- ・ マレーシア民間セクターの関心分野の洗い出し
- ーマレーシア経済にとっての当該セクターの重要性
- -現在の国際標準化活動の状況
- 今後の国際標準化活動への参加要望
- ・ 日本等、諸外国の民間セクターとの協力の可能性の特定
- 一諸外国の民間セクターとの継続的な対話の機会の確保(人的ネットワーキング)
- -共同幹事業務(TC/SC レベル)引き受けの可能性の特定

(トレーニング段階:プログラム例*)

- ・ 国際標準化活動の重要性の理解促進に関するセミナーの開催(諸外国における政府-民間セクターの協力関係に関するケース・スタディなど)
- ・ 国際会議におけるネゴシエーション能力向上のためのセミナー/ワークショップ の開催
 - ・ 国際規格の開発手順等実務能力の向上に関するトレーニング事業の開催
 - 国際幹事業務引き受けにあたってのノウハウに関するトレーニング事業の開催
- * 必要に応じて日本等外国の専門家の協力を仰ぐ。

(実施段階)

・ 国際標準化関連国際会議のホスト及び民間セクターの招致

(2) TBT 協定に基づく権利と義務に関する情報の継続的な普及活動

マレーシアにおいて、DSM や SIRIM Berhad など、TBT 協定や国際標準化作業を所管している組織では TBT 協定の理解が進んでいるが、これを周辺の政府機関や民間セクターに幅広く普及啓発していくことが重要である。その際、TBT 協定の照会所としての SIRIM Berhad の機能強化を図り、他の WTO 加盟国から到来する照会や通報を取り次ぐだけでなく、TBT 委員会における最新の議論を国内に紹介したり、他国における新たな強制規格策定の動きや TBT 協定関連の紛争事例を紹介するなどの情報提供機能をより強化することが望まれる。そのため、TBT 照会所を担当するスタッフは、単なるポスト・オフィスとしての役割を越えた幅広い知識が必要であり、そのための人材育成に力を入れていくことが重要である。特に担当者が異動した際に、後任に適切にノウハウが移転されるメカニズムの確立が重要となっているが、こうした点においては、諸外国の経験を共有していくことが望ましい。

また、マレーシアは、国内に対する情報の普及活動のみならず、近隣の途上国の TBT 協定理解向上に関してリーダーシップを発揮していくことも期待される。例えば、CLMV 諸国など ASEAN の中の発展水準の低い国々を招いた地域トレーニング・コースをホストとしたり、これらの国々においてセミナー/ワークショップ等を開催するといったことについても、指導的な役割を発揮することが期待される。特に地域トレーニング・コースを開催するにあたっては、マレーシア国内の民間セクターも招待するなど、国内外に対する情報普及活動を同時に行っていくことが効率的であろう。政府と民間の間で適切な情報共有が進むことが、上述した「民間セクターの標準化活動への関与の増大」にも大きく貢献するものと考えられる。

<地域トレーニング・コースの実施例>

期 間:2~3日間

場 所:クアラルンプール市内ホテルあるいは SIRIM 公会堂

対 象: 国外(カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムなどにおける TBT 協定担当部局あるいは標準化活動担当部局のスタッフ)

国内(強制規格策定に責任を有する関連省庁のスタッフ及び民間産業団体等)

合計 40~50 名程度

内 容: TBT 協定の構成と権利・義務、TBT 通報の意義、TBT 委員会における最新 動向 (GRP、ラベリング、性能要件化など)、TBT 協定関連の紛争事例の 紹介、等

その他:必要に応じ、講師の派遣に関しては、日本政府あるいは ASEAN において TBT 協定に関する知識蓄積の進んだ国々 (タイなど) の協力を得る

《附属資料》

◇◆◇ 附属資料目次 ◇◆◇

- ◆ 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》
 - ・セミナー・プログラム
 - ・アンケート結果
- ◆ DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》
 - ・セミナー・プログラム
 - ・アンケート結果
 - ・模擬裁判(意見書・コメント)
- ◆ TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》
 - ・セミナー・プログラム
 - アンケート結果
- ◆ TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》
 - ・セミナー・プログラム
 - アンケート結果
- ◆ セミナー・ワークショップ外部講師リスト

◆農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》

WTO キャパシティ・ビルディングマレーシア・農業/SPS ワークショップ

日程:2002年8月26日~28日(3日間)

場所: クアラルンプール市内・マンダリン・オリエンタル・ホテル

目的:農業・SPS協定及び日本の農産物流通の現状に関する理解向上

参加者:農業省・保健省・農業関連政府機関・民間企業関係者等より約120名

言語:英語

プログラム:

第1日 — 8月2	26 日(月)
08:00 - 08:40	レジストレーション
08:40 – 09:10	開会挨拶 日本大使館:小西正樹 日本国大使 農業省:Y.B. Dato' Haji Abu Bakar Taib, Parliamentary Secretary
09:10 - 09:40	コーヒーブレイク
セッション 1 (09:40	0 - 12:00)
09:40 – 12:00	「農業協定に関する一般的理解」 牛草 哲朗 (農林水産省企画評価課 課長補佐) 質疑応答
12:00 – 14:00	昼食
<u>セッション2</u> (14:00	0 – 17:00)
	「日本の農産物流通システム」 木村 彰利 (財団法人 農協流通研究所 主任研究員)
15:30 - 16:00	·
16:00 – 17:00	質疑応答
第2日 — 8月2	27 日(火)
セッション 3 (09:00	0 - 12:00)
	「SPS協定に関する一般的理解」
	大飼 史郎 (農林水産省総合食料局国際経済課国際貿易機関室 国際専門官)
10:30 - 11:00	コーヒーブレイク
11:00 - 12:00	質疑応答
12:00 – 14:00	昼食
<u>セッション 4</u> (14:00	
	「食品安全とリスク・アナリシス」
15:30 – 16:00	山本 和貴(農林水産省農林水産技術会議事務局研究調査官) コーヒーブレイク
15:30 – 16:00 16:00 – 17:00	質疑応答

第3日 — 8月28日(水)

セッション 5 (09:00 - 12:00)

09:00-10:30 「日本の動物検疫システム」

吉村 史朗 (農林水産省動物検疫所検疫部長)

10:30 - 11:00 コーヒーブレイク

11:00 – 12:00質疑応答12:00 – 14:00昼食

<u>セッション6</u> (14:00 - 17:00)

14:00 - 15:00 日本の植物検疫システム

江口 寛明 (農林水産省横浜植物防疫所調査研究部統括調査官)

15:00 - 15:30 コーヒーブレイク

15:30 - 16:30 質疑応答

セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General questions

(1) Number of respondents

72 (out of 118 participants)

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 1.81 years (of 45 respondents)

2. Evaluation of the Workshop

- (1) Objective of attending Workshop (multiple answers)
- [A] To gain a general knowledge of WTO related issues in the field of Agriculture/SPS

	68	(43 %)
[B] To gain a more detailed knowledge of specific field	25	(16%)
[C] To gain a knowledge of Japanese experiences	45	(29%)
[D] To exchange views with lecturers and participants	18	(12%)
[E] Others	0	(0%)

(2) Attainment from the Workshop

1) Were your expectations of the workshop met?

Fully met	[A, 5 point]	4	(5.6%)*
	[B, 4 point]	29	(40.9%)*
	[C, 3 point]	32	(45.1%)*
	[D, 2 point]	5	(7.0%)*
Not met	[E, 1 point]	1	(1.4%)*
(Average 3	.42 point)		* of 71 respondents

2) To what extent did you acquire new knowledge through the workshop?

Very much	[A, 5 point]	6	(8.9%)*	
	[B, 4 point]	29	(42.6%)*	
	[C, 3 point]	29	(42.6%)*	
	[D, 2 point]	4	(5.9%)*	
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)*	
(Average 3.5	4 point)			* of 68 respondents

3) What kind of topics in the workshop do you think is the most beneficial? ? (multiple answers)

- Agreement on Agriculture	45	(27.5%)
- Distribution System of Agricultural Products in Japan	28	(17.2%)
- SPS Agreement	37	(22.7%)
- Food Safety and Risk Analysis	27	(16.6%)
- Animal Quarantine System in Japan	14	(8.6%)
- Plant Quarantine System in Japan	12	(7.4%)

4) Do you think the workshop was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A, 5 point]	22	(31.0%)*	
	[B, 4 point]	36	(50.7%)*	
	[C, 3 point]	10	(14.1%)*	
	[D, 2 point]	3	(4.2%)*	
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)*	
(Average 4.	08 point)			* of 71 respondents

(3) Comparison with Own Training Program

1) What kind of workshops related to WTO have you attended recently?

Almost all the respondents answered "no" except that some respondents attended the WTO general workshops

held in Geneva.

2) How do you think the impact of this workshop compared with your training program?

Very useful	[A, 5 point]	4	(10.5%)*	
	[B, 4 point]	14	(36.8%)*	
	[C, 3 point]	15	(40.5%)*	
	[D, 2 point]	3	(7.9%)*	
Not useful at all	[E, 1 point]	2	(5.3%)*	
(Average 3.39 point)				* of 38 respondents

3. Outcome of the Workshop

(1) Utilization

In your own job, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the workshop?

Very much	[A, 5 point]	8	(11.4%)*
	[B, 4 point]	20	(28.6%)*
	[C, 3 point]	33	(47.1%)*

	[D, 2 point]	9	(12.9%)*	
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)*	
(Average 3	39 point)		* of 70 respondent	ts

(2) Diffusion

In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the workshop? (multiple answers)

[A] Informing my colleagues or subordinates personally	52	(59.8%)
[B] Giving lectures	8	(9.2%)
[C] Planning training courses and workshops	9	(10.3%)
[D] Others	16	(18.4%)
[E] Cannot be diffused	2	(2.3%)

4. For the future workshop

- (1) What sort of training or workshop do you need to further improve your capacity? (for example):
 - Market access of various agricultural products to overseas markets such as Japan
 - Case studies using factual examples
 - Documentation capacity on various WTO-related documents
 - Practical training in each specific issue
 - Negotiations ability in WTO-related issues
 - WTO-Harmonization experiences on animal quarantine and plant quarantine systems in Japan
 - Specific issues like GMO
 - Quarantine System for Fishery Products
- (2) What kind of lecturers do you want to be invited? (Ex. government researchers, government negotiators, academics, private sector, etc.)

There are some comments those lectures such as government negotiators and technical officers who are able to deliver more practical and detailed technical lectures related to the WTO issues.

(3) How long do you think the workshop duration is appropriate?

[A] One day	1	(1.4%)*
[B] 2-3 days	57	(81.4%)*
[C] 3-5 days	9	(12.9%)*
[D] One week	2	(2.9%)*
[E] More than one week	1	(1.4%)*

^{*} of 70 respondents

◆DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》

WTO キャパシティ・ビルディング マレーシア DSU 第一回ワークショップ

日程:2002年10月7日~8日 (第一回ワークショップ)

場所:プトラジャヤ・マリオット・ホテル(第一回ワークショップ)

目的: DSU に係る理解向上

参加者:法務長官執務室より約70名

言語:英語

司会: Ms. Azailiza Mohd Ahad 諮問・国際課課長補佐

Ms. Rohana Abd Malek 諮問・国際課

【第1日-10月7日(月)】 08:40-17:00

セッション1 WTO協定の基本構造(質疑応答含む)

田村次朗氏 (慶応大学法学部教授)

セッション2 紛争解決(DS)実務

荒木一郎氏(経済産業研究所研究調整ディレクター)

【第2日-10月8日(火)】 9:00-16:30

セッション3 DS に係る最新動向

荒木一郎氏(経済産業研究所究調整ディレクター)

セッション4 環境及びその他重要事項に係る問題

田村次朗氏 (慶応大学法学部教授)

セッション5 ドーハーラウンドにおけるニューイシュー

田村次朗氏 (慶応大学法学部教授)

セッション6 質疑応答

コーディネーター: Ms. Rohana Abd Malek (法務長官執務室諮問・国際課課長補佐)

荒木一郎氏(経済産業研究所究調整ディレクター)

田村次朗氏 (慶応大学法学部教授)

WTO キャパシティ・ビルディング マレーシア DSU 第二回ワークショップ

日程:2002年10月14日~18日(第二回ワークショップ)

場所:法務長官執務室内会議室(第二回ワークショップ)

目的: DSU に係る実務的知識の移転

参加者:法務著官執務室諮問・国際課より約30名

言語:英語

司会: Ms. Azailiza Mohd Ahad 諮問・国際課課長補佐

Ms. Rohana Abd Malek 諮問・国際課

【第1日-10月14日(月)】 09:00-15:30

セッション1 事例研究1 (環境関連事例) (質疑応答含む)

清水章雄氏(早稲田大学法学部教授)

セッション2 事例研究2 (貿易制限措置関連事例)

清水章雄氏(早稲田大学法学部教授)

【第2日-10月15日(火)】 9:00-16:10

セッション3 事例研究3 (途上国の利益の促進・保護)

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

セッション4 事例研究4(挙証責任、証拠など)

松下満雄氏(成蹊大学教授)

【第3日-10月16日(水)】 9:00-16:30

セッション5 紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 I

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

セッション6 紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 II

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

【第4日-10月17日(木)】 9:00-16:00

セッション7 模擬裁判(1) -意見書作成-

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

【第5日-10月18日(金)】 9:00-17:00

セッション8 模擬裁判(2) -模擬裁判実施と講評-

松下満雄氏 (成蹊大学教授)

Marco Bronckers 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

Natalie McNelis 弁護士(Wilmer, Cutler & Pickering 弁護士事務所)

セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General Questions

(1) Number of respondents

25

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 2.5 months

(3) Attending Workshops

Workshop I	21 (84%)
Workshop II	18 (72%)
Both Workshop I and II	15 (60%)

2. Evaluation of the Workshop

(1) Objective of Attending Workshop

[A] To gain a general knowledge of WTO and DSU	24 (96%)
[B] To gain a knowledge of specific field	7 (28%)
[C] To gain a knowledge of Japanese academics and officer	1 (4%)
[D] To exchange views with lecturers and participants	9 (36%)
[E] Others	0 (0%)

(2) Attainment from the Workshop

1) Were your expectations of the workshop met?

Fully met	[A]	6	(24%)*
	[B]	11	(44%)*
	[C]	8	(32%)*
	[D]	0	(0%)*
Not met	[E]	0	(0%)*
Average 3	.9 point*	*	of 25 respondents
(Average 4	.1 point**	**	of 15 respondents who attended both workshops)
(Average 3	.3 point***	***	of 6 respondents who attended only workshop1)

2) To what extent did you acquire new knowledge through the workshop?

[A]	8	(32%)*
[B]	10	(40%)*
[C]	7	(28%)*
[D]	0	(0%)*
[E]	0	(0%)*
) point*	*	of 25 respondents
1 point**	**	of 15 respondents who attended both workshops)
	[B] [C] [D] [E] O point*	[B] 10 [C] 7 [D] 0 [E] 0 point* *

- 3) What kind of topics in the workshop do you think is the most beneficial? (descriptions)
- ♦ Lectures and discussion WTO agreement
- ♦ Basic principle and outline of WTO agreements
- ♦ Explanation between developed and developing countries
- ♦ DSP-Dispute settlement process
- ♦ Case studies, in-depth explanation of the working procedures of the DSU
- ♦ Moot court preparation
- ♦ The simulation exercises; the penal process and the current concerns / issue in the TWO
- ♦ Environment issues and new & other notable issue in WTO
- ♦ Procedures of DSU. Anti- dumping and safeguard
- 4) Do you think the workshop was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A]	11	(44%)*
	[B]	13	(52%)*
	[C]	1	(4%)*
	[D]	0	(0%)*
Not met	[E]	0	(0%)*
Average 4.4	4 point*	*	of 25 respondents
(Average 4.:	5 point**	**	of 15 respondents who attended both workshops)
(Average 4.0) point***	***	of 6 respondents who attended only workshop1)

(3) Comparison with Own Training Program

- 5) What kind of workshops related to WTO have you attended recently? (description)
- ♦ Public health and trips workshop
- ♦ DSU in manila, 9-12 April 2002 under WTO & ESCAP
- ♦ WTO & ESCAP in manila 10-12 April 2002 on Dispute Settlement Procedure & DSU negotiations
- 6) How do you think the impact of this workshop compared with your training program?
 - Very useful [A] $6 (40\%)^*$

	[B]	5	(33%)*	
	[C]	4	(27%)*	
	[D]	0	(0%)*	
Not at all	[E]	0	(0%)*	
Average 4.	.1 point*	* (of 15 respond	lents

3. Outcome of the Workshop

(1) Utilization

1) In your own job, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the workshop?

Very much	[A]	4	(16%)*
	[B]	10	(40%)*
	[C]	11	(44%)*
	[D]	0	(0%)*
Not met	[E]	0	(0%)*
Average 3.	7 point*	* (of 25 respondents
(Average 3.	8 point**	** (of 15 respondents who attended both workshops)
(Average 3.	7 point***	***	of 6 respondents who attended only workshop1)

(2) Diffusion

1) In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the workshop?

[A] Informing my colleagues or subordinates personally	22	(88%)
[B] Giving lectures	3	(12%)
[C] Planning training courses and workshops	6	(24%)
[D] Others	2	(8%)
[E] Cannot be diffused	0	(0%)

4.. For the Better Capacity Building

(1) What would you like to do to maintain or improve the knowledge acquired from this workshop, except for conducting daily work? (Plural Answer is OK)

[A] Attending other workshops/seminars on the related topics	18	(72%)
[B] Holding workshops with colleagues	4	(16%)
[C] Studying further by myself through texts or written materials	21	(84%)
[D] Others	0	(0%)
[E] Nothing	0	(0%)

【 模擬裁判関連資料 I: Facts 】

The Pollution Disease Act (PDA) of country A provides as follows:

"For the purpose of protecting workers, the sale, import and transfer of acetaldehyde produced by using methyl mercury as a catalyst without an environment protection instruments certified in this Act shall be prohibited."

Acetaldehyde is produced by using methyl mercury as a catalyst, however, several scientific studies led to the conclusion that methyl mercury used by a catalyst would be the cause of serious disease to human health. Under these circumstances, producers of acetaldehyde have begun to introduce internationally standardized environment protection instruments for preventing the pollution caused by methyl mercury. However, some studies begin to show that there are a few symptom of environmental pollution including human diseases, around the factories producing the acetaldehyde under the international standard.

In 2003, country A enacted the Pollution Disease Act (PDA), which included more and stricter requirements for the use of methyl mercury as a catalyst than the international standards. One month before the enactment of PDA, country A made a notice about the PDA to the foreign producers of acetaldehyde and the PDA was put in force in the next year, 2004. Following PDA, producers of acetaldehyde in country A begin to introduce the environment instruments certified in country A. Since the new environment protection instruments are extremely expensive, country A provides the subsidies to the sale of acetaldehyde produced with the new environment instruments in country A. Although both domestic and foreign acetaldehyde producers can receive the subsidy, the concerned acetaldehyde required to be produced inside country A. Acetaldehyde produced under international standards itself is same as that produced following PDA under three criteria: consumers' tastes and habits; end-uses; and tariff classification, but different from the aspect of physical properties. Although any scientific studies have not yet shown the direct harm to environment including human health because of this difference, several scientists begin to warn about the bad effect of acetaldehyde produced under the international standards to human health.

In country B, acetaldehyde is produced by using methyl mercury as a catalyst with the environment instruments certified by international standards and was exported to country A. Because of technical and financial reasons, it is difficult to build a new facility following the PDA in country A for country B's producers. Country A embargoes all the imports of acetaldehyde from country B. Before the PDA was enforced, the market share of acetaldehyde produced in country A continued decrease because of its high price. After the PDA and the related subsidy policy were enforced, however, the market share of the country A's producers begins to increase in country A.

【 模擬裁判関連資料 II: Appellant Country's Submission 】

COUNTRY X – IMPORTS OF ACETALDEHYDE WRITTEN SUBMISSION OF COUNTRY X (Appellant)

I. INTRODUCTION

- 1. The WTO Agreement and its related Agreements such as the General Agreement on Tariffs and Trade, the Agreement on Technical Barriers to Trade and the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures are intended to liberalize trade and to provide a level playing field for developed country Members and developing country Members.
- 2. Thus any measures introduced by any country Member that are arbitrary, discriminatory, unjustified and that restrict trade should not be allowed to continue and should be immediately lifted.

II. FACTUAL BACKGROUND

- 1. In 2002, country Y enacted the Pollution Disease Act 2002 (PDA), which included more and stricter requirements for the use of methyl mercury as a catalyst that the international standards.
- 2. One month before the PDA was enacted, country Y made a notice about the PDA to the foreign producers of acetaldehyde.
 - 3. The PDA was put in force in the next year, 2003.
- 4. Following PDA, producers of acetaldehyde in country Y have begun to introduce the environment instruments certified in country Y.
- 5. Country Y provides subsidies to the sale of acetaldehyde produced with the new environment instruments certified in country Y to offset the expense of those new instruments.
- 6. This subsidy is available to both domestic and foreign acetaldehyde producers if the acetaldehyde is produced in country Y.
 - B. Overview of the acetaldehyde industry of Country X
 - 1. Acetaldehyde is the sole export of Country X.
 - 2. The domestic industry consists of 15 producers and involves 650 workers.
- 3. The factories are located in a special industrial area located in the outskirts of town and is not located near any residential or otherwise populated area.
- 4. The industry is regulated by the Environmental Protection Act 1999 and the Environmental Protection (Diseases) Act 1999.

III. ARGUMENT

A. Like Product

- 1. Acetaldehyde produced in country X is a like product to the acetaldehyde produced in country Y.
- 2. The determination of likeness is to be made on a case by case basis by examining the products. The relevant criteria in examining likeness are:

physical properties.

the end uses of the product

the tariff's classifications of the products; and

consumer tastes and habits in respect of the product.

- 3. Examined in the light of the first 3 criteria, the acetaldehyde produced in country X is a like product to the acetaldehyde produced in country Y. The fourth criteria, consumer tastes and habits is not relevant in the instant case.
- 4. Firstly, the products by the two countries do not differ in their physical properties so as to affect the competitiveness of the two products.
- 5. Secondly, the products of both country X and country Y are used for the same purposes.
- 6. Thirdly, the two products are classified under the same tariff classification which is based on the Customs Harmonized Rules.
- 7. Since the acetaldehyde produced by country X and country Y do not differ in their physical properties, have the same end uses and have the same tariff classifications, the acetaldehyde from the two countries is a like product for the purposes of the WTO Agreement, the General Agreement on Tariffs and Trade 1947 (GATT), the Agreement on Technical Barriers to Trade (TBT Agreement) and the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (SCM Agreement).
- B. Country Y's Pollution Disease Act 2002 was inconsistent with Articles III.4, XI and XXXVII of the General Agreement on Tariffs and Trade 1947
 - 1. Country Y's Pollution Disease Act 2002 is inconsistent with Article III.4 because-
- a. the acetaldehyde exported by Country X is a like product with the acetaldehyde produced by Country Y and therefore should not be treated less favourably.
- b. the embargo affects 100% of Country X's export of acetaldehyde because this is the sole export of Country X whereas it only affects 10% of Country Y's acetaldehyde domestic industry.
- c. Country X is getting less favourable treatment in relation to the subsidy being given by Country Y because the subsidy favours its domestically produced acetaldehyde.
- d. the standards imposed under the Act do not give equal treatment to the acetaldehyde imported from Country X.
- 2. The embargo on all the imports of acetaldehyde from Country X under Country Y's Pollution Disease Act 2002 is inconsistent with Article XI because –

- a. does not take into account that standards used by Country X and contained in the Environment Protection Act (Diseases) Act 1999 which adopts and is consistent with the international standards
 - b. imposes unilaterally decided standards on all exporting countries
 - c. does not take into account the different conditions prevailing in Country X –
 - i. level of development of the domestic industry
- ii. standards of protection already existing in Country X when the new standards were adopted

iii.size of domestic industry in Country X compared to size of domestic industry in Country y – economic costs of implementing new standards not economically viable to developing country Member with small acetaldehyde producing industry

- 3. The embargo imposed under the PDA is inconsistent with Article XI.1 if the General Agreement on Tariffs and Trade 1947 because it constitutes a prohibition and/or restriction on the importation of acetaldehyde from Country X and it is not in the nature of "duties, taxes or other charges" within the meaning of Article XI.1.
 - 4. Country Y has failed to comply with Article XXXVII because –
 - a. it failed to take into consideration that Country X is a developing country Member
 - b. it failed to give effect to Country Y's commitments under Article XXXVII.1(a)
- c. it is not reasonable for Country Y to expect Country X, a developing country Member to be able to comply with the higher standards of Country Y, a developed country Member
- d. the Pollution Disease Act 2002 has caused adverse effects on the domestic industry in Country \boldsymbol{X}
- 5. In order for Country Y to meet its commitments under Article XXXVII, it is obliged to make exceptions for Country X in the manner in which the Pollution Disease Act 2002 is applied to Country X. Among the measures that should have been undertaken are -
- a. an extended notification period prior to the enactment of the Pollution Disease Act 2002
- b. a reasonable opportunity to make representations prior to the enactment of the Pollution Disease Act 2002
- c. a mechanism for the views of the developing country Members to be taken into consideration during the enactment of the measure
- d. an exception for developing country Members that comply with the international standard for the production of acetaldehyde.
- C. Country Y's Pollutions Disease Act 2002 is inconsistent with Articles 2 and 12 of the Technical Barriers to Trade (TBT) Agreement
 - 1. With reference to paragraphs 60, 75, 76 and 77 of the European Communities –

Measures Affecting Asbestos and Asbestos –Containing Products [AB/DS135/AB/5], the PDA are technical regulations within the meaning of the TBT Agreement because they regulate the sale, import and transfer of acetaldehyde.

- 2. The PDA is inconsistent with Article 2.1 because it effectively accords treatment which is less favourable to Country X than to that accorded to like products of national origin.
- 3. The PDA is inconsistent with Article 2.2 because it is creating unnecessary obstacles to international trade. The Act is more trade restrictive than necessary to fulfill a legitimate objective taking account of the risk non-fulfillment would create. In assessing the risks involved, Country Y has not considered the relevant elements such as scientific and technical information and related-processing technology.
- 4. The PDA is inconsistent with Article 2.4 of the TBT Agreement because there is an existing international standard, that has been adopted by Country X, which is an effective and appropriate means for the fulfillment of the legitimate objectives pursued by Country Y.
 - 5. The PDA contravenes Article 2.9 of the TBT because –
- a. contrary to Article 2.9.1, the notice of the enactment of the PDA was not published at an early appropriate state, in such a manner as o enable interested parties in other Members to become acquainted with it
- b. contrary to Article 2.9.2, the notice was not transmitted through the Secretariat and the notice did not contain any brief indication of its objective and rationale
- c. contrary to Article 2.9.4, reasonable time was not given for other Members, specifically Country X, to make comments in writing, discuss these comments upon request and take these written comments and the results of these discussions into account.
- 6. The PDA is inconsistent with Article 12 of the TBT Agreement because no differential and more favourable treatment was given to Country X, a developing country Member.
- D. The subsidy provided by Country Y to the sale of acetaldehyde produced with the new environment instruments in Country Y are inconsistent with Articles 5 and 6 of the Subsidies and Countervailing Measures Agreement
- 1. Therefore the subsidy granted by Country Y is a subsidy within the scope of the SCM Agreement.
- 2. Country Y's subsidy is inconsistent with Article 5(c) because it causes serious prejudice within the meaning Article 6.3(a). The measure displaces and/or impedes the imports of a like product of Country X into the market of Country Y. The measure discriminates against Country X because it is only available to Country X if its acetaldehyde producers manufacture the acetaldehyde in Country Y.

IV. CONCLUSION

Because of the violations committed in this case, Country X requests the Panel –

- a. to find that Country Y's Pollution Disease Act 2002 is inconsistent with the General Agreement on Tariffs and Trade 1947;
- b. to find that Country Y's Pollution Disease Act 2002 is inconsistent with the TBT Agreement;
- c. to find that the subsidy provided by Country Y to the sale of acetaldehyde produced with the new environment instruments in Country Y is inconsistent with the SCM Measures Agreement;
- d. to find that as a consequence the Government of Country Y has contravened its obligations under the GATT, the TBT Agreement and the SCM Agreement;
- e. to recommend that the DSB request that the Government of Country Y bring the Pollution Disease Act 2002 into conformity with the GATT, the TBT Agreement and the SCM Agreement;
- f. to suggest to the DSB that in order to conform, that Country Y must remove the embargo against all the imports of acetaldehyde from Country X.

【 模擬裁判関連資料 III: Defendant Country's Submission 】

THE COUNTRY OF YUPPIE LAND EMBARGO OF IMPORTS OF ACETALDEHYDE FROM COUNTRY X BASED ON THE POLLUTION DISEASE ACT (PDA)

EXECUTIVE FIRST WRITTEN SUBMISSION OF THE COUNTRY OF YUPPIE LAND

COUNSELS FOR DEFENDANTS

(LEADING COUNSEL): MDM. ZALITA ZAIDAN, Esq.

(AMBASSADOR): H.E. CHAN SEONG NGOH

(GOVERNMENT ENVIRONMENTALIST): ROZINA AYOB

(MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS): SURAYA HARUN

(FOREIGN AFFAIRS DIPLOMAT): NIK SERENE NIK HASHIM

(TRADE COUNSELLOR): SUHARA ABDUL RAHMAN

(ANTI-DUMPING LEGAL EXPERT): NORZITA ABU SAMAH

(TREASURY SOLICITOR): KANAGESWARI NALLIAH

(GOVERNMENT SCIENTIST): AHMAD RAZIF MOHD SIDEK

(MINISTER COUNSELLOR, MITI): MOHD NORMUSNI MUSTAPA ALBAKRI

(HUMAN-RIGHT ACTIVIST): MOHD JAMIZAL BIN ZAINOL

(ECONOMIC ADVISOR): VALERIE EVELYN ARAN

Defendant's Submission

We, the GOVERNMENT OF YUPPIE LAND, humbly submit that we are not in violation of Articles I and III:4 of the GATT 1994.

In the alternative, we wish to invoke Article XX of GATT1994.

PRIMARY DEFENCE

There is sufficient evidence to suggest that we are not in violation of Article III:4 of GATT 1994 for the following reasons:

The product in issue is not like product – the issue on less favourable treatment is irrelevant

Alternatively, there is no less favourable treatment in this particular claim.

SECONDARY DEFENCE

In the alternative; we wish to invoke Article XX of GATT 1994, in particular Article XX:(b) and (g). The measure is:

- "(b) necessary to protect human, animal of plant life or health;" and
- "(g) relating to the conservation of exhaustible natural resources if such measures are made effective in conjunction with restrictions on domestic production or consumption."

We reiterate that the measure is not applied in a manner which constitute a mean of arbitrary or unjustifiable discrimination between countries where the same conditions prevail and neither that it is a disguised restriction on International trade.

CONCLUSION

We humbly pray to this Honourable Panel to establish a ruling that our measure is not inconsistent with GATT 1994 and that the claims of the complainant be set aside.

【 模擬裁判関連資料 IV: QUESTIONS FROM THE PANEL 】

[Plaintiffs, according to the consistent case law of the GATT/WTO (see in particular the *Woven Wool* case) you bear the burden of proving your allegations, so our questions will primarily focus on you.]

Article III or IX?

PLAINTIFFS: You make in your submissions (II, pp. 6 and 7) arguments based on Article III:4 and an argument based on Article XI GATT. However, according to GATT/WTO case law, you must choose between Article XI and Article III. Which do you choose?

If PLAINTIFFS choose XI

DEFENDANTS: how do you respond?

Like

PLAINTIFFS: You say in your submissions (II, p. 5 pt. 3) that 'consumer tastes and habits are not relevant in the instant case. But the AB (in the Liquor Taxes cases, most recently in Asbestos) has said that consumer tastes and habits are very relevant.

The defendants have argued that there are important differences. [Or if they have not, ask them to comment on this]

Please comment. Why do consumers distinguish against MMA and non-MMA? Would they substitute them for each other in <u>some</u> circumstances?

Article XX GATT

DEFENDANTS: You say that your measure, in the alternative, would be justified by Article XX(b) and/or XX(g) GATT (Δ , p. 3).

First, with regard to XX(b), why are you concerned about health? Isn't it the health of other countries' citizens?

Second, with regard to XX(g), why are you concerned about the environment? Does the processing in another country affect your territory?

Are these concerns relevant under Article XX GATT?

Proportionality

DEFENDANTS: The plaintiffs argue (Π , p. 11 pt. 3) that the Act is more trade restrictive than necessary. How do you respond? Why wouldn't labeling be enough?

DEVELOPING

DEFENDANTS: The plaintiffs argue that you have violated Article XXXVII GATT

(Π p. 8 pt. 4) and Article 12 TBT (Π p. 12, pt. 6). In what way have you taken in to account the special situation of Country X's developing country status? How have you given this developing country special and differential treatment?

◆TRIPS協定の実施能力支援《コンポネント3》

マレーシア TRIPS セミナー

日程: 2002年10月28日(月)

場所:クアラルンプール市内プリンスホテル

目的:TRIPS協定の基本原則並びに関係知的財産戦略の理解

参加者: MDTC を中心とした行政職員及び教育機関、民間関係団体等から 106 名

言語:英語

【セミナー: 10月28日(月)】09:00-17:05

セッション1:「TRIPS協定履行の重要性」

・基調講義1:「TRIPS 協定履行の重要性」

特許庁総務部国際課多角的交渉対策室長/国際協力室長 渡辺 仁

・基調講義2:「マレーシアにおける TRIPS 協定履行問題とその背景」

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

・質疑応答 / ディスカッション

セッション2:「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート1)」

・基調講義:「技術移転とライセンシング」

UFJ 総合研究所顧問 御船 昭

<モデレーター>

Mr. Timothy Siaw, Lawyer, Tay & Partners

<パネリスト>

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

Mr. Yeoh Suat Gaik, Lawyer, Bustamam & Co.

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之 葵特許事務所弁理士 西森浩司

・質疑応答 / ディスカッション

セッション3:「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート2)」

・基調講義:「マレーシアと同じ経験を持つ日本からのアドバイス」 - 発明とその経済価値 - 葵特許事務所弁理士 西森浩司

<モデレーター>

Assoc. Prof. Dr. Lim Heng Gee, Faculty of Administration and Law, University Technology of MARA (UiTM)

<パネリスト>

Ms. Siti Eaisah Mohammad, Senior Assistant Registrar, Ministry of Trade and Consumer Affairs (MDTCA), Malaysia

Mr. Ong Chui Koon, Head of IP Department, Standards and Industrial Research Institute of Malaysia (SIRIM) Berhad

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之 UFJ 総合研究所顧問 御船 昭 (TA コンサルタントチームメンバー)

質疑応答 / ディスカッション

セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General questions

(1) Number of respondents

38 (out of 106 participants)

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 4.2 years

2. Evaluation of the Seminar

(1) Objective of attending Seminar (multiple answers)

[A] To gain general knowledge of Intellectual Property Rights 31 (81.6%)

[B] To gain knowledge about specific field 22 (57.9%)

[C] To gain information /knowledge for your own teaching purpose (ie.as a lecture)

1 (2.6%)

[D] To gain knowledge about Japanese experience 19 (50.0%)

[E] To exchange views with lecturers and participants 13 (34.2%)

[F] Others

(2) Attainment from the Seminar

1) Were your expectations of the Seminar met?

Fully met	[A, 5 point]	3	(7.9%)
	[B, 4 point]	19	(50.0%)
	[C, 3 point]	12	(31.6%)
	[D, 2 point]	3	(7.9%)
Not met	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.5 point		

2) To what extent did you acquire knowledge/information from the sessions?

Very much	[A, 5 point]	5	(13.2%)
	[B, 4 point]	16	(42.1%)
	[C, 3 point]	15	(39.5%)
	[D, 2 point]	2	(5.3%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.6 po	int	

3) To what extent did you acquire new knowledge through the sessions?

Very much	[A, 5 point]	4	(10.5%)
	[B, 4 point]	21	(55.3%)
	[C, 3 point]	11	(28.9%)
	[D, 2 point]	2	(5.3%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.7 poi	nt	

- 4) What kind of topics in the sessions do you think is the most beneficial?
 - Basic principles of TRIPS Agreement
 - Relation between TRIPS and other International Conventions
 - Technology Transfer and Licensing
- 5) Do you think the Seminar was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A, 5 point]	12	(31.6%)
	[B, 4 point]	13	(34.2%)
	[C, 3 point]	11	(28.9%)
	[D, 2 point]	2	(5.3%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.9 poin	t	

- (3) Comparison with your own programs
- 1) What kind of programs on intellectual property rights have you attended recently? (Example)
 - IP Promotion in general
 - Biotechnology and IP
 - Licensing
- 2) What do you think the impact of this Seminar compared with the program you indicate above?

Average 3.7 point

3. Outcome of the Seminar

(1) Utilization

1) In your future opportunity, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the sessions?

Very much	[A, 5 point]	5	(13.2%)
	[B, 4 point]	18	(47.4%)
	[C, 3 point]	11	(28.9%)
	[D, 2 point]	4	(10.5%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.6 point	t	

2) In your future opportunity, to what extent do you think you can utilize the network with today's lecturers and participants?

Very much	[A, 5 point]	3	(7.9%)
	[B, 4 point]	16	(42.1%)
	[C, 3 point]	13	(34.2%)
	[D, 2 point]	5	(13.2%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	. 2.4	. ,	

Average 3.4 point

3) In your future opportunity, do you think you have more confidence in your job/mission than before?

Very much	[A, 5 point]	3	(7.9%)
	[B, 4 point]	17	(44.7%)
	[C, 3 point]	16	(42.1%)
	[D, 2 point]	1	(2.6%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.5 poi	int	

4) In case you choose [D] or [E], what are the obstacles in utilizing what you acquired from the sessions?

- NA

(2) Diffusion

1) In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the sessions? (multiple answers)

[A] by sharing/informing among colleagues	34	(89.5%)
[B] by giving lectures at training courses	9	(23.7%)

[C] by planning training courses and workshops	8	(21.1%)
[D] by other means: please specify	6	(15.8%)
[E] Cannot be diffused	0	(0.0%)

- NA

マレーシア TRIPS ミニ・ワークショップ

日程: 2002年10月29日(火)

場所:クアラルンプール市内の会議施設(Dewan Miri)

目的:国内教育充実に資するモデルトレーニング・教材を提供、情報の共有化

参加者: MDTC を中心とした行政職員及び教育機関等から22名

言語:英語

【ミニ・ワークショップ: 10月29日(火)】09:00-17:05

イントロダクション・セッション:「TRIPS 協定履行の重要性」

・基調講義:「教材開発に係るタイ、インドネシアの取組みとその成果」

JICA TA コンサルタントチーム副団長 石田雅之

質疑応答 / ディスカッション

セッション1:モデルトレーニング「知的財産権の水際措置」

<講 師>

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之

質疑応答 / ディスカッション

セッション2:モデルトレーニング「発明とその経済価値」

<講師>

葵特許事務所弁理士 西森浩司

質疑応答 / ディスカッション

セッション3:ラウンドテーブル

「タイ、インドネシアにおける経験のマレーシアへの適用可能性」

<モデレーター>

JICA TA コンサルタントチーム副団長 石田雅之

<パネリスト>

松原・村木国際特許事務所代表パートナー/弁理士 松原伸之

葵特許事務所弁理士 西森浩司

UFJ 総合研究所顧問 御船 昭 (TA コンサルタントチームメンバー)

質疑応答 / ディスカッション

ミニ・ワークショップの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General questions

(1) Number of respondents

12 (out of 22 participants)

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 9.8 years

2. Evaluation of the Workshop

(1) Objective of attending Workshop (multiple answers)

[A] To gain general knowledge of Intellectual Property Rights 11 (91.7%)

[B] To gain knowledge about specific field 6 (50.0%)

[C] To gain information /knowledge for your own teaching purpose (ie.as a lecture)

3 (25.0%)

[D] To gain knowledge about Japanese experience 7 (58.3%)

[E] To exchange views with lecturers and participants 5 (41.7%)

[F] Others

(2) Attainment from the Workshop

1) Were your expectations of the workshop met?

Fully met	[A, 5 point]	7	(58.3%)
	[B, 4 point]	4	(33.3%)
	[C, 3 point]	1	(8.3%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not met	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 4.5 point		

2) To what extent did you acquire knowledge/information from the sessions?

Very much	[A, 5 point]	4	(33.3%)
	[B, 4 point]	7	(58.3%)
	[C, 3 point]	1	(8.3%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
Average4.3 point			

3) To what extent did you acquire new knowledge through the sessions?

Very much [A, 5 point] 4 (33.3%)

- 附属資料《TRIPS》7-

	[B, 4 point]	7	(58.3%)
	[C, 3 point]	1	(8.3%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average4.3 point		

- 4) What kind of topics in the sessions do you think is the most beneficial?
 - Comparison with situation of Thailand and Indonesia
 - Case studies on counterfeit
 - Better understanding on Training Know-How
 - Information substantiation on comparative case analysis
 - Good atmosphere for interactive approach
- 5) Do you think the Workshop was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A, 5 point]	8	(66.7%)
	[B, 4 point]	3	(25.0%)
	[C, 3 point]	1	(8.3%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 4.6 point		

- (3) Comparison with your own programs
- 1) What kind of programs on intellectual property rights have you attended recently? (Example)
 - Patent examination
- 2) What do you think the impact of this Seminar compared with the program you indicate above?

Very useful	[A, 5 point]	7	(58.3%)
	[B, 4 point]	3	(25.0%)
	[C, 3 point]	0	(0.0%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not useful at	all [E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 3.7 poi	nt	

3. Outcome of the Workshop

(1) Utilization

1) In your future opportunity, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the sessions?

Very much	[A, 5 point]	5	(41.7%)
	[B, 4 point]	7	(58.3%)
	[C, 3 point]	0	(0.0%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 4.4 point		

2) In your future opportunity, to what extent do you think you can utilize the network with today's lecturers and participants?

Very much	[A, 5 point]	5	(41.7%)
	[B, 4 point]	6	(50.0%)
	[C, 3 point]	1	(8.3%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 4.3 point		

3) In your future opportunity, do you think you have more confidence in your job/mission than before?

Very much	[A, 5 point]	5	(41.7%)
	[B, 4 point]	5	(41.7%)
	[C, 3 point]	2	(16.7%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	Average 4.3 point		

4) In case you choose [D] or [E], what are the obstacles in utilizing what you acquired from the sessions?

- NA

(2) Diffusion

1) In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the sessions? (multiple answers)

[A] by sharing/informing among colleagues 10 (83.3%)

[B] by giving lectures at training courses	3	(25.0%)
[C] by planning training courses and workshops	3	(25.0%)
[D] by other means: please specify	2	(16.7%)
[E] Cannot be diffused	0	(0.0%)

- NA

◆ TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》

セミナー

TBT セミナーは、2002 年 3 日~4 日に、クアラルンプール市内ホテル・エクアトリアルにて開催された。DSM/SIRIM Berhad 及び日本の経済産業省との一連の協議の結果、プログラムは以下のように設定された。

[第1日:2002年9	月3日(火)]
08:00 - 09:00	受付
09:00 - 09:20	開会の辞
	(マレーシア側) Ms Mariani Mohammad(DSM 総局長)
	(日本側) 佐々木十一郎氏 (JICA マレーシア事務所次長)
	セッション 1 準備
<u>セッション1(</u> 9:40	· ·
9:40-11:10	日本の標準化政策と JISC の標準化戦略
	スピーカー: 藤代尚武氏 (経済産業省産業技術環境局基準認証 国際チーム課長補佐)
	(質疑応答を含む)
<u>セッション 2</u> (11:1	•
11:10 – 122:40	ISO における最新動向
	スピーカー:青木朗氏(日本工業標準調査会委員、前 ISO
	副会長)
	(質疑応答を含む)
12:40-14:20	昼食
14.20 15.50	にのにおけて見な動力
14:20 – 15:50	IECにおける最新動向
	スピーカー:油本暢勇氏(住友電気工業株式会社顧問、IEC 評 議委員会委員)
	一般女貝云女貝)(質疑応答を含む)
	(貝無心合と占む)
15:50 – 16:20	第1日に関する Q&A
16:20	第1日終了(コーヒーサービス)

[第2日:2002年9月4日(水)]				
<u>セッション 3</u> (09:0	0 – 12:20)			
9:00 - 10:30	TBT 委員会における最新動向			
	スピーカー:田口左信氏(経済産業省産業技術環境局			
	基準認証国際チーム標準協力調整官)			
	(質疑応答を含む)			
10:30 – 10:50	休憩			
10:50 -12:20	日本における TBT 照会所の役割			

スピーカー: 小田正規氏 (JICA TA コンサルタントチーム、 UFJ 総合研究所) (質疑応答を含む)

12:20 閉会の辞

(マレーシア側)Mr. Rajinder Raj (General Manager, Standards Management Department, SIRIM Berhad) (日本側)小田正規氏(JICA TA コンサルタントチーム、UFJ 総合研究所)

セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General questions

(1) Number of respondents

43 (out of 90 participants)

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 2.1 years

2. Evaluation of the Workshop

(1) Objective of attending Workshop (multiple answers)

[A] To gain a general knowledge of TBT	39	(90.7%)
[B] To gain a knowledge of specific field	8	(18.6%)
[C] To gain a knowledge of Japanese experience	27	(62.8%)
[D] To exchange views with lecturers and participants	12	(27.9%)
[E] Others	0	(0.0%)

(2) Attainment from the Workshop

1) Were your expectations of the workshop met?

Fully met	[A, 5 point]	6	(14.0%)
	[B, 4 point]	16	(37.2%)
	[C, 3 point]	18	(41.9%)
	[D, 2 point]	1	(2.3%)
Not met	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		2	(4.6%)

Average 3.7 point

2) To what extent did you acquire new knowledge through the workshop?

Very much	[A, 5 point]	6	(20.0%)
	[B, 4 point]	20	(40.0%)
	[C, 3 point]	12	(33.3%)
	[D, 2 point]	3	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		2	(4.6%)

Average 3.7 point

3) What kind of topics in the workshop do you think is the most beneficial? ? (Multiple answers)

Japanese Standardization Policy and JISC Standards Strategy	7 (16.3%)
Current Topics in ISO	13 (30.2%)
Current Topics in IEC	5 (11.6%)
Current Topics at the TBT Committee	19 (44.2%)
Role of TBT Enquiry Point in Japan	16 (37.2%)

4) Do you think the workshop was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A, 5 point]	16	(37.2%)
	[B, 4 point]	19	(44.2%)
	[C, 3 point]	6	(14.0%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		2	(4.6%)

Average 4.2 point

(3) Comparison with Own Training Program

- 1) What kind of workshops related to WTO have you attended recently? (Example)
 - Understanding SPS Agreement and Agriculture Agreement by JICA.
 - APEC symposium on notification procedures under WTO agreement on TBT&SPS
- ITC, on export of services.(ITC-International Training Center, WTO)
- Seminars on AFTA/AIA
- APEC symposium on TBT and SPS notification procedure.
- Seminar on IEC activities
- WTO trade in services
- 25 (58.1%) of which 43 respondents have not ever attended workshops related to WTO.
- 2) How do you think the impact of this workshop compared with your training program?

Very useful	[A, 5 point]	8	(18.6%)
	[B, 4 point]	8	(18.6%)
	[C, 3 point]	12	(27.9%)
	[D, 2 point]	1	(2.3%)

Not useful at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		14	(32.6%)
Average 3.8 point			

3. Outcome of the Workshop

(1) Utilization

1) In your own job, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the workshop?

Very much	[A, 5 point]	6	(14.0%)
	[B, 4 point]	19	(44.2%)
	[C, 3 point]	13	(30.2%)
	[D, 2 point]	3	(7.0%)
Not at all	[E, 1 point]	1	(2.3%)
No answer		1	(2.3%)

Average 3.6 point

(2) Diffusion

1) In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the workshop? (Multiple answers)

[A] Informing my colleagues or subordinates personally	35	(81.4%)
[B] Giving lectures	3	(7.0%)
[C] Planning training courses and workshops	5	(11.6%)
[D] Others	13	(30.2%)
[E] Cannot be diffused	1	(2.3%)

4. For the future workshop

- (1) What sort of training or workshop do you need to further improve your capacity? (Major Examples)
 - How to do the negotiation on TBT agreement or other related agreement
 - Case study on understanding the notification
 - What are Japan's experiences
 - How to develop a coherent national strategy and policy in Malaysia to address the issue of standardization of technical regulations in line with the requirements of the TBT Agreement.
 - Topic towards manufacturing of building products of various local standard
 - Code of Good Practice in the TBT Agreement

- In-depth coverage of the TBT Agreement and being through panel decision
- Technical regulation of major economies and their experience in relation to TBT
- Implications or cost and benefits of becoming a WTO signatory to developing nations
- Labeling, MRA

(2) Other Comments

- More inter-Asian cooperation on -standardization
- Negotiation technique
- Contact details for all the organization and speakers of the seminar, in printed form, should be useful for participants, for feedback and enquiry purposes. And also a full list of all the participants for networking possibilities.
- Good/Best regulatory practices.
- To examine the Malaysia technical regulation conformance with IS

ワークショップ

セミナーに引き続き、日本側専門家とマレーシア政府関係者によるクローズド・ワークショップが、2002年9月5日に、セミナーと同会場である、クアラルンプール市内ホテル・エクアトリアルにて開催された。DSM/SIRIM Berhad 及び日本の経済産業省との一連の協議の結果、プログラムは以下のように設定された。

08:30 - 09:00	受付
09:00 - 09:15	開会の辞
	Mr. Rajinder Raj (General Manager, Standards Management
	Department, SIRIM Berhad)
	12:00) WTO TBT 協定
9:15 – 10:00	トピック1:TBT 協定の内容説明
	- 日本側によるプレゼンテーション(小田正規、TA コンサル
	タントチーム)
	- 日本側参加者による追加コメント
	- マレーシア側からの質問/コメント
	- ディスカッション
10:00 - 10:45	トピック2:貿易に対するインプリケーション、標準化及び適
	合性評価の重要性
	- 日本側によるプレゼンテーション (久野新、TA コンサルタ
	ントチーム)
	日本側参加者による追加コメントマレーシア側からの質問/コメント
	・ マレーン/側からの負向/コグント・ ディスカッション
	- /1/2/2012
10:45 – 11:05	休憩
11:05 – 11:50	トピック3: TBT 照会所の役割
11.03 – 11.30	- 日本側によるプレゼンテーション (小田正規、TA コンサル
	タントチーム)
	- 日本側参加者による追加コメント
	- マレーシア側からの質問/コメント
	- ディスカッション
11:50-14:00	昼食
	- 16:00) TBT 協定の実施
14:00 – 14:45	トピック4: マレーシアにおける国際標準化活動と TBT 協定の
	実施にかかる現状
	- マレーシア側によるプレゼンテーション(Mr. Rajinder Raj,
	General Manager, Standards Management Department, SIRIM
	Berhad)
	- 日本側参加者によるコメント
	- マレーシア側からの追加コメント/質問
	- ディスカッション
14:45 – 15:15	休憩
1	11.43

15:15 – 16:00トピック5: 貿易担当官/規制当局の役割
- 日本側によるプレゼンテーション (田口左信氏、経済産業省基準認証ユニット標準協力調整官)
- 日本側参加者による追加コメント
- マレーシア側からの質問/コメント
- ディスカッション16:00 – 16:30ディスカッション開会の辞
(マレーシア側) Ms. Khalidah Mustafa
(Director of Standards, DSM)
(日本側) 小田正規 (TA コンサルタントチーム)

ワークショップの参加者に対するアンケート調査の結果

1. General questions

(1) Number of respondents

11 (out of 24 participants)

(2) Length of involvement for WTO-related job

Average 2.8 years

2. Evaluation of the Workshop

(1) Objective of attending Workshop (multiple answers)

[A] To gain a general knowledge of TBT	10	(90.9%)
[B] To gain a knowledge of specific field	0	(0.0%)
[C] To gain a knowledge of Japanese experience	10	(90.9%)
[D] To exchange views with lecturers and participants	4	(36.4%)
[E] Others	1	(9.1%)

(2) Attainment from the Workshop

1) Were your expectations of the workshop met?

18.2%)
27.3%)
54.5%)
0.0%)
0.0%)

Average 3.6 point

2) To what extent did you acquire new knowledge through the workshop?

Very much	[A, 5 point]	2	(18.2%)
	[B, 4 point]	6	(54.5%)
	[C, 3 point]	2	(18.2%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		1	(9.1%)

Average 4.0 point

3) What kind of topics in the workshop do you think is the most beneficial? ? (Multiple answers)

Explanation of its contents

3 (27.3%)

Implications on Trade and significance of standards and conformity assessment issues

2 (18.2%)

Role of enquiry and notification point

7 (63.6%)

Current situation of international standardizing activities and implementation of TBT agreement in Malaysia 2 (18.2%)

Role of trade officials/ regulators

3 (27.3%)

4) Do you think the workshop was useful for your country considering the present situation of this field?

Very much	[A, 5 point]	1	(9.1%)
	[B, 4 point]	7	(63.6%)
	[C, 3 point]	1	(9.1%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		2	(18.2%)

Average 4.0 point

(3) Comparison with Own Training Program

- 1) What kind of workshops related to WTO have you attended recently? (Example)
 - The ministry is currently holding a series of WTO talks to its agencies.
 - Only on the DSU by WTO or ESCAP, UN.
- 2) How do you think the impact of this workshop compared with your training program?

Very useful	[A, 5 point]	1	(9.1%)
	[B, 4 point]	1	(9.1%)
	[C, 3 point]	2	(18.2%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not useful at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
No answer		7	(63.6%)

Average 3.8 point

3. Outcome of the Workshop

(1) Utilization

1) In your own job, to what extent do you think you can utilize the knowledge acquired from the workshop?

Very much	[A, 5 point]	1	(9.1%)
	[B, 4 point]	6	(54.5%)
	[C, 3 point]	4	(36.4%)
	[D, 2 point]	0	(0.0%)
Not at all	[E, 1 point]	0	(0.0%)
	a =		

Average 3.7 point

(2) Diffusion

1) In what way do you think you can diffuse the knowledge acquired from the workshop? (Multiple answers)

[A] Informing my colleagues or subordinates personally		(90.9%)
[B] Giving lectures	2	(18.2%)
[C] Planning training courses and workshops	2	(18.2%)
[D] Others	1	(9.1%)
[E] Cannot be diffused	0	(0.0%)

4. For the future workshop

- (1) What sort of training or workshop do you need to further improve your capacity? (Examples)
 - Follow-up on development on TBT discussion.
 - Regulatory reform / good regulatory practice

(2) Other Comments

- Perhaps another area to look at is on GATS - standards in services

◆ セミナー・ワークショップ外部講師リスト

組織	所属・肩書	氏名(敬称略)	セミナー・WS
経済産業省	経済産業研究所 研究調整ディレクター	荒木一郎	DS
	産業技術環境局規準認証ユニット 課長補佐	藤代尚武	TBT
	産業技術環境局基準認証国際チーム 標準協力調整官	田口左信	ТВТ
他省庁	農水省大臣官房企画評価課 課長補佐	牛草哲朗	農業・農業協定
	農協流通研究所 主任研究員	木村彰利	農業・ 農産物流通システム
	農水省総合食糧局国際経済課 国際専門官	犬飼史郎	SPS·SPS 協定
	農水省食品総合研究所 主任研究官	山本和貴	SPS・食品安全分析
	農水省植物防疫所 統括調整官	江口寛明	農業・植物防疫
	農水省動物検疫所 検疫部長	吉村史朗	農業・動物検疫
	特許庁総務部国際課多角的交渉対策室長/国際 協力室長	渡辺仁	TRIPS セミナー
	特許庁総務部国際課 係長	原泰造	TRIPS セミナー
学識	成蹊大学教授(前 WTO 上級委員)	松下満雄	DS
	慶応大学教授	田村次朗	DS
	早稲田大学教授	清水章雄	DS
日本民間専門家	日本規格協会 顧問 (JISC 委員、ISO 前副会長)	青木朗	ТВТ
	住友電気工業株式会社 顧問 (IEC 評議会メンバー)	油本暢勇	ТВТ
	葵国際特許事務所 弁理士	西森浩司	TRIPS セミナー・WS
	松原・村木国際特許事務所 代表パートナー・ 弁理士	松原伸之	TRIPS セミナー・WS
第3国専門家	Stibbe , Wilmer, Cutler & Pickering	Mr. Marco Bronckers, Ms. Natalie McNelis	DS